

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年9月30日

【中間会計期間】 自 2020年1月1日 至 2020年6月30日

【会社名】 コメルツバンク・アクツィエンゲゼルシャフト
(Commerzbank Aktiengesellschaft)

【代表者の役職氏名】 上席法律顧問 ニコル・ベリンガー
(Nicole Behringer, Senior Counsel)
副部長 クリスティナ・ケルシュナー
(Kristina Kürschner, Vice President)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国、フランクフルト・アム・マイン 60311、
カイザーシュトラッセ 16 (カイザープラッツ)
(Kaiserstraße 16 (Kaiserplatz), 60311 Frankfurt am Main,
Federal Republic of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 秀 明

【代理人の住所又は所在地】 東京都中央区銀座1-16-7 銀座大栄ビル7階
京橋法律事務所

【電話番号】 03(6228)7534

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 秀 明

【連絡場所】 東京都中央区銀座1-16-7 銀座大栄ビル7階
京橋法律事務所

【電話番号】 03(6228)7534

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注) 1 本書において、別段の記載がある場合を除き、「当行」または「コメルツ銀行」とはコメルツバンク・アクツィエンゲゼルシャフトないしコメルツバンク・アクツィエンゲゼルシャフトとその連結子会社、また「ドイツ」とはドイツ連邦共和国を指す。
- 2 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ユーロ」はユーロを指すものとする。原則として、本書において便宜上記載されている日本円金額は、2020年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=125.47円)により計算されている。
- 3 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

変更事項なし。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

	6月30日現在または同日に終了した6ヶ月間			12月31日現在または同日に終了した年度	
	2018年	2019年 ^{注1)}	2020年	2018年 ^{注1)}	2019年
コメルツ銀行グループ					
純利息収益 (百万ユーロ)	2,288	2,505	2,597	4,748	5,074
(百万円)	(287,075)	(314,302)	(325,846)	(595,732)	(636,635)
純手数料収益 (百万ユーロ)	1,565	1,507	1,668	3,089	3,056
(百万円)	(196,361)	(189,083)	(209,284)	(387,577)	(383,436)
損益を通して (百万ユーロ)	403	113	-141	366	244
公正価値で測定され る金融資産および負 債に係る純利益 (百万円)	(50,564)	(14,178)	(-17,691)	(45,922)	(30,615)
継続事業に係る 税引前損益 (百万ユーロ)	659	555	-74	1,242	1,129
(百万円)	(82,685)	(69,636)	(-9,285)	(155,834)	(141,656)
連結損益 (百万ユーロ)	591	445	-75	964	744
(百万円)	(74,153)	(55,834)	(-9,410)	(120,953)	(93,350)
資本金 (百万ユーロ)	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252
(百万円)	(157,088)	(157,088)	(157,088)	(157,088)	(157,088)
総資産 (百万ユーロ)	487,537	463,557	550,628	462,369	463,557
(百万円)	(61,171,267)	(58,162,497)	(69,087,295)	(58,013,438)	(58,162,497)
リスク加重資産 (百万ユーロ)	175,508	186,797	187,051	180,498	181,765
(百万円)	(22,020,989)	(23,437,420)	(23,469,289)	(22,647,084)	(22,806,055)
1株当たり利益 (ユーロ)	0.43	0.32	-0.08	0.69	0.51
(円)	(54)	(40)	(-10)	(87)	(64)
従業員数 (人)	48,779	48,644	47,549	49,410	48,512
コメルツ銀行					
1株当たり配当金 (ユーロ)	—	—	—	0.20	— ^{注2)}
(円)	(—)	(—)	(—)	(25)	(—)

注1) 修正再表示により調整された。

注2) コメルツ銀行は定時株主総会で2019年の配当金を提案しなかった。また新型コロナウイルスの懸念が終息するまで2020会計年度の配当金を計画しない。

2 【事業の内容】

変更なし。

3 【関係会社の状況】

(1) 親 会 社

当行には親会社はない。

(2) 子 会 社（2020年6月30日現在）

後記「第6 経理の状況、重要な注記、一般情報、(6) 連結対象会社」参照のこと。

4 【従業員の状況】

2020年6月30日現在、コメルツ銀行グループの従業員合計は、47,549名（ドイツ：33,417名、国外：14,132名）であった。2019年6月30日においては、48,644名（ドイツ：34,903名、国外：13,741名）であった。

第3 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境および対処すべき課題】

(1) 経営方針

2020年6月25日に提出した有価証券報告書の記載から重大な変更はなし。

(2) 経営環境

「第3事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績およびキャッシュフローの状況の分析」参照

(3) 対処すべき課題

「第3事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績およびキャッシュフローの状況の分析」参照

2 【事業等のリスク】

コロナウイルスのパンデミックに関連するリスク要因を除き、2020年6月25日に提出した有価証券報告書から重大な変更はなし。

現在、コメルツ銀行が有する情報に基づき、コロナウイルスのパンデミックに関連する現在のリスク要因を以下のように記載する。

多数のリスク要因が、確実に定量化はできないが、2020年の損益にかなりの影響を与える可能性がある。これには、大きな不確実性が続く地政学的状況や、特にコロナウイルスのパンデミックによる経済への影響がまだ完全には予測できないことを背景にした世界的な経済リスクの増大が含まれている。個人消費は大きく抑制され、企業の投資活動も大幅に削減されることが予想され、金融機関の法人・個人事業への影響は大きいと思われる。また、顧客の政府保証付き融資制度の利用の増大により、コメルツ銀行のような金融機関からの借り入れが減る可能性があるため、金融機関のビジネスにも悪影響を及ぼす可能性がある。顧客や従業員を守るための支店閉鎖も、当年度の銀行セクターの業務量に影響を与えるであろう。現在、株式市場取引の大幅な拡大により、証券手数料業務は恩恵を受けているが、支店業務の偶発的な損失を相殺するほどにはならないであろう。今後は、オンライン・バンキング・ツールや機動的なソリューションを幅広く顧客に提供する金融機関の方が、より有利になるとと思われる。そのため、顧客のオンライン・バンキング利用に焦点を当て、より多くの資源とデジタル・オファーの充実を図っていくことが、今後ますます重要になってくるであろう。特に銀行の収益性は既に長い間、非常に低い利ざやに悩まされてきたため、業績はかなりの不確実性を伴う。また、当行は、コロナウイルスのパンデミックの過程でより不安定になった市場価格の変動にもさらされている。2020年年初の数ヶ月間と同様に、これはマイナスの再測定効果につながる可能性がある。コメルツ銀行は、2020年上半期に既に計上したリスク引当金と、コロナウイルスのパンデミックの経済的影響の出現に基づき、2020年全体のリスク損益が増加することを予想している。コメルツ銀行は、当年度のリスク損益を－13億ユーロから－15億ユーロになると予想している。この予測は、コロナウイルスのパンデミックの影響を緩和するための実質的な規制が実施されていることから、2020年3月と4月に見られたような規模の更なる世界的なロックダウンは回避される可能性があり、経済は徐々に回復し続けるという前提に基づいている。コメルツ銀行はまた、政府の支援策が危機の間も効果的であり続け、2020年の大規模な債務超過の波を防止することにより、かなり緩和すると想定している。コロナウイルスのパンデミックがさらに深刻化した場合、リスク損益はさらにマイナスになる可能性がある。コメルツ銀行は、継続する厳しい市場環境とリスク要因、上半期に特定の引当金を計上したことによるリスクの増加、および予定されていた事業再編費用の引当金を計上したことによるリスクの増加を考慮して、最終的には2020年は連結損失を計上すると予想している。当行は、規制上の最低資本要件の引き下げに伴い、2020年度末のCET1自己資本比率の目標を12.75%以上から12.5%以上に調整している。

特に危機が再び深刻化した場合には、当行グループが今後も重大な悪影響を受けないという保証はない。欧州通貨同盟（EU）内の危機がさらに深刻化した場合には、当行グループに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、状況によっては当行グループの存続が脅かされる可能性さえある。

3 【経営者による財政状態、経営成績およびキャッシュフローの状況の分析】

経済の全般的な状況

コロナウイルスのパンデミックを阻止するために採られた措置により、世界経済は第二次大戦後最悪の不況に陥った。しかし、規制緩和により、経済活動は再び持ち直してきている。

2020年第2四半期に、中国経済はすでに、年初3か月に経験した景気後退をほとんど取り戻すことができた。多くのセクターは、危機の前の量的な使用率レベルにすでに戻っている。ユーロ圏では、3月から4月に、経済は当初懸念されていたよりも厳しく落ち込んだが、5月には大幅に回復することができた。例えばドイツでは、当年度第2四半期の経済は年初3か月と比較して10.1%縮小した。米国では、第2四半期の経済生産が全体で9.5%減少した。

景気後退に対処するため、世界中の中央銀行は金融政策を大幅に緩和した。6月月初に、欧州中央銀行（ECB）は、パンデミック緊急購入プログラム（PEPP）に基づく債券購入量をさらに6千億ユーロ増やし、1兆3,500億ユーロとした。さらに、先進国の大国は、経済支援のために、これまでにない規模で支援パッケージをまとめた。

ヨーロッパでは新たな感染者数が減少しているため、市場は3月末から著しく回復している。

財務実績、資産、負債および財務ポジション

コメルツ銀行グループの損益計算書

当上半期の収益実績は、顧客事業の安定が特徴的であったが、コロナウイルスのパンデミックの影響により、再測定効果が大幅に低下し、リスク引当金が増加した。コメルツ銀行は、前上半期が555百万ユーロの営業利益であったのに対し、2020年上半期は－74百万ユーロの営業損失であった。

当報告期間における損益計算書の主要な項目の実績は、以下のとおりであった。

当上半期中の純利息収益は2,597百万ユーロで、前年同期の水準を3.7%上回った。個人および小規模事業顧客セグメントは、前年同期とほぼ同様な純利息収益を記録した。ドイツでは、個人向け住宅ローンのポートフォリオ融資額を中心としてさらに増加したが、利ざやの低下と預金事業からの受取利息の減少を完全に相殺することはできなかった。エムバンクは、主に貸出事業の取引高の伸びにより、引き続き純利息収益の増加を達成した。コーポレート顧客セグメントの純利息収益は前年同期の水準をわずかに下回った。

純手数料収益は、前年同期比10.7%増の1,668百万ユーロとなった。個人および小規模事業顧客セグメントでは、純手数料収益の著しい増加が、当報告期間における主な収益の牽引役であった。手数料収益は、主に、資本市場が時々の状況により非常に不安定な展開となっていたことに関連して、国内証券業務の顧客活動が高水準であったことに牽引された。子会社のコムディレクトで、取引ベースの収益が特に大幅に増加した。エムバンクの純手数料収益も著しく増加した。これは主に、証券およびカード事業からの収益の大幅な増加によるものであった。コーポレート顧客セグメントでは、純手数料収益は前年同期とほぼ同様であった。

当報告期間における、損益を通して公正価値で測定される金融資産および負債に係る純利益は、－141百万ユーロであった（前年同期は113百万ユーロ）。この著しい減少は、主にコロナウイルスのパンデミックに関連する評価の変動に起因し、そのほとんどは「その他および連結」で報告されている。

当報告期間のリスク損益は、前年同期の－256百万ユーロに対し、－795百万ユーロとなった。この大幅な拡大は、コロナウイルスのパンデミックと2020年第2四半期に1件の貸出コミットメントの想定外の減損が発生したため、総額－154百万ユーロのトップレベル調整（TLA）が行われたことが一因である。不良エクスポージャー（NPE）比率は0.8%となった。TLAに関する詳細は、中間リスク報告書の20ページ以降および中間財務書類の注記26に記載されている。個人顧客および小規模事業顧客セグメントのリスク損益は、前年同期に比べて大幅に増加した。これは主にコロナウイルスのパンデミックの影響によるものである。当上半期のTLA費用は－70百万ユーロであった。コーポレート顧客セグメントでは、2019年上半期と比較してリスク損益が増加したのは、一部には第2四半期に大型エクスポージャーのデフォルトが発生したことによる。また、同セグメントはコロナウイルスのパンデミックの影響も重荷になっている。一部の場合、危機の影響がデフォルトの主な理由となったか、または既存のリスク引当金の増加を必要とした、大型の個別のカウンターパーティに起因する費用が発生した。当報告期間のTLA費用は－82百万ユーロであった。

組織的なコスト管理の継続により、営業費用は前年同期比3.7%減の3,030百万ユーロとなった。人件費は前年同期比2.0%減の1,720百万ユーロとなったが、これは一部には人員削減のさらなる進展による。固定資産の減価償却やその他の無形資産の償却を含む管理費用は5.9%減の1,310百万ユーロとなった。この大幅な減少は、主にプロジェクトに関わる外部スタッフの費用が減少したことと、広告費が減少したことによる。

強制拠出金（欧州銀行税、預金保護基金への拠出金およびポーランド銀行税を含む。）は個別に計上しており、前年の水準を大幅に上回る374百万ユーロとなった。これは特に総資産の増加と計算変数の変更によるものであった。

継続事業の税引前損失は－74百万ユーロで、前年同期は555百万ユーロの利益を計上していた。

当報告期間の継続事業の税金費用は、前年上半期の122百万ユーロに対し、51百万ユーロであった。当報告期間の当行グループの税金費用は主に、エムバンクのサブグループおよびコムディレクト・バンクAGの税金費用で構成されている。

継続事業にかかる税引後損益は－125百万ユーロの損失を計上した。前年同期は433百万ユーロの税引後利益を計上していた。

中止事業にかかる税引後利益は50百万ユーロであった。これには、ソシエテ・ジェネラルに売却した株式市場・商品（EMC）部門の収益と費用が含まれている。

2020年の当報告期間の非支配持分控除後のコメルツ銀行の株主および追加的資本構成要素投資家に帰属する連結損益は、前年同期の401百万ユーロの利益に対し－96百万ユーロの損失となった。

1株当たり営業利益は－0.06ユーロであり、1株当たり利益は－0.08ユーロであった。前年同期の対応する数値は、それぞれ0.44ユーロおよび0.32ユーロであった。

コメルツ銀行グループの貸借対照表

2020年6月30日現在、コメルツ銀行グループの総資産は、5,506億ユーロであった。これは、2019年末から871億ユーロの増加であった。18.8%の大幅な伸びとなったのは、特に欧州中央銀行（ECB）の貸し出し条件付き長期資金供給オペレーション・プログラム（TLTRO III）へのコメルツ銀行の参加、担保付金融市場取引の季節的な拡大および貸出業務の増加等によるものであった。

手元現金および要求払現金は、427億ユーロ増加して838億ユーロとなった。2019年末からの大幅な増加は、主として、ECBが各銀行に提供する貸し出し条件付き長期資金供給オペレーション・プログラム（TLTRO III）の利用に関連して中央銀行に預け入れている要求払預金が増加したことによる。

償却原価で測定される金融資産は2019年末から149億ユーロ増加し、3,085億ユーロとなった。2019年末からの増加は、個人および法人顧客事業における貸出業務の拡大と、銀行および公共セクターの借手への貸付金が増加したことが主な要因であった。

その他の包括利益を通した公正価値により測定されるカテゴリーにある金融資産は、2019年末から92億ユーロ増となる402億ユーロであった。この29.8%の増加は、証券化債務商品の増加に起因する。

損益を通して強制的に公正価値により測定される金融資産は、2019年末から146億ユーロ増加して447億ユーロとなった。この大幅な増加は、主に逆レポや現金担保などによる担保付短期金融市場取引が季節的に増加したことによる。

売買目的で保有する金融資産は、主としてデリバティブ金融商品のプラスの公正価値が増加したことにより、当報告日現在、2019年末から106億ユーロ増となる554億ユーロであった。金利商品のプラスの公正価値は58億ユーロ増加したのに対して、通貨関連商品と株式デリバティブのプラスの公正価値は合計18億ユーロの増加であった。

売却目的で保有する固定資産および処分対象グループは、2019年末の80億ユーロに対して22億ユーロとなった。この減少はソシエテ・ジェネラルへのEMC部門売却に関連するポートフォリオの移転に起因した。

負債側では、償却原価で測定する金融負債は2019年末から656億ユーロ増加し、4,175億ユーロとなった。2019年末比の増加は、特に短期金融市場取引や顧客預金に関連して、預金およびその他の金融負債が著しく増加したことによる。

公正価値オプションに基づく金融負債は2019年末から164億ユーロ増加し、363億ユーロとなった。発行債券は7億ユーロと僅かな増加であったが、預金およびその他の金融負債は大幅に157億ユーロ増加した。この増加は、主に金融サービス会社や銀行との担保付短期金融市場取引が増加したことによる。

売買目的で保有する金融負債は、2019年末から76億ユーロ増の470億ユーロであった。この増加は主に金利デリバティブ取引によりデリバティブ金融商品のマイナスの公正価値が70億ユーロ増加したことによるものであった。

処分対象グループの負債は、2019年末の85億ユーロに対して39億ユーロであった。この減少は、ソシエテ・ジェネラルへのEMC部門の売却に関連するポートフォリオの移転に起因していた。

資本金

2020年6月30日現在の貸借対照表に計上されたコメルツ銀行の株主に帰属する資本金は284億ユーロで、2019年末と同じ水準であった。資本金の変動に関する詳細は英文中間財務書類の44ページ以降に記載されている。

2020年6月30日現在のリスク加重資産は1,871億ユーロとなり、2019年末の水準から53億ユーロ増加した。この増加は主に、新しい証券化の枠組みへの移行に伴う信用リスクによるリスク加重資産の増加と、中央政府に対するエクスポージャーの増加と相まって、コア・セグメント、特に法人向け貸出の増加によるものである。市場価格リスクに起因するリスク加重資産のわずかな増加は、オペレーショナル・リスクに起因するリスク加重資産の減少によって相殺された。

当報告日現在、普通株式ティア1資本は2019年12月31日現在の244億ユーロに対し、251億ユーロとなった。普通株式ティア1資本の7億ユーロの増加は、一部には2019年および2020年会計年度の配当金の分配をECBの勧告に従って差し控えたこと（2020年6月30日現在）、および当上半期の規制資本控除の減少に起因している。2020年上半期に認識された損失は、普通株式ティア1資本の増加を一部相殺した。その結果、普通株式ティア1比率は13.4%となった。報告日現在、バーゼルIIIの新段階への移行措置を適用した普通株式ティア1資本比率は2019年末の14.3%に対して14.8%となった。ティア1資本比率の上昇は、普通株式ティア1資本の増加と、AT1資本商品の発行に伴う追加的ティア1資本（AT1）の増加によるものであった。総自己資本比率は、2019年末時点の16.8%に対し、当報告日現在17.6%であった。資本の増加は、前述のとおりティア1資本の増加と、ティア2資本商品の発行によるものであった。リスク加重資産の増加は、規制資本比率の上昇を弱めた。

報告日に適用される資本規制指令IV／資本要件規則に基づくレバレッジ比率は、ティア1資本をレバレッジのエクスポージャーで除したもので、移行措置適用ベースでは4.8%で、完全適用ベースでは4.7%であった。

資金調達および流動性

コメルツ銀行は、当報告期間を通じ常に短期金融市場および資本市場を利用することが可能であり、その流動性および支払能力も常に適正であった。さらに、コメルツバンクの流動性管理は常に新しい市場状況に迅速に対応することが可能である。コロナウイルスのパンデミックによる不確実性が高まる状況にあっても、当行の流動性状況は安定しており、内部限度と適用される規制要件の両方に準拠している。

コメルツ銀行は、2020年上半期に長期資金調達計画の3分の2以上を実施した。現在進行している世界的なコロナウイルスのパンデミックにより、資本市場は非常に不安定である。3月と4月に特に不確実性が高まったために信用スプレッドが上昇した後、市場はその後数ヶ月で再び安定化した。コメルツ銀行はこれを利用して、2件の資本取引を含む様々な発行を行うことができた。コメルツ銀行グループは資本市場で総額 51 億ユーロの長期資金調達を行った。当報告期間に発行した証券の平均償還年限は9年超であった。

当上半期には、無担保証券の分野では、コメルツ銀行は6月に、追加的ティア1資本の発行を目的とした新規発行プログラム（プログラムの発行総額30億ユーロ）から最初の AT1 債券を発行した。この債券の発行額は 12.5 億ユーロで、年率 6.125%の固定利息を付している。満期は無期限で、最初の償還請求日は 2025年10月から 2026年4月までの期間に到来する。債券の要項は、当行の普通株式ティア1比率（CET1比率）が 5.125%を下回った場合に一時的に評価減を行うことを規定している。さらに、750百万ユーロの劣後債（ティア2）が5月に発行された。この債券は、期間10.5年、2025年9月から12月までの期間中に第一回目の償還請求日が到来し、固定利息は年率4%である。どちらの資本発行も大幅な申込超過となった。外国人投資家から大きな関心を集め、需要の90%以上を占めた。さらに、2本の非優先シニア債が発行された。1件は750百万ユーロの7年物で、もう1件は初の英国ポンド債で400百万ポンドの5年物であった。また、優先シニアベンチマーク債が 500百万ユーロ追加された。

担保付証券の分野では、3月に12.5億ユーロの 10年物ファンドブリーフ抵当債が発行された。

2020年第2四半期も、ユーロ圏の金融・資本市場は、急速に展開するコロナウイルスのパンデミックとその影響を大きく受け続けた。

このような状況を踏まえ、ECBはユーロ圏の景気後退とそれに伴う金融セクターへの影響に対抗するため、2020年3月に決定した包括的な措置を実施している。ECB理事会によると、金融市場の深刻な緊張や銀行システムの流動性不足はまだ発生していないが、主に中小企業への融資を支援する目的で、追加の長期借り換えオペを各銀行に提供しているとのことである。

TLTRO IIIの下で、ECBは銀行に約1兆3000億ユーロの追加流動性を提供した。コメルツ銀行はこのプログラムの323億ユーロを利用した。その結果、過剰流動性がさらに増加することになり、中央銀行残高のティアリングを引き上げることも可能になるであろう。主要な借り換えオペ、限界融資枠および預金枠の金利は変更されなかった。2020年上半期末現在、当行は極めて流動性の高い資産の形で流動性準備金983億ユーロを保有している。流動性準備金ポートフォリオは、ストレス状況のバッファーとしての機能を果たしている。この流動性準備金ポートフォリオは流動性リスクの選好度に応じて資金手当てされ、取締役会が定める所要の積立期間を通して必要な金額が維持されるようにする。この流動性準備金の一部は、ストレス事由が発生した場合の流動性の流出を補い、支払能力を常時確保するため、グループの自己売買部門が管理する別個のストレス流動性準備金ポートフォリオで保管されている。

また、当行は、日中流動性準備金ポートフォリオにおいても当報告日現在、合計60億ユーロの資金を保有している。コメルツ銀行は、2020年第1四半期に開始されたECBの新しいユーロおよび米ドルの融資枠を活用した。

コメルツ銀行の流動性カバレッジレシオ（LCR）の過去12カ月間にわたる月末平均値は127.27%であり、LCRの最低基準である100%を大きく上回った。LCRに関する詳細は、当行グループの中間財務書類の注記42に記載されている。慎重かつ先見的な資金調達戦略の結果、コメルツ銀行の流動性の状況は安定している。

セグメント報告

2020年上半期の各セグメントの業績に関する記載は、2019年度英文年次報告書の67ページおよび247ページ以降に記載されているセグメント構成に基づいている。資産および資本回収（ACR）セグメントは、ここ数年にわたる資産の成功裡の処分の結果、2019年7月1日にこのセグメントを解散し、残余ポートフォリオをその他・連結セグメントと個人顧客および小規模事業顧客セグメントに移管した。資産および資本回収セグメントの解散までの業績は、中間財務書類のセグメント報告に引き続き報告される。前年の数値の再表示に関するさらなる詳細と説明は、中間財務書類の注記3と注記39に記載されている。

個人顧客および小規模事業顧客セグメント

ユーロ（百万）	2020年1月1日 から6月30日	2019年1月1日 から6月30日 ^{注1)}	変動率（％）
リスク損益控除前収益	2,510	2,422	3.6
リスク損益	-313	-100	.
営業費用	1,735	1,743	-0.5
強制拋出金	201	179	12.5
営業利益／損失	261	400	-34.6
平均投下資本（百万ユーロ）	5,700	5,175	10.2
営業株主資本利益率（％）	9.2	15.4	-6.3
営業費用／収益率（％）（強制拋出金を除く。）	69.1	72.0	-2.9
営業費用／収益率（％）（強制拋出金を含む。）	77.1	79.4	-2.2

注1) 修正再表示により数字は調整された（中間財務書類の注記3および39参照）。

個人顧客および小規模事業顧客セグメントは、重大な経済的後退があったものの、2020年上半期のリスク損益控除前収益は前年同期比で増加した。また、当上半期の営業費用も前年同期をわずかに下回った。従って、当セグメントの営業利益が261百万ユーロと前年同期を大幅に下回ったのは、リスク損益の急増が主な理由である。経済活動の急激な悪化と不利な金利環境によるリスク状況の悪化は、当年度下半期の業績に顕著な悪影響を与え続ける可能性がある。

当報告期間中の当セグメントのリスク控除前の総収益は、前年同期比 88百万ユーロ増の 2,510百万ユーロとなった。純利息収益は全体では前年同期比25百万ユーロと僅かに減少し 1,330百万ユーロとなった。ドイツでは、個人向け住宅ローン融資ポートフォリオを中心とする取扱高のさらなる増加は、利ざやの縮小と預金事業からの利息収益の減少を完全に相殺することはできなかった。エムバンクは、主に貸付額の増加により、純利息収益の増益を再度達成した。純手数料収益は、当報告期間の主な収益要因であり、大幅に160百万ユーロ増加し1,087百万ユーロとなった。手数料収益は主に、資本市場が時として非常に不安定な展開となっていたことに関連して、国内証券業務の顧客活動が高水準であったことに牽引された。取引ベースの手数料収益は、特に子会社のコムダイレクトで大幅に増加した。エムバンクの純手数料収益も、主に証券およびカード事業からの収益が著しく増加したことにより、大幅な増益となった。その他の収益構成要素は、前年同期の 139百万ユーロに対し、当上半期は 93百万ユーロとなったが、これにはエムバンクの外貨建て住宅ローン発行に関連する法的リスクに対する 2020年第2四半期の42百万ユーロの引当金の追加が含まれている。

2020年上半期のリスク損益は、前年同期が－100百万ユーロだったのに対し、－313百万ユーロとなった。この増加は主にコロナウイルスのパンデミックによる影響によるものであった。当報告期間のTLA費用は－70百万ユーロであった。

営業費用は、2019年上半期の1,743百万ユーロに対し、当報告期間は1,735百万ユーロとなった。ドイツではコスト効率改善のための継続的な施策により若干の減少があったものの、エムバンクは組織的な成長によりコストが若干増加した。強制拠出金の総コストは201百万ユーロに達し、前年同期比22百万ユーロの増加であった。

個人顧客および小規模事業顧客セグメント全体の税引前利益は、前年同期の400百万ユーロに対し、当報告期間は261百万ユーロとなった。

コーポレート顧客セグメント

ユーロ（百万）	2020年1月1日 から6月30日	2019年1月1日 から6月30日 ^{注1)}	変動率（％）
リスク損益控除前収益	1,537	1,637	-6.1
リスク損益	456	-155	.
営業費用	1,174	1,240	-5.3
強制拠出金	111	101	9.5
営業利益／損失	-203	141	.
平均投下資本（百万ユーロ）（通常の業務からの）	11,742	11,798	-0.5
営業株主資本利益率（％）	-3.5	2.4	-5.9
営業費用／収益率（％）（強制拠出金を除く。）	76.4	75.7	0.7
営業費用／収益率（％）（強制拠出金を含む。）	83.6	81.9	1.7

注1) 修正再表示により数字は調整された（中間財務書類の注記3および39参照）。

2020年上半期は、コロナウイルスのパンデミックによる市場の歪みや全般的な不安など、コーポレート顧客部門は重大な課題に直面したが、これをきっかけに顧客活動が増加し、特に融資の問い合わせが急増した。欧州で発生したコロナウイルス・パンデミックにより、広範に経済・社会の大部分が一時的に封鎖され、未だ収束が不透明なものの、中核的な顧客とのダイレクト取引は比較的安定的に推移した。しかし、再測定のマイナスの影響やリスク損益が大幅に増加したことにより相殺され、全体の業績に著しい悪影響を与えた。その結果、コーポレート顧客セグメントは、前年同期が141百万ユーロの営業利益を計上していたのに対し、2020年上半期は－203百万ユーロの営業損失を計上した。当年度年初のスプレッドの著しい拡大は、主にデリバティブ事業のカウンターパーティとの信用リスクの高まりを反映したもので、前年同期の3百万ユーロに対し、－50百万ユーロのマイナスの再測定効果がもたらされた。

ミッテルシュタント部門は、同部門の好調な市場ポジションから恩恵を受けたが、主にコロナウイルスのパンデミックの影響を受け、トランザクション・バンキング収益が若干減少した。国際的企業部門は、与信量の増加を背景に、二国間貸出業務がプラスに寄与し、特に資本市場業務は、顧客のためのヘッジ取引の増加や債券の新規発行業務の手数料収入の増加が大きく寄与した。金融機関部門は、トランザクション・バンキング業務の減益を資本市場業務の増益でほぼ相殺し、全体としては安定した業績となった。

特に、その他の部門では、コロナウイルスのパンデミックに伴う信用スプレッドの大幅な拡大により、カウンターパーティ業務の再測定効果がマイナスとなったことが影響した。また、当報告期間の業績には、英国の金融規制当局に対する約41百万ユーロの違反に関する支払が含まれている。

当上半期のリスク損益控除前利益は1,537百万ユーロで、前年同期比100百万ユーロの減少となった。純利息収益は894百万ユーロで前年同期の920百万ユーロをわずかに下回り、純手数料収益は前年同期に並ぶ600百万ユーロとなった。しかし、損益を通して公正価値で測定される金融資産および負債の純利益は33百万ユーロと大幅に減少した。これは、再編措置による収益を含む前年同期の数値を64百万ユーロ下回った。

コーポレート顧客セグメントのリスク損益は、前年同期の－155百万ユーロに対し、－456百万ユーロとなった。2019年上半期と比較して増加したのは、第2四半期に大型エクスポージャーのデフォルトが発生したことが一因であった。当セグメントもまた、コロナウイルスのパンデミックの影響を受けた。大型の個別のカウンターパーティに起因して発生した費用の一部は、危機の影響がデフォルトの主な理由となった場合と既存のリスク引当金の増加を必要とした場合があった。当期のTLA費用は－82百万ユーロであった。

営業費用は1,174百万ユーロで、前年同期比65百万ユーロの減少となった。この減少は、厳格なコスト管理に伴う人件費および管理費の減少によるものであった。

報告されている111百万ユーロの強制拠出金は、主に欧州銀行税に関連するもので、前年比10百万ユーロの増加となった。

コーポレート顧客セグメント全体では、前年上半期の141百万ユーロの税引前利益に対し、当上半期は－203百万ユーロの税引前損失を計上した。

その他・連結セグメント

その他・連結セグメントには、各事業セグメントに帰属しない収益および費用が含まれる。「その他」セグメントの情報は、当行グループの自己売買部門、各事業セグメントに割り当てられない出資持分、規制費用などのグループ全体にかかる特定の個別の事項から構成される。「連結」は、セグメント情報に記載された数値と国際財務報告基準（IFRS）に従った連結財務書類との調整を示している。各セグメントに計上されるスタッフおよび管理・支援機能の費用もまた、当セグメントに表示される。これら支援機能とスタッフおよび管理機能の再編費用は、各部門でまとめて計上されるため、費用移転の対象にならない。

2020年上半期のその他・連結セグメントの営業損益は、前年同期の－17百万ユーロの損失に対し－132百万ユーロの損失となった。前年同期には、コメルツ・ベンチャーズの持分投資の引当金の取り崩しと評価によるプラスの効果が含まれていたが、当上半期には同様な効果はなかった。さらに、解散した資産および資本回収セグメントの残存ポートフォリオに対するリスク引当金が認識された。グループの自己売買部門では、銀行税の引き上げが前年同期比の業績を悪化させた。その他・連結セグメントも、2020年上半期、－132百万ユーロの税引前損失を計上した。

4 【経営上の重要な契約等】

2020年6月25日に提出した有価証券報告書の記載から重大な変更はなし。

5 【研究開発活動】

該当事項なし。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

(単位：百万ユーロ(億円))

	2019年6月30日	2020年6月30日
(コメルツ銀行グループ)		
土地および建物	321	317
	(403)	(398)
使用権(リース)	2,153	1,897
	(2,701)	(2,380)
土地および建物	2,120	1,873
	(2,660)	(2,350)
什器および備品	33	24
	(41)	(30)
什器および備品	439	389
	(551)	(488)
リース備品	729	664
	(915)	(833)

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

無額面株式 1,252,357,634株（2020年6月30日現在）

② 【発行済株式】

（2020年6月30日現在）

記名式・無記名式の別 額面・無額面の別	種 類	発 行 数	上場証券取引所または 登録証券協会の名称
無記名式無額面株式	普通株式	1,252,357,634株	フランクフルト・アム・マイン（主 要銘柄部門）

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。（当行は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券を発行していない。）

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】

（2020年6月30日現在）

年 月 日	発行済株式総数（株）		資 本 金（ユーロ（百万円））		備 考
	増減数	残 高	増減額	残 高	
2019年12月31日	—	1,252,357,634	—	1,252,357,634 (157,133)	—
2020年6月30日	—	1,252,357,634	—	1,252,357,634 (157,133)	—

(4) 【大株主の状況】（2020年6月30日現在、株式資本／議決権の1%超）

ドイツ連邦共和国（15.60%）

サーベラス（5.01%）

ブラックロック・グループ（4.99%）

キャピタル・グループ（4.82%）

ノルウェー銀行（3.04%）

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

次表は表示期間中のフランクフルト証券取引所（Xetra／終値）における最高・最低株価の推移を示したものである。

（単位：ユーロ（円））

	月 別	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月	2020年6月
最近6ヶ月 間の無額面 株式の月別 最高・最低 株価	最 高	5.895 (740)	6.750 (847)	5.000 (627)	3.646 (457)	3.763 (472)	4.660 (585)
	最 低	5.079 (637)	5.211 (654)	3.003 (377)	2.993 (376)	2.883 (362)	3.755 (471)

出典：ブルームバーク

注) 2004年5月29日付で、コメルツ銀行は東京証券取引所における株式の上場を廃止した。従って東京証券取引所における最近6ヶ月の月別最高・最低株価および株式売買高はない。

3 【役員の状況】（本報告書提出日現在）

次表は本報告書提出日現在の役員の状況である。

(取締役会)

（本報告書提出日現在）

氏名	役職(担当)	略歴／所有株式数（普通株式） ¹⁾
マルティン・ツィルケ ³⁾	取締役会会長	1963年1月17日生 2002年入行 2010年取締役就任
ロ-ラント・ブークハウト	コーポレート顧客	1963年7月30日生 2020年入行 2020年取締役就任
ドクター・マルクス・クロミク ⁴⁾	チーフ・リスク・オフィサー	1972年5月13日生 2009年入行 2016年取締役就任
ヨルグ・ヘッセンミュラー	チーフ・オペレーティング・オフィサー	1970年7月24日生 2009年入行 2019年取締役就任
ミヒャエル・マンデル ⁴⁾	個人および小規模事業顧客	1966年11月20日生 2002年入行 2016年取締役就任
ドクター・ベッティナ・オルロップ	チーフ・フィナンシャル・オフィサー	1970年6月3日生 2014年入行 2017年取締役就任
ザビーネ・シュミットロス ⁴⁾	コンプライアンス、人事、顧客プロセス・データ管理	1965年8月1日生 2009年入行 2020年取締役就任

注1) 全取締役が所有する株式の合計額がコメルツ銀行株式の発行総額の1%未満のため、ドイツ法上、各取締役の所有株式数を開示する必要がないので、開示されていない。

注2) 取締役の任期は最長5年。再任又は任期の延長はそれぞれ5年を限度として認められている。

- 注3) 2020年7月3日、コメルツ銀行の取締役会会長であるマルティン・ツィルケ氏は、監査役会の統括・指名委員会に対し、当行の利益に適合すると監査役会がみなす場合、取締役の任期を相互の合意により早期に終了することを提案した。監査役会は、統括・指名委員会の勧告に基づき、2020年7月8日に開催された会議において、マルティン・ツィルケ氏の取締役会会長の選任期間と雇用契約を相互の合意により解除することを決議した。マルティン・ツィルケ氏は、後任の取締役会長が選任されるまで当行の業務を全面的に統括することに同意しているが、遅くとも2020年12月31日までには退任する予定である。
- コメルツ銀行の監査役会は、2020年9月26日に開催された監査役会で、ドクター・マンフレッド・ノフ氏を新取締役会会長に任命した。ドクター・マンフレッド・ノフ氏はECBの承認を条件として、2021年1月1日より取締役会会長に就任する。
- 注4) コメルツ銀行の監査役会は、2020年9月17日に開催された監査役会で、ミヒャエル・マンデル氏との相互の合意による契約の終了の申し出を承認することを決定した。ミヒャエル・マンデル氏の取締役としての任期は、2020年9月30日に相互の合意により終了する。2020年10月1日より、ザビーネ・シュミットロス氏は、取締役会における人事担当の役割に加えて、個人および小規模事業顧客セグメントの暫定的な責任を担うことになる。チーフ・リスク・オフィサーのマルクス・クロミク氏は、取締役会におけるコンプライアンス担当を担う。

(監査役会)

(本報告書提出日現在)

氏名	役職(担当)／所有株式数(普通株式) ²⁾	監査役選任の時期 ³⁾
ハンス・ヨルグ・ヴェッター	監査役会会長	2020年
ウーヴェ・チェーゲ ¹⁾	監査役会副会長 銀行業務専門家	2003年
ハイケ・アンシャイト ¹⁾	銀行業務専門家	2017年
アレクサンダー・ブルザノフ ¹⁾	銀行業務専門家	2018年
グンナール・デ・ビュール ¹⁾	銀行業務専門家	2013年
ステファン・ブルグハルト ¹⁾	ミッテルシュタントバンク ブレーメン支店長	2013年
ドクター・フランク・チコウスキー	ドイツ復興金融公庫の上級副社長、トレ ジャラー	2020年
ザビーネ U.ディートリッヒ	BPヨーロッパSEの前経営役	2015年
ドクター・ユッタ・A・デンゲス	ドイツ連邦共和国-金融庁GmbH執行役員	2020年
モニカ・フィンク ¹⁾	銀行業務専門家	2018年
ドクター・トビアス・グルディマン	金融セクター独立コンサルタント	2017年
ドクター・ライナー・ヒルレンブラント	オットー・グループの執行役会副会長	2018年
クリスチャン・ヘーン ¹⁾	銀行業務専門家	2018年
ケルスティン・イエルケル ¹⁾	全国執行労働組合共同決定部長	2018年
アレクサンドラ・クリーガー ¹⁾	鉱業・化学・エネルギー産業管理組合 (IG BCE) 部長	2008年
ドクター・ヴィクトリア・オサドニク	E.ONエネルギー・ドイツGmbHおよびE.ON エネルギー・ホールディングGmbHの最高 執行役	2018年
ロビンJ. ストーカー	アディダスAGの前取締役	2018年
ニコラス・テラー	E.R. キャピタル・ホールディングGmbH & Cie.KGの諮問委員会委員長	2014年
ドクター・ゲルトルード・タンペル・グー ゲレル	欧州中央銀行役員会前理事	2012年
ステファン・ヴィットマン ¹⁾	全国労働組合管理書記長	2018年
クラウス・ペーター・ミューラー	監査役会名誉会長	2018年

注1) コメルツ銀行従業員による選任。

注2) 全監査役が所有する株式の合計額がコメルツ銀行株式の発行総額の1%未満のため、ドイツ法上、各監査役の所有株式数を開示する必要がないので、開示されていない。

注3) 監査役として最初に選任された時期。

注4) 監査役の任期は最長5年。

第6 【経理の状況】

- (1) 本書記載のコメルツ銀行グループの2020年中間会計期間（2020年1月1日から2020年6月30日まで）の中間（連結）財務書類は、ドイツ商法（HGB）第315e条、2002年7月19日付の欧州議会および欧州理事会による規則（EC）No.1606/2002（IAS規則）ならびに国際会計基準審議会（IASB）により承認かつ公表された国際財務報告基準（IFRS）に基づく一定の国際会計基準を採用するためのその他の規則およびIFRS解釈委員会による当該規則の解釈にも準拠して作成されたものであり、とりわけ中間財務報告に関するIAS第34号の要件に従っている。2020会計年度にEUで適用が義務付けられる全ての基準および解釈を適用している。2021年以降に適用が義務付けられる基準および解釈は適用していない。

本書記載の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（「中間財務諸表規則」）第76条第1項の規定の適用を受けている。ドイツと日本における中間財務書類の作成基準および表示方法の主要な相違は、「3 国際財務報告基準と日本における会計基準の相違」に記載されている。円換算額および第6の「2 その他」および「3 国際財務報告基準と日本における会計基準の相違」の事項は原文の中間財務書類には記載されていない。

- (2) 本書記載の中間財務書類には、中間財務諸表規則に基づき、原文の中間財務書類中のユーロ表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。

- (3) コメルツ銀行グループの中間財務書類は、ユーロで表示されている。以下の中間財務書類で表示されている円金額は、2020年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1ユーロ＝125.47円の換算レートで換算されたものである。

1【中間財務書類】

(1) 包括利益計算書
 損益計算書

	注記	当中間会計期間		前中間会計期間		変動率 (%)
		2020年1月1日－ 2020年6月30日		2019年1月1日－ 2019年6月30日 ^{注1)}		
		百万ユーロ	億 円	百万ユーロ	億 円	
実効金利法適用の受取利息	(7)	3,509	4,403	3,830	4,806	-8.4
実効金利法非適用の受取利息	(7)	490	615	619	777	-20.9
受取利息	(7)	3,999	5,018	4,450	5,583	-10.1
支払利息	(7)	1,402	1,759	1,944	2,439	-27.9
純利息収益	(7)	2,597	3,258	2,505	3,143	3.7
配当収益	(8)	13	16	11	14	16.5
リスク損益	(9)	-795	-997	-256	-321	.
受取手数料	(10)	1,972	2,474	1,870	2,346	5.4
支払手数料	(10)	303	380	364	457	-16.6
純手数料収益	(10)	1,668	2,093	1,507	1,891	10.7
損益を通して公正価値で測定される金融資産および負債に係る純利益	(11)	-141	-177	113	142	.
ヘッジ会計に係る純利益	(12)	64	80	96	120	-32.9
金融商品に係るその他の実現雑損益		28	35	18	23	56.9
「金融資産－償却原価」の売却損益		-13	-16	-7	-9	89.1
金融商品に係るその他の純利益	(13)	15	19	11	14	36.1
持分法適用会社の当期純利益		5	6	7	9	-28.7
その他の純利益	(14)	-97	-122	35	44	.
営業費用	(15)	3,030	3,802	3,146	3,947	-3.7
強制拠出金	(16)	374	469	328	412	14.0
継続事業に係る税引前損益		-74	-93	555	696	.
所得税	(17)	51	64	122	153	-57.9
継続事業に係る連結損益		-125	-157	433	543	.
中止事業に係る連結損益		50	63	12	15	.
連結損益		-75	-94	445	558	.
非支配持分に帰属する連結損益		21	26	44	55	-51.6
コメルツ銀行株主および追加的資本構成要素投資家に帰属する連結損益		-96	-120	401	503	.

注1) 修正再表示により前年の数値は調整された（注記3参照）。

	注記	当中間会計期間		前中間会計期間		変動率 (%)
		2020年1月1日－ 2020年6月30日		2019年1月1日－ 2019年6月30日 ^{注1)}		
		ユーロ	円	ユーロ	円	
1株当たり利益	(18)	-0.08	-10	0.32	40	.

注1) 修正再表示により前年の数値は調整された（注記3参照）。

IAS第33号に従って算出される1株当たり利益は、コメルツ銀行株主に帰属する連結損益に基づいている。前会計年度または当会計年度のいずれにも転換権またはオプション権は残存しなかったため、希薄化後1株当たりの数値は希薄化前利益の数値と一致していた。

要約包括利益計算書

	当中間会計期間		前中間会計期間		変動率 (%)
	2020年1月1日－ 2020年6月30日		2019年1月1日－ 2019年6月30日 ^{注1)}		
	百万ユーロ	億 円	百万ユーロ	億 円	
連結損益	-75	-94	445	558	.
損益計算書に認識されない確定給付制度の再測定による変動	351	440	-240	-301	.
持分金融商品（FVOCIoR）の再測定による変動					
利益剰余金への再分類	-1	-1	-0	-0	.
損益計算書に認識されない価値の変動	-3	-4	5	6	.
損益計算書に認識されない「負債－公正価値オプション」の自己の信用スプレッド（OCS）の変動	90	113	-47	-59	.
損益を通してリサイクルできない項目	437	548	-282	-354	.
債務証券の再評価（FVOCIImR）の変動					
損益計算書への再分類	-17	-21	-25	-31	-30.7
損益計算書に認識されない価値の変動	-54	-68	69	87	.
キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金の変動					
損益計算書への再分類	1	1	2	3	-53.7
損益計算書に認識されない価値の変動	77	97	7	9	.
外貨換算積立金の変動					
損益計算書への再分類	1	1	-	-	.
損益計算書に認識されない価値の変動	-225	-282	56	70	.
売却目的で保有する固定資産および処分対象グループによる変動					
損益計算書への再分類	-	-	-	-	.
損益計算書に認識されない価値の変動	-	-	-	-	.
持分法適用会社の変更	-0	-0	-0	-0	.
損益を通してリサイクル可能な項目	-218	-274	108	136	.
その他の包括利益	219	275	-174	-218	.
包括利益合計	144	181	272	341	-47.2
非支配持分に帰属する包括利益	7	9	57	72	-87.0
コメルツ銀行株主および追加的資本構成要素投資家に帰属する包括利益	136	171	214	269	-36.5

注1) 修正再表示により前年の数値は調整された（注記3参照）。

	2020年4月1日－ 2020年6月30日		2019年4月1日－ 2019年6月30日 ^{注1)}		変動率 (%)
	百万ユーロ	億 円	百万ユーロ	億 円	
連結損益	233	292	309	388	-24.6
損益計算書に認識されない確定給付制度の再測定による変動	-149	-187	-16	-20	.
持分金融商品（FVOCIoR）の再測定による変動					
利益剰余金への再分類	-	-	-	-	
損益計算書に認識されない価値の変動	-	-	1	1	
損益計算書に認識されない「負債－公正価値オプション」の自己の信用スプレッド（OCS）の変動	-130	-163	-36	-45	.
損益を通してリサイクルできない項目	-279	-350	-51	-64	.
再評価準備金（FVOCIImR）の変動					
損益計算書への再分類	-1	-1	-13	-16	
損益計算書に認識されない価値の変動	226	284	50	63	
キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金の変動					
損益計算書への再分類	0	0	1	1	-57.8
損益計算書に認識されない価値の変動	20	25	2	3	.
外貨換算積立金の変動					
損益計算書への再分類	-	-	-	-	.
損益計算書に認識されない価値の変動	31	39	1	1	.
売却目的で保有する固定資産および処分対象グループによる変動					
損益計算書への再分類	-	-	-	-	.
損益計算書に認識されない価値の変動	-	-	-	-	.
持分法適用会社の変更	1	1	-0	-0	.
損益を通してリサイクル可能な項目	277	348	41	51	.
その他の包括利益	-1	-1	-10	-13	-86.2
包括利益合計	231	290	298	374	-22.4
非支配持分に帰属する包括利益	53	66	46	58	14.2
コメルツ銀行株主および追加的資本構成要素投資家に帰属する包括利益	179	225	252	316	-29.1

注1) 修正再表示により前年の数値は調整された（注記3参照）。

2020年上半期のその他の包括利益の内訳は、以下のとおりであった。

その他の包括利益	当中間会計期間			前中間会計期間		
	2020年1月1日－ 2020年6月30日			2019年1月1日－ 2019年6月30日 ^{注1)}		
	税引前	税金	税引後	税引前	税金	税引後
	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)
「負債－公正価値オプション」の自己 の信用スプレッド（OCS）の変動	101 (127)	-10 (-13)	90 (113)	-47 (-59)	-0 (-0)	-47 (-59)
持分金融商品（FVOCIoR）の再測定に よる変動	-5 (-6)	0 (0)	-5 (-6)	5 (6)	-0 (-0)	5 (6)
確定給付制度の再測定による変動	505 (634)	-154 (-193)	351 (440)	-290 (-364)	50 (63)	-240 (-301)
債務証券（FVOCIImR）の再評価の変動	-94 (-118)	22 (28)	-71 (-89)	56 (70)	-12 (-15)	44 (55)
キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金の 変動	97 (122)	-19 (-24)	78 (98)	12 (15)	-3 (-4)	9 (11)
外貨換算積立金の変動	-225 (-282)	0 (0)	-225 (-282)	56 (70)	0 (0)	56 (70)
売却目的で保有する固定資産および処 分対象グループによる変動	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
持分法適用会社の変更	-0 (-0)	- (-)	-0 (-0)	-0 (-0)	- (-)	-0 (-0)
その他の包括利益	379 (476)	-161 (-202)	219 (275)	-208 (-261)	34 (43)	-174 (-218)

注1) 修正再表示により前年の数値は調整された（注記3参照）。

2020年第2四半期のその他の包括利益の内訳は、以下のとおりであった。

その他の包括利益	2020年4月1日－ 2020年6月30日			2019年4月1日－ 2019年6月30日		
	税引前	税金	税引後	税引前	税金	税引後
	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)
「負債－公正価値オプション」の自己 の信用スプレッド（OCS）の変動	-137 (-172)	7 (9)	-130 (-163)	-37 (-46)	0 (0)	-36 (-45)
持分金融商品（FVOCIoR）の再測定に よる変動	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	-0 (-0)	1 (1)
確定給付制度の再測定による変動	-215 (270)	66 (83)	-149 (-187)	-25 (-31)	10 (13)	-16 (-20)
債務証券（FVOCIImR）の再評価の変動	282 (354)	-56 (-70)	226 (284)	45 (56)	-7 (-9)	37 (46)
キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金の 変動	25 (31)	-5 (-6)	20 (25)	4 (5)	-1 (-1)	3 (4)
外貨換算積立金の変動	31 (39)	-0 (-0)	31 (39)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
売却目的で保有する固定資産および処 分対象グループによる変動	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
持分法適用会社の変更	1 (1)	- (-)	1 (1)	-0 (-0)	- (-)	-0 (-0)
その他の包括利益	-14 (-18)	12 (15)	-1 (-1)	-12 (-15)	1 (1)	-10 (-13)

損益計算書（四半期毎）

	2020年		2019年 ^{注1)}			
	第2四半期	第1四半期 ^{注2)}	第4四半期	第3四半期	第2四半期	第1四半期
	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)
実効金利法適用の受取利息	1,696 (2,128)	1,814 (2,276)	1,814 (2,276)	1,911 (2,398)	1,918 (2,407)	1,912 (2,399)
実効金利法非適用の受取利息	202 (253)	288 (361)	292 (366)	305 (383)	317 (398)	303 (380)
受取利息	1,897 (2,380)	2,102 (2,637)	2,106 (2,642)	2,216 (2,780)	2,235 (2,804)	2,215 (2,779)
支払利息	620 (778)	782 (981)	800 (1,004)	957 (1,201)	961 (1,206)	983 (1,233)
純利息収益	1,277 (1,602)	1,320 (1,656)	1,305 (1,637)	1,259 (1,580)	1,274 (1,598)	1,231 (1,545)
配当収益	12 (15)	2 (3)	19 (24)	5 (6)	10 (13)	1 (1)
リスク損益	-469 (-588)	-326 (-409)	-250 (-314)	-114 (-143)	-178 (-223)	-78 (-98)
受取手数料	938 (1,177)	1,034 (1,297)	933 (1,171)	903 (1,133)	931 (1,168)	939 (1,178)
支払手数料	146 (183)	157 (197)	147 (184)	139 (174)	192 (241)	171 (215)
純手数料収益	791 (992)	877 (1,100)	786 (986)	763 (957)	739 (927)	768 (964)
損益を通して公正価値で測定される金融 資産および負債に係る純利益	163 (205)	-304 (-381)	116 (146)	15 (19)	28 (35)	85 (107)
ヘッジ会計に係る純利益	135 (169)	-70 (-88)	-27 (-34)	36 (45)	46 (58)	50 (63)
金融商品に係るその他の雑実現損益	10 (13)	18 (23)	19 (24)	-5 (-6)	33 (41)	-15 (-19)
「金融資産－償却原価」の売却損益	-8 (-10)	-5 (-6)	17 (21)	-15 (-19)	-2 (-3)	-5 (-6)
金融商品に係るその他の純利益	2 (3)	13 (16)	36 (45)	-20 (-25)	31 (39)	-20 (-25)
持分法適用会社の当期純利益	3 (4)	2 (3)	2 (3)	2 (3)	2 (3)	5 (6)
その他の純利益	-109 (-137)	12 (15)	-65 (-82)	122 (153)	-2 (-3)	37 (46)
営業費用	1,526 (1,915)	1,503 (1,886)	1,608 (2,018)	1,559 (1,956)	1,579 (1,981)	1,567 (1,966)
強制拠出金	73 (92)	301 (378)	65 (82)	60 (75)	63 (79)	265 (332)
のれんおよびその他の無形資産の減損	- (-)	- (-)	28 (35)	- (-)	- (-)	- (-)
事業再編費用	- (-)	- (-)	101 (127)	- (-)	- (-)	- (-)
継続事業に係る税引前損益	205 (257)	-278 (-349)	120 (151)	449 (563)	309 (388)	246 (309)
所得税	-22 (-28)	74 (93)	95 (119)	108 (136)	26 (33)	97 (122)
継続事業に係る連結損益	227 (285)	-352 (-442)	25 (31)	341 (428)	283 (355)	149 (187)
中止事業に係る連結損益	6 (8)	44 (55)	-27 (-34)	-3 (-4)	26 (33)	-13 (-16)
連結損益	233 (292)	-308 (-386)	-2 (-3)	338 (424)	309 (388)	136 (171)
非支配持分に帰属する連結損益	13 (16)	8 (10)	13 (16)	43 (54)	30 (38)	14 (18)
コメルツ銀行株主および追加的資本構成 要素投資家に帰属する連結損益	220 (276)	-316 (-396)	-15 (-19)	295 (370)	279 (350)	122 (153)

注1) 修正再表示により前年の数値は調整された（注記3参照）。

注2) 調整後数値。

(2) 貸借対照表

	注記	当中間会計期末		前事業年度末		変動率 (%)
		2020年6月30日		2019年12月31日 ^{注1)}		
		百万ユーロ	億 円	百万ユーロ	億 円	
【資 産】						
手元現金および要求払現金		83,843	105,198	41,164	51,648	.
金融資産－償却原価	(19)	308,510	387,087	293,658	368,453	5.1
内差入れ担保		1,277	1,602	1,814	2,276	-29.6
金融資産－その他の包括利益を通じた公正価値	(21)	40,161	50,390	30,942	38,823	29.8
内差入れ担保		1,984	2,489	1,355	1,700	46.5
金融資産－損益を通じた(強制的)公正価値	(23)	44,747	56,144	30,196	37,887	48.2
内差入れ担保		-	-	0	0	.
金融資産－売買目的保有	(24)	55,414	69,528	44,840	56,261	23.6
内差入れ担保		2,903	3,642	842	1,056	.
ポートフォリオ公正価値ヘッジの評価調整		1,850	2,321	959	1,203	92.9
デリバティブ・ヘッジ商品の正の公正価値		2,328	2,921	1,992	2,499	16.9
持分法適用会社の持分		180	226	177	222	1.2
無形資産	(30)	2,978	3,736	3,053	3,831	-2.4
固定資産	(31)	3,268	4,100	3,487	4,375	-6.3
投資不動産		13	16	13	16	-
売却目的で保有する固定資産および処分対象グループ	(33)	2,179	2,734	7,955	9,981	-72.6
当期税金資産		424	532	439	551	-3.3
繰延税金資産		2,765	3,469	2,946	3,696	-6.1
その他の資産	(35)	1,970	2,472	1,739	2,182	13.3
合 計		550,628	690,873	463,557	581,625	18.8

注1) 修正再表示により前年の数値は調整された(注記3参照)。

	注記	当中間会計期末		前事業年度末		変動率 (%)
		2020年6月30日		2019年12月31日 ^{注1)}		
		百万ユーロ	億 円	百万ユーロ	億 円	
【負債および資本】						
金融負債－償却原価	(20)	417,516	523,857	351,909	441,540	18.6
金融負債－公正価値オプション	(22)	36,321	45,572	19,964	25,049	81.9
金融負債－売買目的保有	(25)	46,990	58,958	39,366	49,393	19.4
ポートフォリオ公正価値ヘッジの評価調整		1,471	1,846	1,212	1,521	21.4
デリバティブ・ヘッジ商品の負の公正価値		5,868	7,363	4,402	5,523	33.3
引当金	(37)	1,910	2,396	2,704	3,393	-29.4
当期税金債務		392	492	438	550	-10.5
繰延税金債務		32	40	27	34	17.6
処分対象グループの負債	(34)	3,878	4,866	8,528	10,700	-54.5
その他の債務	(36)	4,494	5,639	4,418	5,543	1.7
資本金		31,758	39,847	30,589	38,380	3.8
払込済資本金		1,252	1,571	1,252	1,571	-
資本準備金		17,192	21,571	17,192	21,571	-
利益剰余金		10,320	12,949	10,133	12,714	1.8
その他の準備金（リサイクリングあり）		-374	-469	-169	-212	.
コメルツ銀行株主に帰属する資本金		28,390	35,621	28,409	35,645	-0.1
追加的資本構成要素		2,126	2,667	885	1,110	.
非支配持分		1,242	1,558	1,296	1,626	-4.1
合 計		550,628	690,873	463,557	581,625	18.8

注1) 修正再表示により前年の数値は調整された（注記3参照）。

(3) 資本金変動計算書

百万ユーロ（億円）	払込済 資本金	資本 準備金	利益 剰余金	その他の準備金			コメルツ 銀行株主 に帰属す る資本金 注1)	追加的 資本構成 要素 注2)	非支配 持分 注1)	資本金 注1)
				再評価 準備金	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 積立金	外貨 換算 積立金				
2018年12月31日現在 資本金	1,252 (1,571)	17,192 (21,571)	10,054 (12,615)	-9 (-11)	-15 (-19)	-264 (-331)	28,211 (35,396)	- (-)	1,200 (1,506)	29,411 (36,902)
修正再表示による変動	-	-	-148	-	-	0	-148	-	-3	-151
2018年12月31日現在 資本金（修正再表示後）	1,252 (1,571)	17,192 (21,571)	9,906 (12,429)	-9 (-11)	-15 (-19)	-264 (-331)	28,063 (35,211)	- (-)	1,197 (1,502)	29,260 (36,713)
IFRS第9号の初度適用による変動	-	-	12	-	-	-	12	-	-	12
2019年1月1日現在 資本金	1,252 (1,571)	17,192 (21,571)	9,918 (12,444)	-9 (-11)	-15 (-19)	-264 (-331)	28,075 (35,226)	- (-)	1,197 (1,502)	29,272 (36,728)
包括利益合計	-	-	119	47	6	42	214	-	57	272
連結損益	-	-	401	-	-	-	401	-	44	445
「負債－公正価値オプション」の自己の信用スプレッド(OCS)の変動			-47	-	-	-	-47		-	-47
確定給付制度の再測定による変動			-239	-	-	-	-239		-1	-240
持分金融商品（FVOCIoR）の測定の変動			4	-	-	-	4		1	5
債務証券(FVOCIImR)の再評価の変動	-	-	-	47	-	-	47	-	-3	44
キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金の変動			-	-	6	-	6	-	3	9
外貨換算積立金の変動			-	-	-	42	42	-	13	56
売却目的で保有する固定資産および処分対象グループによる変動			-	-	-	-	-	-	-	-
持分法適用会社の変更			-	-	-	-0	-0	-	-	-0
株式支払配当金			-250	-	-	-	-250		-6	-257
所有持分の変動			2	-	-	-	2		-5	-3
その他の変動			7	-	-	-	7		1	7
2019年6月30日現在 資本金	1,252 (1,571)	17,192 (21,571)	9,796 (12,291)	38 (48)	-9 (-11)	-221 (-277)	28,048 (35,192)	- (-)	1,243 (1,560)	29,291 (36,751)

注1) 修正再表示により前年の数値は調整された（注記3参照）。

注2) IFRSに基づき資本として分類される無担保劣後債である追加的ティア1債（AT1債）を含む。

百万ユーロ（億円）	払込済 資本金	資本 準備金	利益 剰余金	その他の準備金			コメルツ 銀行株主 に帰属す る資本金	追加的 資本構成 要素 注1)	非支配 持分	資本金 注2)
				再評価 準備金	キャッ シュ・フ ロー・ ヘッジ 積立金	外貨 換算 積立金				
2019年12月31日現在 資本金（修正再表示前）	1,252 (1,571)	17,192 (21,571)	10,211 (12,812)	10 (13)	-5 (-6)	-174 (-218)	28,487 (35,743)	885 (1,110)	1,296 (1,626)	30,667 (38,478)
週及的調整による変動	-	-	-78	-	-	-	-78	-	-	-78
2020年1月1日現在 資本金	1,252 (1,571)	17,192 (21,571)	10,133 (12,714)	10 (13)	-5 (-6)	-174 (-218)	28,409 (35,645)	885 (1,110)	1,296 (1,626)	30,589 (38,380)
包括利益合計			341	-85	53	-173	136	-	7	144
連結損益			-96				-96		21	-75
「負債－公正価値オブ ション」の自己の信用 スプレッド(OCS)の変動			90				90		-	90
確定給付制度の再測定 による変動			351				351		0	351
持分金融商品 (FVOCIoR)の測定の変 動			-4	-			-4		-1	-5
債務証券(FVOCIImR)の 再評価の変動				-85			-85		14	-71
キャッシュ・フロー・ ヘッジ積立金の変動	-	-	-	-	53	-	53	-	25	78
外貨換算積立金の変動						-173	-173		-52	-225
売却目的で保有する固 定資産および処分対象 グループによる変動				-		-	-	-	-	-
持分法適用会社の変更						-0	-0	-	-	-0
資本金の増加							-		-	-
資本金の減少							-		-	-
株式支払配当金			-				-		-0	-0
追加的規制上のティア1資 本商品に対する支払			-48				-48		-0	-48
所有持分の変動			-112				-112		-61	-173
その他の変動			6				6	1,241	1	1,248
2020年6月30日現在 資本金	1,252 (1,571)	17,192 (21,571)	10,320 (12,949)	-75 (-94)	48 (60)	-347 (-435)	28,390 (35,621)	2,126 (2,667)	1,242 (1,558)	31,758 (39,847)

注1) IFRSに基づき資本として分類される無担保劣後債である追加的ティア1債（AT1債）を含む。

注2) 修正再表示により前年の数値は調整された（注記3参照）。

AT1債

2019年第3四半期にコメルツ銀行は自己資本規制（CRR）に従った第1回追加的ティア1債（AT1債券）を発行した。当該AT1債は発行総額10億米ドル、年利7.0%の固定利付である。償還の期限はなく、初回の繰上償還可能日は2025年4月に到来する。さらに、社債の要項には当行の普通株式ティア1比率（CET1比率）が5.125%以下に低下した場合、一時的に評価額を切り下げることが規定されている。当行は、当該AT1債券をIFRSに基づき資本として分類し、9百万米ドルの発行費用を控除した後「追加的資本構成要素」の項目に個別に表示した。

2020年第2四半期にコメルツ銀行は、額面金額30億ユーロを上限として劣後債を継続的に発行することを可能にする追加的ティア1資本（「追加的ティア1資本（AT1）」）の発行プログラムを開始した。額面金額12.5億ユーロの年率6.125%の固定利付のAT1債が、2020年6月30日までに発行された。当該債券には定められた満期はなく、初回の繰上償還可能日は2025年10月に到来する。社債の要項は、第1回追加的ティア1債（AT1債）の要項と同一である。当行はまた、当該劣後AT1債をIFRSに基づき資本として分類し、9百万ユーロの発行費用を控除した後「追加的資本構成要素」の項目に個別に表示した。

その他の変更

2020年5月13日の定時株主総会において、コメルツ銀行は2019会計年度に関して配当金を支払わないことを決定した。コメルツ銀行は、コロナウイルス・パンデミックから生じる不確実性を考慮して、少なくとも2020年10月1日までは2019会計年度および2020会計年度の配当金の支払を行わないように求める欧州中央銀行の2020年3月27日付勧告に従っている。コメルツ銀行は2020会計年度について、コロナウイルス・パンデミックに起因する不確実性が解消されるまでは配当金を支払わない予定である。その後、適切な場合、取締役会がこの決定を再検討する。

2020年6月30日現在、売却目的で保有する資産および処分対象グループによる「その他の準備金」への重大な影響はなかった。

当会計年度における外貨換算積立金の主な変動は、米ドル、ポーランド・ズロチ、英国ポンド、ロシア・ルーブルおよびブラジル・レアルに起因する。その他の変動には、主に損益計算書に表示されない税金による変動が含まれている。

2020年の所有持分の変動-173百万ユーロは、もっぱら既に連結されていたコムディレクト・バンクAGの株式の追加購入により生じた。

(4) キャッシュ・フロー計算書（要約版）

	2020年		2019年 ^{注1)}		変動率 (%)
	百万ユーロ	億 円	百万ユーロ	億 円	
1月1日現在現金および現金同等物	41,164	51,648	53,914	67,646	-23.6
営業活動による純現金額	41,035	51,487	12,733	15,976	.
投資活動による純現金額	-217	-272	-180	-226	20.4
資金調達活動による純現金額	1,950	2,447	-1,588	-1,992	.
純現金額合計	42,768	53,661	10,964	13,757	.
換算レート変動による影響	-89	-112	69	87	.
6月30日現在現金および現金同等物	83,843	105,198	64,947	81,489	29.1

注1) 修正再表示により前年の数値は調整された（注記3参照）。

コメルツ銀行グループに関しては、キャッシュ・フロー計算書は非常に多くの情報を示してはいない。当行にとって、キャッシュ・フロー計算書は流動性の計画や財務計画を代替するものではなく、また当行はそれを経営手段として用いてもいない。

[次へ](#)

重要な注記

一般情報

(1) 会計方針

コメルツ銀行グループは、ドイツのフランクフルト・アム・マインに本店を設置している。親会社は、フランクフルト・アム・マインの地方裁判所の商業登記簿に登記番号HRB32000で登記されたコメルツバンク・アクツィエンゲゼルシャフトである。2020年6月30日現在のコメルツ銀行グループの中間財務書類は、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch または HGB）第315 e条および、2002年7月19日付の欧州議会および欧州理事会による規則（EC）No.1606/2002（IAS規則）に従って作成された。さらに、国際会計基準審議会（IASB）により承認かつ公表された国際財務報告基準（IFRS）に基づく一定の国際会計基準を採用するためのその他の規則およびIFRS解釈委員会による当該規則の解釈も適用された。当該中間財務書類はとりわけ、中間財務報告に関するIAS第34号の要件に従っている。

2020会計年度にEUにおいてその適用が義務付けられている全ての基準および解釈が適用されている。当行は、2021会計年度以降までその適用が義務付けられていない基準および解釈を適用しなかった。

ドイツ商法第315条に従った個別の中間リスク報告を含む中間経営者報告書は、英文中間報告書の7～35ページに公表されている。

財務書類作成に際しては、コメルツ銀行グループ全体で統一した会計処理および測定方法が使用されている。完全連結会社および持分法適用会社の持分については、当行は、概ね2020年6月30日現在で作成された財務書類を用いた。

グループ財務書類は、グループの報告通貨であるユーロにより作成されている。別段の記載がない限り、全ての金額は百万ユーロ単位で表示されている。500,000.00ユーロ未満のすべての項目は、0.00ユーロと表示されている。0.00ユーロの項目は、ダッシュ記号で表示されている。四捨五入に起因して、表示された個々の数値の合計と記載された合計が正確には一致しない場合がある。

(2) 改訂・新基準および解釈の初度適用

基準および解釈の初度適用

IBOR改革

銀行間提供レート改革（IBOR改革）の一環として、IBOR参照レートとEONIA（ユーロ圏無担保翌日物平均金利）は、ユーロ短期レート（€STR）に置き換えられる。置き換えは遅くとも2021年末までに実施される予定であるが、市場における新しい参照金利の受け入れと確立次第でもある。

コメルツ銀行は、代替参照金利への円滑な移行を確実にするために、IBOR改革プログラムを実施した。

IBOR改革に伴い、IFRS第9号、IAS第39号およびIFRS第7号が改訂され、改定の第1フェーズが公表された。これらの改訂基準は、2020年1月1日以降に開始する会計年度からEUで適用が義務付けられ、実際の移行までの期間に適用される。コメルツ銀行は、改訂基準に関連してIASBが提供するヘッジ会計の救済措置を利用し、現行のアプローチを修正しないことを決定した。これにより、IBOR改革プロジェクトの第1フェーズに関する決定が完了した。

第2フェーズの一環として、一部の商品のEONIAから€STR割引への変更が2020年後半に予定されており、現在、当行はその準備を進めている。また、年内には、実効連邦準備銀行レート（EFFR）から担保付夜間融資レート（SOFR）への割引変更に向けた分析を拡大していく予定である。

欧州単一電子フォーマット(ESEF)

EU委員会は、欧州単一電子フォーマット（ESEF）に関する技術基準規制を発表した。これにより、すべての企業は財務書類を統一形式のエクステンシブル・ハイパーテキスト・マークアップ・ランゲージ（xhtml）で報告する必要がある。この基準は、2020年1月1日以降に開始する会計年度からEUで適用が義務付けられている。コメルツ銀行は現在、これらの要件を満たすための準備を進めており、2020年12月31日現在の年次報告書をESEFの要件に従って発表する予定である。

改定基準

IAS 第1号およびIAS 第8号の改訂は、財務書類に情報を含めるための重要性の定義を明確にし、それを概念フレームワーク内で異なる基準に調和させる変更である。これらの変更は、当行グループの財務書類に重大な影響を及ぼさない。当該改訂基準は、2020年1月1日以降に開始する会計年度において適用が義務付けられている。

IFRS基準における概念フレームワークへの参照の改訂は、2019年11月に承認された。当該委員会規則は、IFRS基準における概念フレームワークへの参照の改訂を採用している。当該改訂はIAS第1号、IAS第8号、IAS第34号、IAS第37号、IAS第38号、IFRS第2号、IFRS第3号、IFRS第6号、IFRIC第12号、IFRIC第19号、IFRIC第20号、IFRIC第22号およびSIC第32号の各基準に影響を及ぼし、2020年1月1日以降に開始する全ての会計年度において適用が義務付けられる。

改訂基準であるIFRS第3号は、事業の取得か資産グループの取得かを決定するより詳細な方法を定義する。承認手続きは既に完了した。当該改定は、2020年1月1日以降に開始する全会計年度において適用が義務付けられている。

コロナウイルス・パンデミックに関連したIFRS第16号の改正は、コロナウイルス・パンデミックの間に付与された賃料の支払猶予や賃料減額に関連する権利を賃借人が認識しやすくすることを目的としている。この変更は、中間連結財務書類に重大な影響を与えない。改正基準は、2020年6月1日以降に開始する報告期間から適用が義務付けられている。

IAS第37号「引当金、偶発債務および偶発資産」の改正は、企業が契約履行の判断の際に考慮しなければならない費用の定義と内容に関連している。改正基準は、2022年1月1日以降に開始する会計年度から適用が義務付けられている。

IFRS基準の年次改善2018年 - 2020年により、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」、IFRS第9号「金融商品」、IFRS第16号「リース」に軽微な改正が生じる。改正基準は、2022年1月1日以降に開始する会計年度から適用が義務付けられている。

その他の承認された基準の変更はすべて、現時点では当行の連結財務書類に重大な影響を与えるものではない。

新基準

2017年5月に公表されたIFRS第17号「保険契約」の新会計基準はIFRS第4号基準の代替基準となる。新基準は保険会社のみならず、基準の対象となる保険契約を発行するすべての事業体に適用される。IFRS第17号は、保険契約について一貫性ある原則に基づく会計基準の策定を目指し、保険負債は契約時の費用ではなく、現在の決済金額で測定しなければならないと定めている。IFRS第17号を発表したIASBの意図は、保険契約についての認識、測定、報告、注記における開示について統一された基礎を策定することにある。2023年1月1日以降の会計年度にEU域内で適用される基準はこれからEU法に組み込む必要がある。当行の現在の分析に基づき、当行は当行グループの財務書類に重大な影響はないと予想している。

(3) 変更

当行グループの財務書類に子会社として含まれている1社について、リース用資産の使用権を遡及的に調整した。この結果、受取利息が2百万ユーロ増加し、減価償却費が3百万ユーロ減少し、その他の純利益はわずかに増加した。また、2019年6月30日現在の償却原価で測定される金融資産である貸付金は66百万ユーロ増加したが、固定資産は61百万ユーロ減少した。これらの調整の結果、第2四半期の連結損益は5百万ユーロ増加した。これに伴い、利益剰余金も同額増加した。これは包括利益計算書および1株当たり利益に重大な影響は与えなかった。

当行グループの財務書類に子会社として含まれている1社の強制拠出金に関して遡及的調整が行われた。その結果、強制拠出金は9百万ユーロ減少し、連結損益は同額増加した。当該調整により、2019年6月30日現在の1株当たり利益は0.01ユーロ増加した。その他の債務は、2019年6月30日現在、税効果により1百万ユーロ増加した。一方、利益剰余金は1百万ユーロ減少し、非支配持分は0百万ユーロ減少した。当該調整により、2019年1月1日現在の利益剰余金は5百万ユーロ減少し、非支配持分は3百万ユーロ減少した。

さらに、過度に長い満期の信用状からの債権への体系的な考慮により、償却原価で測定される貸付金に係るリスクに対する評価引当金の誤謬が修正され、2019年6月30日現在認識された評価引当金の額が23百万ユーロ減少した。その結果、2019年6月30日現在の繰延税金資産は5百万ユーロ減少した。一方、簿外項目のその他の引当金は5百万ユーロ増加し、利益剰余金も12百万ユーロ増加した。当該調整は、連結損益、包括利益計算書、1株当たり利益に影響は与えなかった。この調整の結果として、利益剰余金は2019年1月1日現在、12百万ユーロ増加した。

キャッシュ・フロー計算書では、財務活動（劣後負債）による1,608百万ユーロの、投資活動による152百万ユーロの、およびリースによる176百万ユーロのキャッシュ・フローは、前年は営業キャッシュ・フローに表示されていたが、財務活動によるキャッシュ・フローに再分類されている。当該調整は、連結損益、包括利益計算書または1株当たり利益に影響は与えなかった。

さらに、劣後債の繰延税金の誤謬が修正された。その結果、2019年12月31日現在の繰延税金資産は69百万ユーロ減少し、利益剰余金は同額減少した。この調整は2019年6月30日現在の連結損益に影響は与えなかったが、2019年12月31日現在の連結損益は40百万ユーロ増加した。そのため、包括利益合計は同額増加した。2019年12月31日現在の1株当たり利益は0.03ユーロ増加した。調整の結果、2019年1月1日現在の利益剰余金は135百万ユーロ減少した。

さらに、過年度に行われたコミットメントの利息の重複入力により、利益剰余金に遡及的な調整が行われた。この結果、2019年6月30日現在の受取利息は2百万ユーロ減少し、所得税は1百万ユーロ減少した。2019年12月31日現在、利益剰余金は9百万ユーロ減少し、その他の資産は13百万ユーロ、当期税金債務は1百万ユーロ減少した。一方、繰延税金資産は3百万ユーロ増加した。これらの調整は、包括利益計算書および1株当たり利益に重大な影響を与えず、2019年1月1日現在の利益剰余金は6百万ユーロ減少した。

公表された2019年6月30日現在の損益計算書および2019年12月31日現在の貸借対照表に対する前述の調整から生じる変更の合計の要約は、以下の表のとおりである。

百万ユーロ	当初報告 2019年1月1日－ 2019年6月30日	IAS第8号に 基づく調整	修正再表示 2019年1月1日－ 2019年6月30日
受取利息	4,449	0	4,450
支払利息	1,944	-	1,944
純利息収益	2,505	0	2,505
配当収益	11	-	11
リスク損益	-256	-	-256
受取手数料	1,870	-	1,870
支払手数料	364	-	364
純手数料収益	1,507	-	1,507
損益を通して公正価値で測定される金融資産および負債に係る純利益	113	-	113
ヘッジ会計に係る純利益	96	-	96
金融商品に係るその他の純利益	11	-	11
持分法適用会社に係る当期純利益	7	-	7
その他の純利益	36	-0	35
営業費用	3,150	-3	3,146
強制拠出金	337	-9	328
事業再編費用	-	-	-
継続事業に係る税引前損益	542	13	555
所得税	123	-1	122
継続事業に係る連結損益	419	13	433
中止事業に係る連結損益	12	-	12
連結損益	432	13	445
非支配持分に帰属する連結損益	41	3	44
コメルツ銀行株主および追加的資本構成要素投資家に帰属する連結損益	391	11	401

資産（百万ユーロ）	当初報告 2019年12月31日	調 整	修正再表示 2019年12月31日
手元現金および要求払現金	41,164	-	41,164
金融資産－償却原価	293,658	-	293,658
金融資産－売買目的保有	30,942	-	30,942
金融資産－公正価値オプション	30,196	-	30,196
金融資産－売買目的保有	44,840	-	44,840
ポートフォリオ公正価値ヘッジの評価調整	959	-	959
デリバティブ・ヘッジ商品の正の公正価値	1,992	-	1,992
持分法適用会社の持分	177	-	177
無形資産	3,053	-	3,053
固定資産	3,487	-	3,487
投資不動産	13	-	13
売却目的で保有する固定資産および処分対象グループ	7,955	-	7,955
当期税金資産	439	-	439
繰延税金資産	3,011	-66	2,946
その他の資産	1,752	-13	1,739
合計	463,636	-79	463,557

負債（百万ユーロ）	当初報告 2019年12月31日	調 整	修正再表示 2019年12月31日
金融負債－売買目的保有	351,909	-	351,909
金融負債－公正価値オプション	19,964	-	19,964
金融負債－売買目的保有	39,366	-	39,366
ポートフォリオ公正価値ヘッジの評価調整	1,212	-	1,212
デリバティブ・ヘッジ商品の負の公正価値	4,402	-	4,402
引当金	2,704	-	2,704
当期税金債務	439	-1	438
繰延税金債務	27	-	27
処分対象グループの債務	8,528	-	8,528
その他の債務	4,418	-	4,418
資本金	30,667	-78	30,589
払込済資本金	1,252	-	1,252
資本準備金	17,192	-	17,192
利益剰余金	10,211	-78	10,133
その他の準備金（リサイクリング）	-169	-	-169
コメルツ銀行株主に帰属する資本金	28,487	-78	28,409
追加的資本構成要素	885	-	885
非支配持分	1,296	-	1,296
合計	463,636	-79	463,557

(4) 後発事象に関する報告

当報告期間末以降、特に重要な事象はなかった。

会計および測定の方針

(5) 会計および測定の方針の変更

コロナウイルス・パンデミック

コロナウイルス・パンデミックは、2020年上半期のドイツ経済および世界経済全体に大きな影響を与えた。この結果、コメルツ銀行グループの中間財務書類にも影響を与えた。コメルツ銀行へのパンデミックの影響は、様々なプロジェクトで検討され、適切な対策が決定された。中間経営者報告書（英文中間報告書17ページ以下参照）に記載されている情報に加えて、パンデミックの現在の影響に関する記述は、主に信用リスクおよび信用損失に関する注記（注記 26参照）および資本変動計算書に関する注記に記載されている。さらなる詳細は注記 9、27、30、37 および 42 に記載されている。

これらの変更および注記2に記載されている変更を除き、当行は、本中間財務書類において、2019年12月31日現在の当行グループの財務書類と同一の会計および測定の方針を適用している（2019年英文年次報告書の149ページ以下参照）。

(6) 連結対象会社

コムディレクト・バンクAGの合併

2020年5月5日の定時株主総会において、コムディレクト・バンクAGは、ドイツ会社再編法に基づくスクィーズ・アウトを承認した。コムディレクトの少数株主に対して、保有株式に対する補償として適切な現金による決済金が支払われた。登記簿への登記は2020年下半期に予定されており、その後コムディレクトはコメルツ銀行の個別の組織ユニットとなる予定である。

LeaseLink Sp. z.o.o.の買収

2019年第1四半期に、エムバンクのサブグループのリース会社であるmLeasingは、LeaseLink Sp. z.o.o.の100%の持分を取得した。LeaseLinkはリース支払サービスを専門とするフィンテック関連企業である。購入価格は約7百万ユーロ相当であり、6百万ユーロののれんが生じた。

以下の表は、下記の値で連結された貸借対照表に認識された資産および負債を表示している。

百万ユーロ	2019年3月8日
金融資産－償却原価	17
無形資産	1
固定資産	0
その他の資産	1
確認された資産合計	19
金融負債－償却原価	18
確認された負債合計	18
純資産の公正価値	2
購入価格／対価	7
のれん	6

取得時と購入価格の配分決定後の計上価額には、僅かな差異があり、その結果、のれんは僅かに変更された。

上記以外に、2020年上半期に連結会社グループに新たに含まれた重要な会社はなかった。さらに、売却もしくは清算されたか、またはその他の事由により連結から除外された重要な会社はなかった。

損益計算書の注記

(7) 純利息収益

売買目的保有ポートフォリオから生じる場合を除き、利息に類似した収益および費用を含むすべての受取利息および支払利息は、本項目に表示される。

受取利息は、本業としての銀行業または銀行業関連の取引から生じるすべての受取利息を含んでいる。この収益は、主に資本の供給から生じている。

受取利息と同様、支払利息は、プレミアム／ディスカウントの戻入および実効金利法に基づくその他の金額ならびに通常の銀行業務に関連する利息に類似した費用などのすべての支払利息を含んでいる。

その他の支払利息には、ヘッジ会計項目の受取利息と支払利息の正味が含まれている。

百万ユーロ	2020年1月1日－ 2020年6月30日	2019年1月1日－ 2019年6月30日 注1)	変動率(%)
実効金利法適用の受取利息	3,509	3,830	-8.4
受取利息－償却原価	3,323	3,612	-8.0
貸付および短期金融市場取引からの受取利息	2,924	3,198	-8.6
証券ポートフォリオからの受取利息	399	414	-3.7
受取利息－その他の包括利益を通じた公正価値	130	167	-22.2
貸付および短期金融市場取引からの受取利息	6	12	-51.8
証券ポートフォリオからの受取利息	124	155	-19.9
早期償還違約金	57	51	10.4
実効金利法非適用の受取利息	490	619	-20.9
受取利息－損益を通じた（強制的）公正価値	227	393	-42.3
貸付および短期金融市場取引からの受取利息	191	363	-47.3
証券ポートフォリオからの受取利息	35	30	16.6
負債として保有する金融商品に係るプラスの利息	263	226	16.5
支払利息	1,402	1,944	-27.9
支払利息－償却原価	1,049	1,311	-20.0
預金	630	818	-22.9
発行済債務証券	419	494	-15.1
支払利息－公正価値オプション	183	377	-51.6
預金	166	361	-53.9
発行済債務証券	16	16	2.2
資産として保有する金融商品に係るマイナスの利息	156	235	-33.4
リース負債に係る支払利息	10	13	-22.2
その他の支払利息	4	9	-55.1
合計	2,597	2,505	3.7

注1) 修正再表示により前年の数値は調整された（注記3参照）。

(8) 配当収益

株式および類似の持分金融商品からのすべての受取配当金は、トレーディング・ポートフォリオからの受取配当金を除き、本項目に表示される。

損益移転契約書を通して実現される非連結子会社の当期純利益も、本項目に表示される。非連結子会社は、損益を通した（強制的）公正価値のカテゴリーに分類される。

百万ユーロ	2020年1月1日－ 2020年6月30日	2019年1月1日－ 2019年6月30日	変動率(%)
「持分金融商品－その他の包括利益を通した公正価値」からの受取配当金	1	2	-35.2
「持分金融商品－損益を通した（強制的）公正価値」からの受取配当金	4	5	-30.7
非連結子会社の当期純利益	9	4	92.1
合計	13	11	16.5

2019年、コメルツ銀行グループの子会社が保有するヨーロッパの標準株式（ブルーチップ）のポートフォリオは、その他の包括利益を通した公正価値カテゴリーに分類された。2019年上半期に、これらの株式からの受取配当金はなく、損益計算書の配当収益への計上はなかった。

(9) リスク損益

リスク損益には、IFRS第9号の減損モデルの適用対象となる金融商品（貸借対照表上の金融商品と簿外金融商品の両方を含む。）について損益計算書で認識された引当金の変動が含まれる。これには、予定された償還、減損処理した債権の評価増および回収金の発生ならびに大幅な修正に起因しない直接の評価損計上を理由として認識が中止された場合の貸倒引当金の戻入れも含まれる。また、IFRS第9号に定義される、金融保証ではない一部の簿外項目（一部の保証と信用状、注記38参照）に関して損益計算書で認識された引当金の変動も考慮される。

百万ユーロ	2020年1月1日－ 2020年6月30日	2019年1月1日－ 2019年6月30日	変動率(%)
金融資産－償却原価	-759	-249	.
金融資産－その他の包括利益を通した公正価値	-11	8	.
金融保証	0	-0	-84.1
貸付コミットメントおよび補償契約	-25	-15	73.4
合計	-795	-256	.

リスク管理の組織および関連する重要な数値に関する情報、ならびに予測される信用損失についての追加的分析および説明資料については、英文中間報告書の中間経営者報告（英文中間報告書の7ページ以下）を参照のこと。

2020年上半期に、コロナウイルス・パンデミックに起因する負担額は、-315百万ユーロとなり、その内の-154百万ユーロはトップレベルの調整である（注記26およびリスク報告書の20ページ以下参照）。

(10) 純手数料収益

当行グループは、サービスの提供により発生する受取手数料と支払手数料を純手数料収益の項目に計上している。これらの金額は、銀行債権の資本化残高を変更することなく営業的便宜、特別な取引関係または信用力を顧客へ提供して実現した金額である。これはまた、外貨、紙幣、貴金属の売却によって得た手数料にも適用されるが、かかる活動が自己勘定売買ではなく、顧客サービス取引に関連していることを前提とする。当行が第三者のサービスを利用する場合、支払手数料として適用される。

百万ユーロ	2020年1月1日－ 2020年6月30日	2019年1月1日－ 2019年6月30日	変動率(%)
受取手数料	1,972	1,870	5.4
証券取引	650	566	14.9
資産運用	170	155	9.5
送金および外国貿易業務	680	696	-2.3
保証手数料	116	110	5.2
シンジケート事業からの純利益	136	119	14.6
仲介業務	81	82	-0.5
信託取引	7	13	-42.1
その他収益	132	130	0.9
支払手数料	303	364	-16.6
証券取引	78	138	-43.1
資産運用	17	15	14.7
送金および外国貿易業務	76	75	1.3
保証手数料	13	12	14.5
シンジケート事業からの純利益	0	0	.
仲介業務	76	90	-15.0
信託取引	3	8	-60.6
その他費用	39	26	47.2
純手数料収益	1,668	1,507	10.7
証券取引	572	428	33.6
資産運用	153	140	8.9
送金および外国貿易業務	603	620	-2.7
保証手数料	103	98	4.1
シンジケート事業からの純利益	136	119	14.5
仲介業務	5	-8	.
信託取引	4	5	-9.1
その他収益	93	104	-10.8
合計	1,668	1,507	10.7

IFRS第15号に基づくサービスの種類別およびセグメント別の受取手数料の内訳は、以下のとおりである。

2020年1月1日－ 2020年6月30日 (百万ユーロ)	個人顧客および 小規模事業顧客	コーポレート 顧客	資産および 資本回収	その他・ 連結	グループ
証券取引	639	23	-	-12	650
資産運用	168	2	-	-	170
送金および外国貿易業務	314	373	-	-7	680
保証手数料	13	103	-	-1	116
シンジケート事業からの純利益	1	135	-	.	136
仲介業務	81	35	-	-35	81
信託取引	6	2	-	-	7
その他収益	110	32	-	-11	132
合計	1,331	705	-	-65	1,972

2019年1月1日－ 2019年6月30日 (百万ユーロ)	個人顧客および 小規模事業顧客	コーポレート 顧客	資産および 資本回収	その他・ 連結	グループ
証券取引	565	21	0	-20	566
資産運用	153	2	-	0	155
送金および外国貿易業務	316	386	0	-6	696
保証手数料	14	100	0	-4	110
シンジケート事業からの純利益	0	118	0	0	119
仲介業務	81	38	0	-37	82
信託取引	9	4	-	0	13
その他収益	108	34	-0	-11	130
合計	1,245	703	0	-79	1,870

(11) 損益を通して公正価値で測定される金融資産および金融負債に係る純利益

この項目には、損益を通して公正価値で測定される全ての金融資産および金融負債に係る純利益が含まれ、これには、売買目的保有カテゴリーの金融商品からの純損益、損益を通した（強制的）公正価値カテゴリーの金融商品からの純損益および公正価値オプション・カテゴリーの金融商品からの純損益が含まれている。

売買目的保有の金融商品に分類される商品からの純損益は、当行のトレーディング純利益であり、費用を控除した後の正味の収益額を表示している。従って、当該項目には以下が含まれる。

- ・ 売買目的保有の金融商品からの、受取配当金を含む利息収益と利息費用
- ・ 売買目的保有の有価証券、債権、外貨および貴金属の売却による実現損益
- ・ 公正価値での再測定による再測定損益の純額

- ・ デリバティブ金融商品からの純損益
- ・ 公正価値調整（信用評価調整／CVA、債務評価調整／DVA、資金調達評価調整／FVA）による純損益
- ・ 売買目的保有の金融商品の取得または処分に関連して発生した支払手数料および受取手数料

損益を通した（強制的）公正価値カテゴリーに分類される金融商品からの純損益および公正価値オプション・カテゴリーに分類される金融商品からの純損益は、再測定純損益と実現損益のみが含まれる。費用および収益は、それぞれ純額ベースで表示される。

百万ユーロ	2020年1月1日－ 2020年6月30日	2019年1月1日－ 2019年6月30日	変動率(%)
「金融商品－売買目的保有」からの損益	-166	89	.
「金融商品－公正価値オプション」からの損益	-34	-102	-67.0
「金融商品－損益を通した（強制的）公正価値」からの損益	58	125	-53.3
合計	-141	113	.

(12) ヘッジ会計に係る純利益

ヘッジ会計に係る純利益は、公正価値ヘッジ会計（公正価値ヘッジ）における有効ヘッジの評価に係る損益を含んでいる。ヘッジ会計に係る純利益はまた、有効キャッシュ・フロー・ヘッジの無効な部分も含んでいる。

百万ユーロ	2020年1月1日－ 2020年6月30日	2019年1月1日－ 2019年6月30日	変動率(%)
公正価値ヘッジ			
ヘッジ商品に起因する公正価値の変動	-1,563	148	.
マイクロ公正価値ヘッジ	-983	-139	.
ポートフォリオ公正価値ヘッジ	-580	287	.
ヘッジ対象項目に起因する公正価値の変動	1,627	-52	.
マイクロ公正価値ヘッジ	1,065	197	.
ポートフォリオ公正価値ヘッジ	562	-250	.
キャッシュ・フロー・ヘッジ			
有効にヘッジされたキャッシュ・フロー・ヘッジの損益 （無効部分のみ）	0	0	.
合計	64	96	-32.9

当報告期間において、額面金額287百万ユーロの抵当貸付に係る金利リスクをヘッジするため、および額面金額300百万ユーロの担保付債券に係る為替変動リスクを通貨スワップ取引によりヘッジするために、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計が初めて適用された。その結果、1百万ユーロがキャッシュ・フロー・ヘッジ積立金の項目に計上された。

(13) 金融商品に係るその他の純利益

この項目には、その他の包括利益を通した公正価値カテゴリーに分類される金融資産の売却損益と、償却原価カテゴリーに分類される金融負債の買戻しによる損益が含まれている。

償却原価カテゴリーに分類される金融資産の売却損益には、信用格付けの変動が要因ではない、償却原価で測定された金融資産の売却による影響が含まれている。また、当該売却損益には、顧客との貸付に関する取決めが信用力の悪化により見直し（大幅に改定）された際に合意された契約上の調整による損益も含まれている。

その他の包括利益を通した公正価値カテゴリーに分類される金融資産（リサイクリングあり）の場合には、資産の処分まで償却原価と公正価値との差額を再評価積立金で認識する（減損処理を除く。）が、かかる認識により収益に影響なく、従って損益計算書にも影響はない。債務証券に係る再評価積立金は、資産処分時に損益を通して取り崩される。

償却原価カテゴリーに分類される金融負債の処分は、売却価格と償却原価との差額を直接反映した実現損益の純額を計上する。

この項目には、将来のキャッシュ・フローに関する予想値の変動に起因する見積値の変動による損益ならびに償却原価カテゴリーに分類される金融商品の重要ではない変更による損益も含まれている。

百万ユーロ	2020年1月1日－ 2020年6月30日	2019年1月1日－ 2019年6月30日	変動率(%)
金融商品からのその他の実現雑損益	28	18	56.9
「金融資産－その他の包括利益を通した公正価値」からの実現損益	17	25	-30.7
「金融負債－償却原価」からの実現損益	11	13	-16.4
「重要ではない変更－償却原価」に係る損益	-4	-3	42.1
「重要ではない変更－その他の包括利益を通した公正価値」に係る損益	-	-	.
「見積値－償却原価」の不確実性の変動	4	-17	.
「見積値－その他の包括利益を通した公正価値」の不確実性の変動	-	-	.
金融商品（ACポートフォリオ）の処分に係る損益	-13	-7	89.1
金融商品（ACポートフォリオ）の処分に係る利益	3	14	-75.5
金融商品（ACポートフォリオ）の処分に係る損失	17	21	-20.7
合計	15	11	36.1

コメルツ銀行グループは、償却原価で測定された金融商品総額3,090億ユーロ（2019年：2,980億ユーロ）のローン・ポートフォリオを有している。このカテゴリーには、含まれる金融商品が「回収のための保有」ビジネス・モデルに基づき、SPPIに適合しない付帯合意書は存在しないポートフォリオが分類される。当該ポートフォリオでは、基本的にはこのビジネス・モデルを維持しながらも、償還のみならず資産を売却することもある。とりわけ債務者の信用格付けが大幅に悪化したり、資産が内部ガイドラインに定められた最低基準を満たさなくなった場合に売却が生じたり、ポートフォリオの調整により満期直前に当該資産を売却することがある。

金融商品（ACポートフォリオ）の売却純損益は、主に認められたポートフォリオ手法と貸付金の返済の一環として約束手形融資を売却した際に発生した。

コメルツ銀行は金融商品が認識中止に至る程重要ではない変更として、ローンの契約条項の一部を変更する。変更後の当該資産のデフォルト・リスクは、関係する報告日現在で測定され、変更前の条件下でのリスクと比較される。

コロナウイルス・パンデミックにより法的に課せられた支払猶予や民間の支払猶予に対応して、重要ではない変更の一環としてローンの支払フローが調整された。当上半期の支払猶予が損益に重大な影響を及ぼすことはなかった。

(14) その他の純利益

その他の純利益は、主に引当金への繰入および引当金の戻入ならびにオペレーティング・リースからの収益および費用により構成される。

本項目には、関連会社および共同支配企業の実現損益および再測定純損益も含まれている。

百万ユーロ	2020年1月1日－ 2020年6月30日	2019年1月1日－ 2019年6月30日 注1)	変動率(%)
その他の重要な収益項目	242	220	9.9
引当金の戻入	40	75	-46.8
オペレーティング・リース収益	77	85	-9.2
建物および建築サービスからの収益	0	0	-6.4
買取選択権付賃貸収益および転貸収益	6	7	-14.1
投資不動産からの収益	0	0	-25.8
売却目的で保有する固定資産からの収益	-	-	
固定資産売却からの収益	1	2	-68.2
FX取引の為替レートの差異からの収益	42	9	.
その他収益のその他の項目	75	41	84.7
その他の重要な費用項目	328	181	81.6
引当金への繰入	98	27	.
オペレーティング・リース費用	63	76	-17.7
建物および建築サービスからの費用	-	-	.
買取選択権付賃借費用および転借費用	3	4	-17.9
投資不動産からの費用	0	0	.
売却目的で保有する固定資産からの費用	-	-	
固定資産の処分からの費用	1	1	-29.9
FX取引の為替レートの差異からの費用	75	7	.
その他費用のその他の項目	88	65	36.1
その他の税金（相殺後）	-13	-7	84.6
関連会社および共同支配企業の実現損益および再測定純損益（相殺後）	2	3	-35.9
その他の純利益	-97	35	.

注1) 修正再表示により前年の数値は調整された（注記3参照）。

(15) 営業費用

人件費

百万ユーロ	2020年1月1日－ 2020年6月30日	2019年1月1日－ 2019年6月30日	変動率(%)
賃金・給料	1,604	1,640	-2.2
年金および類似の従業員給付金の費用	116	114	1.9
合計	1,720	1,754	-2.0

管理費用

百万ユーロ	2020年1月1日－ 2020年6月30日	2019年1月1日－ 2019年6月30日	変動率(%)
占有費用	119	115	3.7
IT関連費用	282	270	4.6
事務所費用および情報関連費用	116	119	-2.5
会社法の順守に必要な顧問料、監査費用およびその他の費用	111	133	-16.8
出張、表示および広告費用	85	114	-25.7
人材関連の管理費用	41	60	-30.7
その他の管理費用	83	82	0.2
合計	837	893	-6.3

減価償却および償却

百万ユーロ	2020年1月1日－ 2020年6月30日	2019年1月1日－ 2019年6月30日 注1)	変動率(%)
什器および備品	54	57	-5.7
土地および建物	6	6	8.6
無形資産	240	260	-7.9
使用権としての資産	174	176	-1.5
合計	473	499	-5.2

注1) 修正再表示により前年の数値は調整された（注記3参照）。

(16) 強制拋出金

強制拋出金

百万ユーロ	2020年1月1日－ 2020年6月30日	2019年1月1日－ 2019年6月30日 注1)	変動率(%)
預金保護基金	73	73	-0.5
ポーランドの銀行税	60	51	17.6
欧州銀行税	241	204	18.3
合計	374	328	14.0

注1) 修正再表示により前年の数値は調整された（注記3参照）。

(17) 所得税

2020年6月30日現在、当行グループの税金費用は51百万ユーロ（2019年：122百万ユーロ）であった。税引前利益は-74百万ユーロ（2019年：555百万ユーロ（修正再表示により前年の数値は調整された。注記3参照。））であったため、当行グループの実効税率は-68.9%（2019年：22.0%）（当行グループの所得税率は31.5%（2019年：31.5%））であった。当報告期間の当行グループの税金費用には、主に、エムバンクのサブグループおよびコムディレクト・バンク・アクツィエンゲゼルシャフトの当期税金費用が含まれていた。マイナスの実効税率は、マイナスの税引前損益ならびに営業費用に関連する税金費用や非控除の営業費用および繰延税金資産の変動に帰因した。

(18) 1株当たり利益

	2020年1月1日－ 2020年6月30日	2019年1月1日－ 2019年6月30日注1)	変動率(%)
営業利益（百万ユーロ）	-74	555	.
コメルツ銀行株主に帰属する連結損益（百万ユーロ）	-96	401	.
発行済普通株式平均株数	1,252,357,634	1,252,357,634	.
1株当たり営業利益（ユーロ）	-0.06	0.44	.
1株当たり利益（ユーロ）	-0.08	0.32	.

注1) 修正再表示により前年の数値は調整された（注記3参照）。

IAS第33号に従い計算される1株当たり利益は、コメルツ銀行株主に帰属する連結損益に基づいており、連結損益を当会計年度中の加重平均発行済株式数で除して算出される。前年と同様、当報告年度中に転換権およびオプション権は残存しなかったため、希薄化後1株当たり利益の数値は希薄化前1株当たり利益の数値と一致していた。営業利益の詳細は、セグメント情報（注記39）に記載されている。

貸借対照表の注記

金融資産および負債

(19) 金融資産－償却原価

金融資産の契約上合意したキャッシュ・フローが利息および元本の支払のみで構成され（即ち、当該資産がSPPI要件に適合しており）、当該資産が「回収目的保有」ビジネス・モデルに分類された場合、当該資産は償却原価で測定される。これらの金融商品の簿価は、貸倒引当金の計上により減少する（注記26「信用リスクおよび信用損失」参照）。

この金融商品の利息の支払は、実効金利法を用いて純利息収益の項目に計上される。

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日	変動率(%)
貸付金	272,844	260,354	4.8
中央銀行	1,259	876	43.8
銀行	25,422	24,418	4.1
法人顧客	102,592	97,419	5.3
個人顧客	112,788	109,700	2.8
その他の金融会社	14,254	13,007	9.6
一般政府	16,529	14,934	10.7
債務証券	35,666	33,304	7.1
銀行	2,758	2,432	13.4
法人顧客	6,730	5,363	25.5
その他の金融会社	5,826	4,706	23.8
一般政府	20,352	20,803	-2.2
合計	308,510	293,658	5.1

英国の公共部門の団体が発行した約束手形ローンのポートフォリオ（帳簿価額28億ユーロ）のビジネス・モデルは、2019年1月1日現在で変更された。計画されていた資産・資本回収セグメント（ランオフ・ポートフォリオ）の終了に伴い、当該ポートフォリオは自己売買部門に移管され、2019年1月1日から投資室が管理し（注記39も参照）、販売・営業活動は中止された。2019年1月1日より、ポートフォリオを将来売却することは与信の質が大幅に悪化した場合のみ認められることになった。ポートフォリオの管理と管理報酬はもはや公正価値に基づいていない。ポートフォリオの目的は契約上合意したキャッシュ・フローを捻出することにある。契約上合意したキャッシュ・フローとは、IFRS第9号における利息および元本の支払いのみである。

ビジネス・モデルの変更により、mFVPL測定カテゴリーから「償却原価」のカテゴリーに再分類された。

再分類時点で計算した実効金利は2.8%である。2020年上半期における再分類ポートフォリオの利息収益は44百万ユーロ（2019年上半期：35百万ユーロ）であり、利息費用はゼロ（2019年上半期：0百万ユーロ）であった。

2020年6月30日現在のポートフォリオの公正価値は31億ユーロ（2019年：31億ユーロ）であった。ポートフォリオがmFPVL測定カテゴリーに分類されていたままであった場合には年初からの公正価値の変動とヘッジ目的で保有していたデリバティブの相殺価額の変動は、損益計算書において損益を通して公正価値で測定される金融資産および負債に係る純利益において認識されていたことになる。その場合、主に信用スプレッドの変動による影響から-541百万ユーロ（2019年上半期：-65百万ユーロ）の純利益であった計算になる。再分類以降、当該ポートフォリオの対象取引のキャッシュ・フローはコメルツ銀行のポートフォリオ公正価値ヘッジ会計に従って認識されている。

(20) 金融負債－償却原価

原則として、金融負債は、事後、償却原価で測定されなければならない。

預金には、主に要求払預金、定期預金および貯蓄預金が含まれている。

その他の発行済債務には、支払不能または清算の場合に全ての非劣後債権者の債権が返済された後にのみ償還が可能となる劣後証券化および非証券化発行済債務を計上している。

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日	変動率(%)
預金	372,451	309,489	20.3
中央銀行	38,133	4,006	.
銀行	47,372	40,434	17.2
法人顧客	93,161	84,602	10.1
個人顧客	146,280	139,350	5.0
その他の金融会社	35,674	29,395	21.4
一般政府	11,831	11,701	1.1
発行済債務証券	45,064	42,421	6.2
短期金融商品	1,432	1,580	-9.4
ファンドブリーフ	19,851	18,670	6.3
その他の発行済債務証券	23,781	22,171	7.3
合計	417,516	351,909	18.6

当報告期間に、コメルツ銀行は、欧州中央銀行の貸出条件付き長期資金供給オペレーション（TLTRO III）に323億ユーロ参加した。金利は、ベンチマーク・ポートフォリオの信用額の展開に左右される。有利に展開する場合は、金利が割り引かれる。

2020年上半期に、総額45億ユーロ（2019年上半期：90億ユーロ）の新規債券が発行された。同期間に満期が到来した債券の額は26億ユーロ（2019年上半期：71億ユーロ）で、償還額は2億ユーロ（2019年上半期：5億ユーロ）であった。

(21) 金融資産－その他の包括利益を通した公正価値

金融商品が「回収目的保有および売却」ビジネス・モデルのポートフォリオに分類され、さらに契約上合意したキャッシュ・フローが利息および元本の支払いのみ（即ちSPPI要件）である場合、組替調整額（リサイクリング）とその他の包括利益における評価の変動を通した公正価値（リサイクリングを伴うFVOCI）での測定が要求される。

公正価値の変動は、収益に影響なく再評価準備金（OCI）で認識され、減損を除き、損益計算書で認識される。貸倒引当金の認識は、注記26の「信用リスクおよび信用損失」で説明されている。金融商品が認識を中止される場合、OCIで現在まで認識された累積損益は損益計算書（リサイクリング）に再分類され、金融商品によるその他の純利益に計上される。当該金融資産による利息収益は、実効金利法を用いて純利息収益に計上される。

さらに、「金融資産－その他の包括利益を通した公正価値」には、IAS第32号に従った持分の定義に合致し売買目的で保有しておらず、かつ収益に影響を及ぼすことなくリサイクリングなしの公正価値で測定することを選択した持分金融商品も含まれる。かかる分類は、金融商品毎に任意かつ取消不能で設定される。これら持分金融商品による損益は、損益計算書に再分類されることはなく、（リサイクリングなし）で売却された時に利益剰余金に再分類される。これら持分金融商品は、減損テストを課せられない。当該商品に支払われた配当金は、資本収益を伴わない場合、全て損益計算書上の配当収益として認識される。

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日	変動率(%)
貸付金（リサイクリングあり）	852	779	9.5
中央銀行	-	-	.
銀行	162	151	7.5
法人顧客	340	229	48.3
個人顧客	-	-	.
その他の金融会社	78	86	-9.6
一般政府	272	312	-12.8
債務証券（リサイクリングあり）	39,308	30,115	30.5
銀行	14,722	12,411	18.6
法人顧客	1,229	564	.
その他の金融会社	6,104	5,933	2.9
一般政府	17,253	11,206	54.0
持分金融商品（リサイクリングなし）	-	49	.
法人顧客	-	47	.
その他の金融会社	-	2	.
合計	40,161	30,942	29.8

コメルツ銀行グループの子会社が保有するヨーロッパの標準株式（ブルーチップ）のポートフォリオは、公正価値OCIカテゴリーに分類された。

2020年6月30日現在、保有持分はなかった。2019年の保有持分の公正価値は49百万ユーロであった。すでに売却された保有持分に係る1百万ユーロ（2019年：0百万ユーロ）の配当金支払は、損益計算書の配当収益に計上された。さらに、当該ポートフォリオの売却から合計1百万ユーロ（2019年：0百万ユーロ）の実現損益が生じ、かかる実現損益は、収益に影響なく、利益剰余金に計上された。

(22) 金融負債－公正価値オプション

IFRS第9号の規則に基づき、会計上の不一致がある場合、公正価値に基づく金融負債の管理および分離を要する仕組デリバティブの存在が、負債に対して公正価値オプションを適用するための前提条件にもなる可能性がある。

公正価値オプションを金融負債またはハイブリッド契約に使用する場合、自己の信用リスクの変動による公正価値の変動は、損益計算書に計上されず、収益に影響を及ぼすことなくその他の包括利益（リサイクリングなし）に計上される。

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日	変動率(%)
預金	34,898	19,202	81.7
中央銀行	1,879	2,075	-9.4
銀行	8,547	4,224	.
法人顧客	1,051	791	32.8
個人顧客	146	151	-2.8
その他の金融会社	23,055	11,730	96.5
一般政府	221	231	-4.5
発行済債務証券	1,423	761	86.9
その他の発行済債務証券	1,423	761	86.9
合計	36,321	19,964	81.9

公正価値オプションが適用された債務について、信用リスクに起因する2020年上半期の公正価値の変動は-101百万ユーロ（2019年：15百万ユーロ）で、その累積変動額は-88百万ユーロ（2019年：-47百万ユーロ）であった。

公正価値オプションが適用された金融負債の処分により実現された0百万ユーロ（2019年：0百万ユーロ）は、収益に影響を及ぼすことなく利益剰余金に計上された。

2020年上半期に、総額22億ユーロ（2019年上半期：1億ユーロ）の新規債券が発行された。同期間に返済された債券の額は0億ユーロ（2019年上半期：2億ユーロ）であったが、同期間または2019年上半期に満期が到来した重要な債券はなかった。

(23) 金融資産一損益を通した（強制的）公正価値

当項目には、残りのビジネス・モデルに分類され、かつ「金融資産一売買目的で保有」に報告されない金融商品が含まれる。さらに、「回収目的保有」ならびに「回収目的保有および売却」ビジネス・モデルに分類された取引は、SPPI要件を除き、当該項目に含まれる。かかる取引の例として、投資ファンド証券、利益分配証書、サイレント・パーティシペーションおよび公正価値に基づいて管理される資産が含まれる。

持分金融商品は、株式または他の株式会社の持分のような全ての関連する債務を控除後に会社資産の残余持分を排他的に提供する契約である。

持分金融商品は、投資家が利息および元本の返済の請求権がないのでSPPI要件ではない。その結果、当該金融商品は、通常、損益を通して公正価値で測定される。この規則は、リサイクリングなしのその他の包括利益を通して公正価値で測定するオプションを当行グループが選択した場合は、例外となる（注記21参照）。

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日	変動率(%)
貸付金	37,917	26,181	44.8
中央銀行	3,726	4,152	-10.3
銀行	11,921	10,254	16.3
法人顧客	1,252	1,409	-11.1
個人顧客	144	182	-20.8
その他の金融会社	20,841	10,167	.
一般政府	33	17	93.5
債務証券	6,377	3,642	75.1
銀行	164	66	.
法人顧客	95	14	.
その他の金融会社	1,236	1,326	-6.8
一般政府	4,882	2,236	.
持分金融商品	452	373	21.3
銀行	9	9	-
法人顧客	374	291	28.8
その他の金融会社	69	73	-5.7
合計	44,747	30,196	48.2

(24) 金融資産一売買目的保有

このカテゴリーには、利付証券と株式関連証券、約束手形貸付その他の債権、デリバティブ金融商品（ヘッジ会計に適格でないデリバティブ）および残りのビジネス・モデルに分類されたその他の売買目的保有のトレーディング・ポートフォリオが含まれている。これらの金融商品は、短期的な価格変動または取引からの利ざやによって利益を実現するために利用する。

商品の種類に関わらず、当該金融資産は損益を通して公正価値で測定する。従って、かかる取引の公正価値の変動は、損益を通して損益計算書に表示される。活発な市場で公正価値を確定することができない場合、各項目は比較価格、価格提供者もしくはその他銀行（主幹事銀行）による気配値または内部評価モデル（正味現在価値またはオプション価格決定モデル）を用いて測定される。

受取利息と支払利息ならびに金融商品の測定損益および実現損益は、損益計算書の、損益を通して公正価値で測定される金融資産および負債の純利益項目に表示される。

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日	変動率(%)
貸付金	1,952	1,683	16.0
銀行	669	506	32.3
法人顧客	403	408	-1.4
その他の金融会社	830	769	7.9
一般政府	50	-	.
債務証券	3,835	1,481	.
銀行	304	326	-6.9
法人顧客	318	174	83.3
その他の金融会社	461	409	12.7
一般政府	2,752	572	.
持分金融商品	1,081	1,413	-23.5
銀行	2	3	-22.8
法人顧客	1,072	1,409	-23.9
その他の金融会社	6	1	.
デリバティブ金融商品の正の公正価値	47,594	39,328	21.0
金利関連デリバティブ取引	35,911	30,124	19.2
通貨関連デリバティブ取引	8,065	6,975	15.6
エクイティ・デリバティブ	1,572	879	78.7
クレジット・デリバティブ	305	303	0.7
その他のデリバティブ取引	1,741	1,047	66.3
その他のトレーディング・ポジション	953	935	1.9
合計	55,414	44,840	23.6

(25) 金融負債－売買目的保有

この項目には、デリバティブ金融商品（ヘッジ会計に適格でないデリバティブ）、トレーディング勘定中の当行発行証券および有価証券の空売りから生じる引渡コミットメントが含まれている。

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日	変動率(%)
証書およびその他の発行済債券	12	28	-56.6
有価証券の空売りから生じる引渡コミットメント	1,581	1,574	0.4
デリバティブ金融商品の負の公正価値	45,397	37,764	20.2
金利関連デリバティブ取引	36,353	29,398	23.7
通貨関連デリバティブ取引	7,498	7,240	3.6
エクイティ・デリバティブ	696	422	64.8
クレジット・デリバティブ	278	344	-19.2
その他のデリバティブ取引	572	360	58.8
合計	46,990	39,366	19.4

信用リスクおよび信用損失

(26) 信用リスクおよび信用損失

原則と測定

IFRS第9号は、損益を通して公正価値で測定されないローンと有価証券の信用リスクによる減損は予想信用損失に基づいて3段階のモデルを使用して認識しなければならないと規定している。コメルツ銀行グループは、以下の金融商品をこの減損モデルの範囲に含めている。

- ・ 償却原価で測定される貸付金および債務証券の形態の金融資産
- ・ その他の包括利益（FVOCI）を通した公正価値で測定される貸付金および債務証券の形態の金融資産
- ・ リース債権
- ・ IFRS第9号に基づき損益を通した公正価値で測定されない取消不能な貸付コミットメント
- ・ 損益を通した公正価値で測定されないIFRS第9号の範囲内の金融保証

当行グループは、以下の要件に基づいて3段階のモデルを使用して減損処理を判断する。

ステージ1には、原則として、当初の認識から貸倒損失のリスク（以下「デフォルト・リスク」）が大幅に高まっていない全ての金融商品が認識される。さらに、ステージ1には、コメルツ銀行が、デフォルト・リスクが大幅に高まる査定を避けるために、IFRS第9号に規定されているオプションを利用して、デフォルト・リスクが限定された報告日現在の全ての取引が含まれる。限られたデフォルト・リスクは、財務報告日における内部信用格付けが投資適格（コメルツ銀行の格付けで2.8以上に相当）である全ての金融商品に存在する。ステージ1の金融商品の減損は、翌12カ月間の予想信用損失（12カ月ECL）について認識されなければならない。

ステージ2には、デフォルト・リスクが当初認識時から大幅に上昇し、財務報告日現在デフォルト・リスクが限られた取引に分類されない金融商品が含まれる。ステージ2における減損は、当該金融商品の残存期間における予想信用損失（LECL）の金額が認識される。

財務報告日現在において減損処理の対象に分類された金融商品は、ステージ3に計上される。この分類に対するコメルツ銀行の基準は、資本規制規則（CRR）第178条に従ったデフォルトの定義である。2016年、欧州銀行監督局（EBA）は、EU規則No.575/2013第178条に従ったデフォルトの定義の適用に関する新ガイドラインを公表した。当該デフォルトの定義は、遅くとも2021年1月1日までに拘束力を持って適用されることを要する。コメルツ銀行においては、当該デフォルトの定義は2019年の第4四半期に既に適用された。原則的に、調整は当行の予想損失に影響を及ぼさず、従って減損の計算または連結損益への重大な影響はなかった。予想信用損失（ECL）の算出にもIFRS第9号の要件に合致するよう修正されたバーゼル内部格付手法（IRB）に基づく統計的なリスク変数が使用されるため、このアプローチは一貫性がある。以下の事象は顧客のデフォルトの可能性を示唆する。

- ・ 支払期日から90日超の経過
- ・ 返済の可能性が低い
- ・ 譲歩を伴う財政救済／行き詰った事業再編措置
- ・ 当行が当行の債権の即時返済を請求した状況
- ・ 顧客が破産手続を行っている状況

LECLは、デフォルトとなったステージ3の金融商品について要求される減損処理の金額にも使用される。LECLを決定する場合、当行グループは原則として多額のケースと多額ではないケースに分類する。多額ではない取引（5百万ユーロ以下）のLECL金額は統計的なリスク変数に基づいて決定される。多額の取引（5百万ユーロ超）にかかるLECLは、可能性のある複数のシナリオとその発生確率に基づいて個々の専門家が将来キャッシュ・フローを評価し、当該評価から算出された予想損失額となる。

当初認識時に既に上記の定義に従い、減損処理の対象になるとみなされていた金融商品（購入または自社組成（POCI）金融商品）は、3段階の減損モデル外で処理されるため、3段階のいずれにも分類されることはない。当初の認識は、信用力に基づいて調整された実効金利を用いて減損処理することなく、公正価値に基づいて行う。その後の期間に認識される減損は、当初の貸借対照表上での認識時以降に増減したLECLの累積金額と等しくなる。LECLは、金融商品の価値が上昇した場合にもその測定の根拠であり続ける。

債権は、回収不能となった時点で速やかに貸借対照表上で償却する。様々な客観的な基準に基づき決済過程で回収不能と判断されることがある。例えば、売却可能な不動産資産のない借り手が死亡した場合や、今後の支払いの見通しがなくまま破産手続きが終了した場合等である。さらに、支払期日から720日以上経過した貸付金は一般的に（全額は）回収できないとみなされ、既存の貸倒引当金の範囲内で回収可能な金額まで（一部）償却される。かかる（部分）償却は、継続する債務回収に直接の影響を与えるものではない。

予想信用損失（「ECL」）の算定

コメルツ銀行は、確率による加重平均、未実行部分の見積り、割引率の使用により、各金融商品の残存期間（コメルツ銀行が信用リスクにさらされる、更新オプションの延長期間を含めて最長の契約終了日までの期間）について予想貸倒損失額をECLとして計算している。ステージ1における減損額の認識に用いる12か月ECLは、報告期間末後の12か月以内に発生が予想されるデフォルト事由に起因するLECL部分となる。

ステージ1とステージ2のECLおよびステージ3の多額ではない金融商品にかかるECLは、統計上のリスク変数を考慮した個別取引ベースで算出される。これらの変数は、バーゼル内部格付手法（IRB）に基づく変数をIFRS第9号の要件に合致するよう修正したものである。当該算定に用いた主な変数には以下が含まれている。

- ・ 顧客別デフォルト確率（PD）
- ・ デフォルト時損失額（LGD）
- ・ デフォルト時エクスポージャー（EaD）

当行の内部モデルで使用した全てのリスク変数は、IFRS第9号の個々の要件に合致するよう調整され、金融商品の全期間にわたって適宜、予想期間も延長する。例えば、金融商品の全期間について予想エクスポージャーを構築するためには、契約上および法律上の終了権も含むようにする。

実行済のローン金額と未実行の与信枠から構成されるローン商品で、商業的な慣習により、信用リスクが契約通知期間に限定されないもの（コメルツ銀行においては、当座貸越しやクレジットカードでの与信枠といった主に契約上で合意した返済制度のないリボ払い商品等）については、残存期間における予想信用損失（LECL）は、実際上の満期を使用して算定しなければならない。実際上の満期は、通常、最長契約期間を超える。コメルツ銀行は、これらの商品のLECLをIFRS第9号の要件に基づいて経験的に健全な方法で算定するために、直接、過去の実現損失に基づいて計算している。

原則として、当行グループは過去のデフォルト情報のみならず、とりわけ最近の経済環境（当該時点における観測）と将来的な情報に基づいてIFRS第9号に対応するリスク変数を推定している。この評価には、主に、ECLの金額について当行のマクロ経済予測が与えると思われる影響の見直しや、ECLの算定におけるそれらの影響も含まれる。

この目的においては各テーマの合意形成（GDP成長率や失業率といった重要なマクロ経済要因に対する複数の銀行の予測）に依拠した基本シナリオを使用し、その後、モデルに関係のある追加のマクロ経済変数でシナリオを補完する。当報告期間において、基本シナリオは2020年6月4日付の欧州中央銀行の予測を考慮に入れて作成された。エムバンクに関しては、ポーランド特有のシナリオに対する調整を現地で加えた。マクロ経済の基本シナリオの変更をリスク変数に反映させることは、統計的なモデルに基づいて行われる。現在の状況を考慮して、当行は、関連する専門家を現在の方針の枠組み内で最大限に関与させた。異なるマクロ経済シナリオとECLとの非線形相関による潜在的な影響は、別個に決定された調整要因を使用して修正する。報告日現在の当該調整要因の妥当性は、検証され確認された。

予想信用損失を計算する場合には、モデル化の一環として提示されているIFRS第9号予想信用損失（ECL）の変数に反映されていないシナリオや事象から発生する追加的影響（重大な政治的判断や軍事衝突といった単一の出来事に関係することもある。）についても考慮しなければならない場合がある。これらの追加的影響については、IFRS第9号ECLモデルで試算した結果に別途調整を加えることになる。上級経営陣によるトップレベルの調整が必要かや、可能な実行についての検証は方針に規制されている。

2020年第1四半期にコロナウイルス・パンデミックが発生したため、このようなIFRS第9号ECLモデルの試算の結果の調整が必要と判断された。当該時点では、標準モデルで使用された変数は、世界的なロックダウンによる経済への影響も、政府や機関による大規模な支援や支援策も反映していなかったため、このトップレベルの調整は、2020年第2四半期に必要性和妥当性の観点から見直された。当該見直しにおいては、危機の影響がECLの計算に用いられた変数、特にマクロ経済環境に関する前提条件にどの程度反映されているかを考慮した。2020年第2四半期のECL計算に使用した基本シナリオは、ECBの発表を考慮しており、コロナウイルス・パンデミックの予測される影響を既に反映している。このシナリオには、以下の重要な前提条件が含まれている。

基本シナリオ	2020年
GDP成長率	
ドイツ	-7.1%
ユーロ圏	-8.7%
ポーランド	-4.2%
失業率	
ドイツ	6.1%
ユーロ圏	9.8%
ポーランド	7.0%

2020年第2四半期の新しい基本シナリオの下では、マクロ経済状況の変化に伴うトップレベルの調整（TLA）はもはや必要ではなかった。従って、マクロ前提条件の修正に伴い、第1四半期に設定したTLAの一部を2020年第2四半期に減額した。これは、自行のインフラと特定のマクロ経済前提条件を用いて、IFRS第9号のリスク引当金を当行グループの要件に従って現地で計算しているエムバンクにも適用される。2020年第1四半期には、マクロ経済状況の変化に伴いエムバンクにもTLAが適用された。対応する前提条件は、2020年第2四半期にはすでにECLモデルに組み込まれていたため、TLAの必要はなかった。

また、IFRS第9号ECLモデルの試算の結果は、パンデミック時にポートフォリオの一部についてデフォルト確率の上昇が予想されたため、2020年第1四半期に引き上げられ、2020年第2四半期においても引き続き必要であると考えられた。発生的前提条件を見直し、一部調整した。2020年第1四半期と比較して、影響を受けると想定されるセクターまたはサブポートフォリオが拡大され、推定される影響がより明確になった。その結果、一部では、第1四半期とは異なる程度ではあるが、ポートフォリオの中でパンデミック時のデフォルトの確率が上昇する割合が増加すると想定された。今回の新たな評価は、様々な個別ケース分析を含め、危機の過程で既に観察されたポートフォリオの展開に基づいて行われた。政府のプログラムは概ね効果を上げており、当行グループの顧客は提供された支援や支援策を活用しており、これまでのところその恩恵を受けていることが明らかになった。しかし、今後の展開は、サブポートフォリオ・レベルでは異なるものとなる。例えば、信用力が低く、そのほとんどが法的な繰延べを利用している顧客については、支援や支援策の期限が到来するとデフォルトが増加することが予想される。さらに、小規模事業顧客のサブポートフォリオでは、第2四半期のTLAの計算において、格付けが4.0を超える顧客でもデフォルトの確率が高まると想定している（第1四半期は4.8超）。これには、危機発生時から既に政府援助融資を受けている顧客は含まれていない。これらの顧客は、危機後もビジネス・モデルが基本的に持続可能であると想定されていたからである。新興市場における銀行ポートフォリオへの影響は、第1四半期よりもさらにマイナスになると推定される。ドイツおよび国際的な法人顧客のポートフォリオについても、パンデミックの期間中にデフォルトの可能性が高まった割合が増加したとみられるため、TLAの必要性も2020年第1四半期に比べて増加した。最も影響を受ける可能性のある顧客については、政府の支援を考慮した上で、危機の影響が予測され、使用されている格付システムや信用リスクおよび与信管理機能を重視して、既に債務者ごとに大部分の影響が考慮されている。これらはTLAの算出の際、ポートフォリオ別のデフォルトの可能性の予測に考慮されている。

すべてのセクターおよびサブポートフォリオを対象とした予測では、3～4月に見られたような規模の世界的なロックダウンは回避できること、および感染率が上昇した場合には現地で効果的な封じ込め戦略を発見することができることを主な前提としている。

2020年第2四半期には、コロナウイルス危機に対応して、IFRS第9号に基づく短期的な時点の変数も見直し、必要に応じて調整された。これにより、ECLモデルの試算の結果をトップレベルの調整により増加させることも必要とされた。

ステージ配分の調整の影響は、TLAの計算に考慮された。

ECLおよびTLAの詳細については、リスク報告書（英文中間報告書の19ページ以下）を参照のこと。

金融資産から発生するリスクに対する評価引当金とオフバランス項目に対する引当金は、全体で以下のように変更された。

百万ユーロ	2020年 1月1日 現在	繰入／ 戻入純額	実行済	連結会社 グループ の変更	為替レート 変動／ 再分類	2020年 6月30日 現在
金融資産のリスクの評価引当金	2,193	770	343	-	57	2,677
金融資産－償却原価	2,185	759	343	-	58	2,659
貸付金	2,130	765	343	-	58	2,610
債務証券	56	-6	-	-	-1	49
金融資産－その他の包括利益を通 した公正価値	8	11	-0	-	-1	18
貸付金	1	7	-	-	0	8
債務証券	6	4	-0	-	-1	10
金融保証のための引当金	9	0	-	-	0	9
貸付コミットメントのための引当金	161	49	-	-	-1	210
補償契約のための引当金	182	-24	-	-	1	160
合計	2,546	795	343	-	57	3,056

百万ユーロ	2019年 1月1日 現在	繰入／ 戻入純額	実行済	連結会社 グループ の変更	為替レート 変動／ 再分類	2019年 12月31日 現在
金融資産のリスクの評価引当金	2,206	538	702	-	151	2,193
金融資産－償却原価	2,190	560	714	-	150	2,185
貸付金	2,083	586	689	-	149	2,130
債務証券	107	-27	26	-	1	56
金融資産－その他の包括利益を通 した公正価値	16	-21	-12	-	1	8
貸付金	7	-6	-	-	0	1
債務証券	9	-16	-12	-	1	6
金融保証のための引当金	9	-0	-	-	0	9
貸付コミットメントのための引当金	136	25	-	-	-0	161
補償契約のための引当金	124	56	-	-	1	182
合計	2,476	620	702	-	152	2,546

当会計年度の各ステージへの内訳は、以下のとおりである。

百万ユーロ	ステージ1	ステージ2	ステージ3	POCI	合計
金融資産のリスクの評価引当金	295	437	1,894	51	2,677
貸付金	257	419	1,891	51	2,618
債務証券	38	19	3	-	59
金融保証のための引当金	2	1	3	3	9
貸付コミットメントのための引当金	82	72	17	39	210
補償契約のための引当金	1	78	78	2	159
合計	380	589	1,992	94	3,056

リスク引当金の決定には、特に大きく変動する環境の下では、不確実性が高い見積りを想定することが必要である。報告日現在、欧州中央銀行の発表を考慮した基本シナリオに基づいて算出された予想信用損失（ステージ1および2）は、10億ユーロであった。大規模な感染の新しい波によって第4四半期に緩やかな経済回復が突然終了し、さらなるロックダウンおよび世界的な景気後退が長期化するというストレス・シナリオにおいて、収益に及ぼす幾つかのマイナスの影響の一つとして、予想信用損失（ステージ1および2）の4億ユーロの増加が予測されている。

2019年12月31日現在の各ステージへの内訳は、以下のとおりである。

百万ユーロ	ステージ1	ステージ2	ステージ3	POCI	合計
金融資産のリスクの評価引当金	273	323	1,521	76	2,192
貸付金	239	295	1,521	76	2,130
債務証券	34	28	0	-	62
金融保証のための引当金	2	2	3	3	9
貸付コミットメントのための引当金	81	56	14	10	161
補償契約のための引当金	1	77	89	15	182
合計	357	458	1,627	104	2,546

金融商品のその他の注記

(27) IFRS第13号の公正価値のヒエラルキーと開示要件

公正価値の階層

IFRS第13号に基づき、金融商品は、以下のように公正価値のヒエラルキーの3つのレベルに分類されている。

レベル1： 公正価値が活発な市場での同一金融商品の相場価格に基づく金融商品。

レベル2： 活発な市場で同一商品の相場価格が提供されず、観察可能な市場の変数に依拠する評価法を用いて公正価値が設定される金融商品。

レベル3： 観察可能な市場データが不十分である一つ以上の重要な情報を組み入れた評価法が用いられる金融商品で、少なくとも当該情報が軽微ではない影響を公正価値に与えている場合である。

銀行に関連するモデルベース測定（レベル2およびレベル3）の方法に関して、IFRS第13号は、市場アプローチおよび収益アプローチを認めている。市場アプローチは、同一または類似の資産および負債に係る情報を利用した測定方法に依拠している。

収益アプローチは、将来のキャッシュ・フロー、費用および収益に関する現在の予想を反映する。収益アプローチは、オプション価格モデルも含む。かかる評価は経営陣の判断に依拠する割合が高くなる。市場データまたは第三者の情報には可能な限り大幅に、企業特有の情報には限定的に、依拠する。

評価モデルは、金融商品の価格決定のため一般に認められている経済的方法と一致しなければならず、また市場参加者が価格の確定の際に適切と考える全ての要素を組み込まなければならない。

後日に公正価値が実現できる場合、公正価値推定値から根本的に逸脱する可能性もある。

全ての公正価値は、公正価値を独自に検証するまたは正当であると確認するための基準を定めたコメルツ銀行グループの内部統制および手続に従う。かかる内部統制および手続は、リスク部門の独立価格検証（IPV）グループが実行し、かつ調整している。モデル、情報および算出された公正価値は、定期的に上級経営陣およびリスク部門により見直される。

開示義務

以下の金融商品は、それぞれ明確に区別されている。

- a) 公正価値で測定される金融商品（その他の包括利益を通じた公正価値、公正価値オプション、損益を通じた（強制的）公正価値および売買目的保有）
- b) 償却原価で測定される金融商品

上記金融商品にかかる開示要件は、IFRS第7号とIFRS第13号に定められている。例えば、レベル2とレベル3については使用した評価手法と入力値の記載が義務付けられているほか、レベル3については観察不能な入力値については定量的開示が義務付けられている。報告会社は、公正価値のヒエラルキーの各階層間の再分類、そしてレベル3のポートフォリオについては各報告日現在の開始残高および期末時点における残高の調整ならびに未実現損益について、その日付、理由および情報を提示しなければならない。また、観察不能入力値（レベル3）の感応度を示し、ダイワ損益に関する情報を提示することも求められる。

a) 公正価値で測定される金融商品

IFRS第13号に基づき、資産の公正価値は、取引の知識がある当事者間の自発的で対等の取引で売却され得る額である。そのため公正価値は譲渡価格を表わしている。負債の公正価値は、秩序ある取引として第三者へ譲渡し得る価格と定義される。

負債の測定には、当行の自己信用スプレッドも考慮に入れなければならない。第三者が当行の負債（保証など）について担保を提供する場合、当行の返済義務に変更はないことから、当該担保は、負債の評価について考慮されない。

デリバティブ取引の測定時に、当行グループは金融資産および金融負債の純リスク・ポジション算出の可能性を利用する。測定は、取引相手方の信用リスクだけではなく当行の自己のデフォルト・リスクも考慮に入れる。当行グループは、観察可能市場データ（CDSスプレッド等）に基づく取引相手方のデリバティブ・ポートフォリオの将来の公正価値をシミュレートすることにより、信用評価調整（CVA）および債務評価調整（DVA）を決定する。資金調達評価調整（FVA）の場合、無担保のデリバティブおよび一部のみ担保された、または資金調達目的には当該担保を使用することができない担保付デリバティブの調達コストまたは調達利益は、公正価値で認識される。信用評価調整（CVA）および債務評価調整（DVA）と同様に、資金調達評価調整（FVA）も観察可能市場データ（例えば、CDSスプレッド）を使用した将来の正または負のポートフォリオの公正価値の予測値により決定される。資金調達評価調整（FVA）の計算に使用される資金調達曲線は、コメルツ銀行の資金調達曲線に近似する。

IFRS第9号により、すべての金融商品は当初の認識時に公正価値で測定されることが求められている。当該価値は、通常取引価格である。一部が測定される金融商品以外に関連する場合、公正価値は評価方法を使用して推定される。

下記の表は、貸借対照表上に公正価値で計上された金融商品を、IFRS第9号の公正価値カテゴリー毎にレベル別で表している。

金融資産（10億ユーロ）	2020年6月30日				2019年12月31日			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産－その他の包括利益を通した公正価値								
貸付金	-	0.9	-	0.9	-	0.8	0.0	0.8
債務証券	28.9	10.1	0.3	39.3	20.4	9.7	0.0	30.1
持分金融商品	-	-	-	-	0.0	-	-	0.0
金融資産－損益を通した（強制的）公正価値								
貸付金	-	35.8	2.1	37.9	-	23.7	2.4	26.2
債務証券	1.7	3.7	1.0	6.4	0.9	1.6	1.1	3.6
持分金融商品	0.1	-	0.4	0.5	0.0	-	0.4	0.4
金融資産－売買目的保有								
貸付金	1.0	0.8	0.2	2.0	0.8	0.8	0.0	1.7
債務証券	2.8	1.0	0.0	3.8	0.8	0.6	0.0	1.5
持分金融商品	1.1	0.0	0.0	1.1	1.4	0.0	0.0	1.4
デリバティブ	-	47.2	0.4	47.6	-	37.7	1.6	39.3
その他	1.0	-	-	1.0	0.9	-	-	0.9
デリバティブ金融商品の正の公正価値								
ヘッジ会計	-	2.3	-	2.3	-	2.0	-	2.0
売却目的で保有する固定資産および処分対象グループ								
貸付金	-	0.0	-	0.0	-	0.1	-	0.1
債務証券	0.0	0.1	-	0.1	1.1	0.1	0.0	1.2
持分金融商品	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6	0.1	0.0	3.6
デリバティブ	-	2.0	0.2	2.1	-	2.6	0.2	2.9
合計	36.5	103.7	4.6	144.9	30.1	79.8	5.8	115.8

金融負債（10億ユーロ）	2020年6月30日				2019年12月31日			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融負債－公正価値オプション								
預金	-	34.9	-	34.9	-	19.2	-	19.2
発行済債務証券	1.4	-	-	1.4	0.8	-	-	0.8
金融負債－売買目的保有								
デリバティブ	-	44.7	0.7	45.4	-	36.7	1.0	37.8
証書およびその他の発行済債券	0.0	-	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0
有価証券の空売りから生じる引渡コミットメント	1.5	0.1	-	1.6	1.2	0.3	-	1.6
デリバティブ・ヘッジ商品の負の公正価値								
ヘッジ会計	-	5.9	-	5.9	-	4.4	-	4.4
処分対象グループの負債								
預金	-	1.0	-	1.0	-	2.2	-	2.2
発行済債務証券	-	-	-	-	-	-	-	-
デリバティブ	-	2.1	0.1	2.2	-	2.0	0.3	2.3
証書およびその他の発行済債券	0.5	-	0.1	0.7	3.2	-	-	3.2
有価証券の空売りから生じる引渡コミットメント	-	-	-	-	0.4	0.0	-	0.4
合計	3.5	88.6	0.9	93.0	5.7	64.9	1.4	72.0

異なるレベルへの再分類は、金融商品が評価のヒエラルキーの3つのレベルの1つから他のレベルへ再分類される場合に行われる。この再分類は、市場変動が金融商品の評価に使用される入力ファクターに影響を与えたこと等が原因で行われることがある。

コメルツ銀行は、報告期間末現在で項目の再分類を行う。

2020年上半期には、売買目的保有カテゴリーの債務証券1億ユーロは、取引相場価格が再び入手できたのでレベル2からレベル1に再分類された。一方、売却目的で保有する固定資産および処分対象グループの債務証券1億ユーロは、取引相場価格が入手できなかったためレベル1からレベル2に再分類された。

上場市場価格が入手できなかったため、2019会計年度に、レベル1からレベル2への再分類が多数実施された。これは、その他の包括利益を通じた公正価値カテゴリーの債務証券5億ユーロ、売買目的保有カテゴリーの債務証券4億ユーロ、損益を通じた（強制的）公正価値カテゴリーの債務証券4億ユーロ、売買目的保有カテゴリーの有価証券の空売りから生じる引渡コミットメント2億ユーロおよび処分対象グループに含まれた有価証券債務の空売りから生じる引渡コミットメント1億ユーロに関連していた。

更に、その他の包括利益を通じた公正価値カテゴリーの債務証券26億ユーロ、売買目的保有カテゴリーの債務証券5億ユーロ、損益を通じた（強制的）公正価値カテゴリーの債務証券3億ユーロおよび売買目的保有カテゴリーの有価証券の空売りから生じる引渡コミットメント6億ユーロは、相場価格が再び入手できたので再分類された。当行は、レベル1およびレベル2の間でその他の重要な再分類は行わなかった。

レベル3に分類された金融商品の変動は下記のとおりであった。

金融資産 (百万ユーロ)	金融資産－ その他の包括 利益を通じた 公正価値	金融資産－ 損益を 通じた (強制的) 公正価値	金融資産－ 売買目的 保有	売却目的で保 有する固定資 産および処分 対象グループ	合計
2020年1月1日現在の公正価値	29	3,931	1,625	237	5,822
連結会社グループの変更	-	-	-	-	-
当期中に損益計算書に認識された 損益	-9	-128	58	-15	-94
内、未実現損益	-9	-128	42	-6	-101
再評価準備金に認識された損益	-	-	-	-	-
購入	549	246	11	-	806
売却	-28	-489	-54	-0	-571
発行	-	-	-	-	-
償還	-	-	-1,212	-25	-1,237
レベル3への再分類	4,589	47	258	55	4,950
レベル3からの再分類	-4,847	-52	-43	-84	-5,027
IFRS第9号に基づく再分類	-	-	-	-	-
売却目的で保有する固定資産およ び処分対象グループからの（へ の）再分類	-	-	-	-	-
2020年6月30日現在の公正価値	282	3,555	643	168	4,648

金融資産 (百万ユーロ)	金融資産－ その他の包括 利益を通じた 公正価値	金融資産－ 損益を通じた (強制的) 公正価値	金融資産－ 売買目的 保有	売却目的で保 有する固定資 産および処分 対象グループ	合計
2019年1月1日現在の公正価値	215	6,208	3,415	125	9,962
連結会社グループの変更	-	-	-	-	-
当期中に損益計算書に認識された 損益	-8	-261	1,007	61	799
内、未実現損益	-8	-261	1,007	73	812
再評価準備金に認識された損益	-	-	-	-	-
購入	25	877	100	44	1,046
売却	-101	-1,146	-0	-20	-1,268
発行	-	-	-	-	-
償還	-	-	-2,790	-17	-2,807
レベル3への再分類	142	1,089	41	84	1,356
レベル3からの再分類	-244	-74	-148	-40	-507
IFRS第9号に基づく再分類		-2,762			-2,762
売却目的で保有する固定資産およ び処分対象グループからの（ヘ の）再分類	-	-	-	-	-
2019年12月31日現在の公正価値	29	3,931	1,625	237	5,822

売買目的保有金融商品（証券およびデリバティブ）ならびに損益を通して公正価値で測定される債権および証券の未実現損益は、損益を通して公正価値で測定される金融資産および金融負債から生じた純利益に含まれる。

2020年第1四半期に、その他の包括利益を通じた公正価値カテゴリーのAAA格付の担保付貸付債務である債務証券48億ユーロは、レベル2からレベル3へと再分類された。コロナウイルス・パンデミックにより、2020年3月には様々な市場参加者が担保付貸付債務の流通市場から撤退した。さらに、当該期間には証券の新規発行はほとんど行われなかった。コメルツ銀行は、取引の単独事例を正式ではない取引として分類し、その結果、当該取引の取引価格を公正価値を決定する入力変数として使用していない。評価技法はモデル価格手法へと変更され、重要な入力変数は推定値に基づいた。これらの保有は、観察可能な市場変数が再び入手できたので、2020年第2四半期にレベル2へと再分類された。

さらに、2020年上半期には、売却目的で保有する固定資産および処分対象グループのデリバティブ1億ユーロならびに売買目的保有カテゴリーの貸付金2億ユーロは、観察可能な市場変数が入手できなかったため、レベル2からレベル3に再分類された。一方、売却目的で保有する固定資産および処分対象グループのデリバティブ1億ユーロは、観察可能な市場変数が再び入手できたため、レベル3からレベル2に再分類された。

2019年1月1日現在、損益を通した（強制的）公正価値カテゴリーの貸付金ポートフォリオ28億ユーロは、IFRS第9号の償却原価カテゴリーへ再分類された（いずれもレベル3）（注記19参照）。IFRS第9号のその他の包括利益を通した公正価値カテゴリーの債務証券2億ユーロおよびIFRS第9号の売買目的保有カテゴリーの債務証券1億ユーロは、2019年に市場変数が再び観察可能になったため、レベル3からレベル2へと再分類された。一方、損益を通した（強制的）公正価値カテゴリーの債務証券4億ユーロならびに売却目的で保有する固定資産および処分対象グループの債務証券1億ユーロは、市場変数が観察不能であったことにより、レベル1からレベル3へ再分類された。損益を通した（強制的）公正価値カテゴリーの貸付金4億ユーロおよびIFRS第9号のその他の包括利益を通した公正価値カテゴリーの債務証券1億ユーロは、市場変数が観察不能であったことにより、レベル2からレベル3に再分類された。その他に重要な再分類はなかった。

当会計年度においてレベル3のカテゴリにある金融負債の変動は以下のとおりであった。

金融負債 (百万ユーロ)	金融負債－ 公正価値 オプション	金融負債－ 売買目的保有	処分対象グルー プの負債	合計
2020年1月1日現在の公正価値	-	1,050	336	1,386
連結会社グループの変更	-	-	-	-
当期中に損益計算書に認識された損益	-	35	8	43
内、未実現損益	-	39	8	48
購入	-	28	-	28
売却	-	-31	-	-31
発行	-	-	-	-
償還	-	-647	-53	-700
レベル3への再分類	-	228	359	588
レベル3からの再分類	-	-6	-373	-379
処分対象グループの負債からの（へ）再分類	-	-	-	-
2020年6月30日現在の公正価値	-	658	276	934

金融負債 (百万ユーロ)	金融負債－ 公正価値 オプション	金融負債－ 売買目的保有	処分対象グルー プの負債	合計
2019年1月1日現在の公正価値	-	3,330	334	3,665
連結会社グループの変更	-	-	-	-
当期中に損益計算書に認識された損益	-	442	-41	401
内、未実現損益	-	442	101	543
購入	-	282	16	298
売却	-	-101	-	-101
発行	-	-	-	-
償還	-	-2,873	-18	-2,890
レベル3への再分類	-	-16	70	54
レベル3からの再分類	-	-14	-27	-41
処分対象グループの負債からの（へ）再分類	-	-	-	-
2019年12月31日現在の公正価値	-	1,050	336	1,385

売買目的で保有する金融負債に係る未実現損益は、損益を通して公正価値で測定される金融資産および負債に係る純利益に含まれる。

2020年上半年に、売買目的保有カテゴリーのデリバティブ2億ユーロ（売買目的で保有する証書およびその他の排出権1億ユーロならびに処分対象グループにかかる負債のデリバティブ1億ユーロ）は、観察可能な市場変数が入手できなかったため、レベル2からレベル3に再分類された。一方、処分対象グループにかかる負債のデリバティブ3億ユーロは、観察可能な市場変数が再び入手できたため、レベル3からレベル2に再分類された。その他には重要な再分類はなかった。

2019会計年度には、レベル3への、またはレベル3からの金融負債の重要な再分類はなかった。

感応度分析

金融商品の価額が観察不能の入力変数に基づく場合（レベル3）、報告日における当該変数の的確なレベルは、経営陣の判断による一連の合理的に可能な代替額から得ることができる。当行グループの財務書類の作成時に、存在する市場の証拠と一致しかつ当行グループの評価管理手法に沿うかかる観察不能の入力変数の適切なレベルが選択される。

本記載の目的は、観察不能の入力変数に基づき評価される金融商品（レベル3）の公正価値が相対的に不確実であることによる潜在的影響を説明することである。レベル3の公正価値の算出に使用する変数には、往々にして相互依存性が存在する。例えば、経済状況全般が好転すると期待されて株価が上昇する一方、例えば、ドイツ国債などのリスクがより低いとみなされる証券の価値が低下することもある。このような相互依存性は、相関変数がかかる公正価値に重要な影響を持つことから、相関変数を使って説明される。評価モデルが複数の変数を使用する場合、一つの変数を選択することによって他の変数によって得られる価値の範囲が制限される可能性がある。そのため、当然のこととして、このカテゴリーにはより流動性の低い商品、満期までの期間が長い商品、観察可能な個別市場データが十分には取得し難い商品が含まれることになる。この情報の目的は、レベル3金融商品の観察不能な主要入力変数を説明した上で主要入力変数の基盤となる様々な入力データを示すことである。

レベル3の観察不能な主要入力変数と重要な関連ファクターは、以下に概説する。

- ・ 内部収益率（IRR）：

IRRは、商品から派生するすべてのキャッシュ・フローの正味現在価値をゼロにするのに等しい割引率と定義される。例えば、債券については、IRRは現在の債券価格、額面価額および残存期間等に依拠する。

- ・ 信用スプレッド：

信用スプレッドは、それぞれの信用の質を除き、あらゆる点で同一の証券間の利回りのスプレッド（プレミアムまたはディスカウント）をいう。信用スプレッドは、商品とベンチマークとの間の信用格差を補うような対ベンチマーク参照商品での超過利回りを表している。信用スプレッドは、対象ベンチマークを超過した（または下回る）ベースポイントの数値で提示される。ベンチマークに対して信用スプレッドが広い（高い）ことは商品の信用度が低く、信用スプレッドがより狭い（低い）ことは商品の信用度が高いことを示している。

- 金利・為替（IR-FX） 相関：

IR-FX相関は、ある通貨での資金調達商品と交換に、エキゾチックな仕組みで、通常は、異なる通貨での2つの国債利回りの動向に基づき決定する支払いを受け取るエキゾチック金利スワップの価格決定に関係する。一部のエキゾチック金利商品は、より長い残存期間について合意された市場データは、観察可能ではない。例えば、残存期間が10年を超える米国債のCMTイールド（米国債理論利回り）は、観察可能ではない。

- 回収率、存続およびデフォルトの確率：

クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）の価格決定要因は、もっぱら需給とアセット・スワップとの裁定関係になる傾向がある。傾向としてクレジット・デフォルト・スワップの価格決定モデルは、市場金利を上回るか下回る固定金利の支払いが合意された、エキゾチックな仕組みと市場外のデフォルト・スワップの評価に使われることが多い。これらのモデルは、クレジット・デフォルト・スワップにおいて予想されるキャッシュ・フローを割り引くことによって参照資産のインプライド・デフォルト率を計算する。モデルの入力データは、参照資産の存続確率の時系列を補間する（「ブートストラップ」）ために使用する信用スプレッドと回収率である。デフォルト・スワップ市場における優先無担保契約の回収率は、通常40%を前提にしている。回収率に関する前提は、存続確率カーブの形状を決定する要因である。回収率の前提が異なることは、存続確率が異なることを意味する。一定の信用スプレッドにつき、回収率の前提が高いことは（回収率の前提が低い場合と比べて）デフォルトの可能性が高く、引いては存続の可能性が低いことを意味する。社債の発行体のデフォルト率と回収率の間には、長期的には相関があり、両者の間の相関は、デフォルト率（発行体がデフォルトする比率として定義）の上昇が総じて平均回収率の低下を伴うという逆相関の関係である。

実務上、市場参加者は、インプライド・デフォルト率を算出するのに市場スプレッドを使う。デフォルト率の推定は、クレジット・デリバティブ取引の当事者らの結合損失分布によっても左右される。複数の変数間の相関構造を計測するには、コピュラ関数が使用される。コピュラ関数は、二つの独立周辺分布の特性を維持しながら結合分布を発生させる。

- レポ・カーブ：

レポ・カーブのパラメーターは買戻し契約（レポ）の価格決定に関連する入力変数である。一般的にレポは翌日物から12ヶ月物までの短期契約となる。12ヶ月を超える満期の場合には、レポ・カーブの変数は、とりわけ新興国市場の契約等、独立した観察可能な市場データが入手できなくなり、識別がより困難となる。場合によっては、レポ・カーブの入力変数を推定するために代替レポ・カーブを使用することもある。これが不十分と思われる場合には、この入力変数は「観察不能」に分類される。さらにミューチュアル・ファンドに関連するレポにも、観察不能なレポ・カーブのエクスポージャーが含まれていることがある。

- ・ 価格：
 一部の金利商品およびローン商品は、その価格に基づいて計上されている。これは、価格自体が観察不能な変数であり、感応度はポジションの正味現在価値（NPV）の偏差として推定されるという考え方に沿っている。
- ・ 投資ファンドのボラティリティ：
 一般に、投資ファンドのオプション市場の流動性は、株式オプション市場の流動性よりも低い。そのため、原投資ファンドのボラティリティは、ファンド商品の構成に左右される。実現ボラティリティを算定する間接的な計算方法はあるが、この方法は、使用する市場データの流動性がレベル2に分類するには十分ではないため、レベル3に適用される。

重要な観察不能変数の下記の範囲は、当行グループのレベル3金融商品の評価に使用される。

百万ユーロ	評価技法	2020年6月30日		重要な観察不能の 入力変数	2020年6月30日	
		資産	負債		範囲	
貸付金		2,354	-		-	-
レポ	割引キャッシュ・フロー・モデル	1,248	-	レポ・カーブ (bps)	37	52
船舶ファイナンス	割引キャッシュ・フロー・モデル	36	-	信用スプレッド (bps)	550	1,900
その他の貸付金	割引キャッシュ・フロー・モデル	1,070	-	信用スプレッド (bps)	150	2,900
債務証券		1,313	151		-	-
金利関連取引	スプレッド・ベース・モデル	1,313	51	信用スプレッド (bps)	100	500
内、資産担保証券 (ABS)	割引キャッシュ・フロー・モデル	754	-	信用スプレッド (bps)	100	500
持分金融商品		402	-		-	-
エクイティ関連取引	割引キャッシュ・フロー・モデル	402	-	価格 (%)	90%	110%
デリバティブ		579	783			
エクイティ関連取引	割引キャッシュ・フロー・モデル	168	259	IRR (%), 価格 (%)	5%	20%
	オプション価格決定モデル	-	-	投資ファンドのボラティリティ	1%	40%
クレジット・デリバティブ (PFIおよびIRSを含む。)	割引キャッシュ・フロー・モデル	405	355	信用スプレッド (bps)	100	1,500
		-	-	回収率 (%)	0%	80%
金利関連取引	オプション価格決定モデル	6	169	IR-FX 相関 (%)	-30%	52%
その他の取引		-	-		-	-
合計		4,648	934			

百万ユーロ	評価技法	2019年12月31日		重要な観察不能の 入力変数	2019年12月31日	
		資産	負債		範囲	
貸付金		2,502	-		-	-
レポ	割引キャッシュ・フロー・モデル	1,586	-	レポ・カーブ (bps)	240	265
船舶ファイナンス	割引キャッシュ・フロー・モデル	64	-	信用スプレッド (bps)	150	4,150
その他の貸付金	割引キャッシュ・フロー・モデル	852	-	信用スプレッド (bps)	70	700
債務証券		1,148	16		-	-
金利関連取引	スプレッド・ベース・モデル	1,148	16	信用スプレッド (bps)	100	500
内、資産担保証券 (ABS)	スプレッド・ベース・モデル	802	-	信用スプレッド (bps)	100	500
持分金融商品		355	-		-	-
エクイティ関連取引	割引キャッシュ・フロー・モデル	355	-	価格 (%)	90%	110%
デリバティブ		1,817	1,369			
エクイティ関連取引	割引キャッシュ・フロー・モデル	289	368	IRR (%)	5%	20%
	オプション価格決定モデル	-	-	投資ファンドのボラティリティ	1%	4%
クレジット・デリバティブ (PFIおよびIRSを含む。)	割引キャッシュ・フロー・モデル	1,528	836	信用スプレッド (bps)	100	550
		-	-	回収率 (%)	20%	40%
金利関連取引	オプション価格決定モデル	-	165	IR-FX 相関 (%)	-30%	52%
その他の取引		-	-		-	-
合計		5,822	1,385			

下記の表は、公正価値の階層レベル3の商品の範囲の両端に係る合理的な変数の見積額が損益計算書に及ぼす影響を示している。公正価値の階層レベル3の金融商品の感応度は、金融商品の種類別に分類される。

百万ユーロ	2020年6月30日		変更された変数
	損益計算書に係る正の影響	損益計算書に係る負の影響	
貸付金	19	-19	
レポ	11	-11	レポ・カーブ
船舶ファイナンス	0	-0	信用スプレッド
その他の債務	8	-8	信用スプレッド
債務証券	43	-43	
金利関連取引	43	-43	価格、割引マージン
内、資産担保証券（ABS）	20	-20	価格、回収率、信用スプレッド
持分金融商品	4	-4	
エクイティ関連取引	4	-4	価格
デリバティブ	20	-20	
エクイティ関連取引	14	-14	IRR、価格ベース、投資ファンドのボラティリティ
クレジット・デリバティブ （PFIおよびIRSを含む。）	5	-5	信用スプレッド、回収率、価格
金利関連取引	1	-1	価格、IR-FX 相関
その他の取引	-	-	

百万ユーロ	2019年12月31日		変更された変数
	損益計算書に係る正の影響	損益計算書に係る負の影響	
貸付金	20	-20	
レポ	14	-14	レポ・カーブ
船舶ファイナンス	0	-0	信用スプレッド
その他の債務	6	-6	信用スプレッド
債務証券	25	-25	
金利関連取引	25	-25	価格
内、資産担保証券（ABS）	21	-21	IRR、回収率、信用スプレッド
持分金融商品	4	-4	
エクイティ関連取引	4	-4	価格
デリバティブ	18	-18	
エクイティ関連取引	12	-13	IRR、価格ベース、投資ファンドのボラティリティ
クレジット・デリバティブ （PFIおよびIRSを含む。）	4	-4	信用スプレッド、回収率、価格
金利関連取引	1	-1	価格、IR-FX 相関
その他の取引	-	-	

選択された変数は合理的に可能な代替額の範囲の両端にある。しかしながら、実際には、全ての観察不能変数が同時に合理的に可能な代替額の範囲の両端にある恐れはない。そのため、示された見積額は当該商品の公正価値の実際の不確実性を上回る可能性がある。これらの数値は、公正価値の将来の変動を見積りまたは予測することを意図するものではない。観察不能変数が商品の種類毎に当行の独立した評価専門家が適切であるとみなす1%から10%の間で変動させられたか、または標準偏差の基準が適用された。

デイワン損益

コメルツ銀行グループは、全ての重要な入力変数が市場で観察可能ではない場合、評価モデルを用いて公正価値が算出された取引を実行している。当該取引の当初簿価が公正価値である。取引価格と当該モデルに基づく公正価値との差額は、「デイワン損益」と呼ばれる。デイワン損益は、損益計算書に直ちには認識されず、取引の期間にわたって認識される。当該取引について活発な市場で取引相場価格が付くかまたは全ての重要な入力変数が観察可能になるやいなや、発生デイワン損益は即座に損益計算書上の損益を通して公正価値で測定される金融資産および負債に係る純損益の項目に認識される。取引価格とモデルにより決定される公正価値との累積差額は、全てのカテゴリーにおけるレベル3商品について算出される。重大な影響は、売買目的で保有される金融商品からのみ発生する。

金額は以下のとおり変動した。

百万ユーロ	デイワン損益		
	金融資産－ 売買目的保有	金融負債－ 売買目的保有	合計
2019年1月1日現在残高	-	58	58
損益計算書に認識されない繰入	-	-	-
損益計算書に認識された戻入	-	-34	-34
2019年12月31日現在残高	-	24	24
損益計算書に認識されない繰入	-	-	-
損益計算書に認識された戻入	-	-7	-7
2020年6月30日現在残高	-	17	17

b) 償却原価で測定される金融商品

IFRS第7号では、貸借対照表上、公正価値で認識されていない金融商品の公正価値を開示することも義務付けている。上記の場合における公正価値の算定方法は、以下のとおりである。

標準的な方法として、公正価値の測定対象にはならない資産の初度測定には、取引コストも勘案しなければならない。これらのコストには、金融資産および金融負債の取得、発行ないし処分に関連して発生した追加費用が含まれる。取引コストには、プレミアムおよびディスカウント、資金調達費用、内部営業費用または保守費用等は含まれない。

日毎に満期が到来する金融商品の額面金額は、その公正価値であるとみなされる。当該商品には、手元現金および要求払現金ならびに当座貸越額および要求払預金が含まれる。当行はこれらをレベル2に分類する。貸付金は売買される組織された市場が存在しないため、かかる金融商品には市場価格は得られない。そのため、貸付金については、当行は割引キャッシュ・フロー・モデルを使用する。

キャッシュ・フローは無リスク金利にリスク費用、再調達費用、営業費用および株式費用を含めたプレミアムを加算した利率で割り引かれている。無リスク金利は該当する満期／通貨のスワップ・レート（スワップ・カーブ）に基づき決定される。これらは通常外部データを参照する。

また、当行は利益率を含めたキャリブレーション定数によるプレミアムを適用している。利益率はローンの評価モデルに反映されているため、初度認識日における公正価値は支払額に相当する。

主要銀行と法人顧客の信用リスク費用のデータは信用スプレッドにより取得可能であるため、レベル2として分類することが可能である。観察可能な入力変数が取得できない場合、貸付金の公正価値をレベル3に分類することが適切である場合もある。

IFRS第9号の償却原価カテゴリーで会計処理された有価証券の場合、公正価値は、活発な市場が存在することを前提として、取得可能な市場価格を基に決定される（レベル1）。活発な市場が存在しない場合、公正価値の算出は、広く認められた評価方法を使うことになり、一般的にはアセット・スワップ価格決定モデルを評価に使用する。適用される変数は、イールドカーブと比較ベンチマーク商品のアセット・スワップ・スプレッドから構成される。使用した入力変数が観察可能か観察不能かにより、分類はレベル2かレベル3に分かれる。

預金については、通常市場データはないため、公正価値の算出には一般的に割引キャッシュ・フロー・モデルが使われる。イールドカーブに加え、自己の信用スプレッドと営業費用のプレミアムも加味される。債務の計測には各カウンターパーティーの信用スプレッドは使用しないため、通常はレベル2として分類される。観察不能な入力変数の場合、レベル3の分類が適切となる場合もある。

発行済債務証券の公正価値は、取得可能な市場価格に基づいて決定される。価格が取得できない場合、公正価値の決定に割引キャッシュ・フロー・モデルが使用される。公正価値の決定には、直近の市場金利、自己の信用スプレッド、資本コスト等を含む多くの異なるファクターが考慮される。取得可能な市場価格が適用される場合には、当該発行済債務証券はレベル1に分類されることになり、そうでない場合、評価モデルが観察可能な入力変数に著しく依存することから、通常はレベル2に分類される。

2020年6月30日（10億ユーロ）	公正価値	簿価	差異	レベル1	レベル2	レベル3
資産	394.7	394.2	0.4	12.1	128.0	254.5
手元現金および要求払現金	83.8	83.8	-	-	83.8	-
金融資産－償却原価	310.8	308.5	2.3	12.1	44.1	254.5
貸付金	278.3	272.8	5.5	-	26.3	252.1
債務証券	32.4	35.7	-3.2	12.1	17.9	2.5
ポートフォリオ公正価値ヘッジの評価調整	-	1.8	-1.8	-	-	-
売却目的で保有する固定資産および処分対象グループ	0.0	0.0	-	-	0.0	-
貸付金	0.0	0.0	-	-	0.0	-
債務証券	-	-	-	-	-	-
負債	418.8	419.0	-0.2	33.6	381.3	3.9
金融負債－償却原価	418.8	417.5	1.3	33.6	381.3	3.9
預金	372.6	372.5	0.1	0.0	371.4	1.2
発行済債務証券	46.3	45.1	1.2	33.6	9.9	2.8
ポートフォリオ公正価値ヘッジの評価調整	-	1.5	-1.5	-	-	-
処分対象グループの債務	0.0	0.0	-	-	0.0	-
預金	0.0	0.0	-	-	0.0	-
発行済債務証券	-	-	-	-	-	-

2019年12月31日（10億ユーロ）	公正価値	簿価	差異	レベル1	レベル2	レベル3
資産	337.3	336.0	1.3	12.2	83.1	242.0
手元現金および要求払現金	41.2	41.2	-	-	41.2	-
金融資産－償却原価	295.9	293.7	2.3	12.2	41.7	242.0
貸付金	265.1	260.4	4.7	-	25.0	240.1
債務証券	30.8	33.3	-2.5	12.2	16.8	1.9
ポートフォリオ公正価値ヘッジの評価調整	-	1.0	-1.0	-	-	-
売却目的で保有する固定資産および処分対象グループ	0.2	0.2	-	-	0.2	-
貸付金	0.2	0.2	-	-	0.2	-
債務証券	-	-	-	-	-	-
負債	354.4	353.4	1.1	29.9	321.4	3.1
金融負債－償却原価	354.2	351.9	2.3	29.9	321.1	3.1
預金	309.3	309.5	-0.1	-	309.3	-
発行済債務証券	44.8	42.4	2.4	29.9	11.8	3.1
ポートフォリオ公正価値ヘッジの評価調整	-	1.2	-1.2	-	-	-
処分対象グループの債務	0.3	0.3	-	-	0.3	-
預金	0.3	0.3	-	-	0.3	-
発行済債務証券	--	-	-	-	-	-

(28) 金融商品のネッティングに関する情報

下記の表は、ネッティング前の総額とネッティング後の純額との照合およびネッティングに関する会計基準を満たさない既存のネッティング権の額を、貸借対照表に計上された以下の金融資産および負債の全てについて個別に表示している。

- ・ IAS第32号第42項に基づき、既に相殺されている金融資産および負債（金融商品Ⅰ）および
- ・ 法的強制力のある相対ネッティング基本契約または類似の契約の対象であるが、貸借対照表で相殺されない金融資産および負債（金融商品Ⅱ）

ネッティング契約について、当行は取引相手方と基本契約（1992年ISDAマスター・アグリーメント（マルチカレンシー・クロスボーダー）および金融先物に関するジャーマン・マスター・アグリーメント等を締結している。これらのネッティング契約により、基本契約の対象であるデリバティブ契約の正と負の公正価値を相互に相殺することが可能である。かかるネッティング・プロセスは信用リスクを契約当事者に対する単一の正味債権に限定する（クローズアウト・ネッティング）。

当行はネッティングを、期日が同じである場合、中央決済機関との、および二当事者間の真正の買戻特約付売買契約（リバース・レポおよびレポ）による債権および債務に適用する。顧客の店頭デリバティブおよび自己の決済ポートフォリオは、同様に相殺される。

資産（百万ユーロ）	2020年6月30日		2019年12月31日	
	リバース・レポ	デリバティブ 金融商品の 正の公正価値	リバース・レポ	デリバティブ 金融商品の 正の公正価値
金融商品の総額	58,042	197,384	49,270	145,892
ネッティングに適格でない簿価	13,208	4,172	14,695	2,918
a) 金融商品ⅠおよびⅡの総額	44,833	193,212	34,575	142,973
b) 金融商品Ⅰについて貸借対照表で相殺される額 ^{注1)}	22,211	145,317	24,900	101,709
c) 金融商品ⅠおよびⅡの純額＝a)－b)	22,622	47,895	9,675	41,264
d) b)において相殺表示されていない基本契約 IAS第32号第42項に基づく基準を満たさないまたは一部のみ満たす金融商品Ⅱの額 ^{注2)}	3,065	28,803	1,724	25,570
b)において相殺表示されない金融商品ⅠおよびⅡに関する金融担保の公正価値 ^{注3)}				
現物担保 ^{注4)}	17,043	11	5,529	45
現金担保	8	8,390	98	8,653
e) 金融商品ⅠおよびⅡの純額＝c)－d)	2,507	10,691	2,324	6,996
f) 金融商品に関する中央決済機関の金融担保の公正価値	859	16	154	0
g) 金融商品ⅠおよびⅡの純額＝e)－f)	1,648	10,675	2,169	6,996

注1) 内、正の公正価値6,578百万ユーロ（2019年：5,118百万ユーロ）は、証拠金に起因する。

注2) 資産と負債の内より少ない額。

注3) 有価証券の移転から生じる返却する権利または義務を除く。

注4) 貸借対照表に報告されない金融商品を含む（レポ取引において担保として提供される証券等）。

負債（百万ユーロ）	2020年6月30日		2019年12月31日	
	レボ	デリバティブ 金融商品の 負の公正価値	レボ	デリバティブ 金融商品の 負の公正価値
金融商品の総額	55,546	195,898	43,512	144,775
ネットィングに適格でない簿価	8,278	1,934	9,948	1,951
a) 金融商品 I および II の総額	47,268	193,964	33,564	142,824
b) 金融商品 I について貸借対照表で相殺される 額 ^{注1)}	22,211	142,442	24,900	100,260
c) 金融商品 I および II の純額=a)-b)	25,056	51,522	8,664	42,564
d) b)において相殺表示されていない基本契約 IAS第32号第42項に基づく基準を満たさないま たは一部のみ満たす金融商品 II の額 ^{注2)}	3,065	28,803	1,724	25,570
b)において相殺表示されない金融商品 I および II に関する金融担保の公正価値 ^{注3)}				
現物担保 ^{注4)}	6,763	6	-	277
現金担保	8,978	12,390	3,712	11,427
e) 金融商品 I および II の純額=c)-d)	6,251	10,323	3,229	5,291
f) 金融商品 I に関する中央決済機関の金融担保の 公正価値	6,123	0	3,007	2
g) 金融商品 I および II の純額=e)-f)	128	10,323	221	5,289

注1) 内、負の公正価値9,453百万ユーロ（2019年：6,569百万ユーロ）は、証拠金に起因する。

注2) 資産と負債の内より少ない額。

注3) 有価証券の移転から生じる返却する権利または義務を除く。

注4) 貸借対照表に報告されない金融商品を含む（レボ取引において担保として提供される証券等）。

(29) デリバティブ

2020年6月30日現在、ネットィングの効果合計は151,895百万ユーロ（2019年：106,828百万ユーロ）であった。資産の部では当該効果の145,317百万ユーロ（2019年：101,710百万ユーロ）が正の公正価値に帰属し、6,578百万ユーロ（2019年：5,118百万ユーロ）が変動証拠金の請求に帰属していた。負債の部のネットィングには、142,442百万ユーロの負の公正価値（2019年：100,259百万ユーロ）と、9,453百万ユーロの変動証拠金支払のための債務（2019年：6,569百万ユーロ）が含まれていた。

[次へ](#)

貸借対照表の注記（非金融商品）

(30) 無形資産

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日	変動率(%)
のれん	1,521	1,522	-0.0
その他の無形資産	1,457	1,531	-4.8
顧客関係	81	91	-11.3
自社開発ソフトウェア	986	1,047	-5.9
購入ソフトウェアおよびその他の無形資産	391	393	-0.5
合 計	2,978	3,053	-2.4

のれん

a) のれんおよびその他の無形資産の減損テストの方法

全てののれんは、取得時に現金発生ユニット（CGU）に配分される。コメルツ銀行は、IFRS第8号に従い、各セグメントをCGUと定義している。各セグメントのさらなる詳細は、注記39に記載されている。IAS第36号に従って、当該資産は、減損に関して、CGUのレベルで少なくとも各報告日にまたはトリガー事由が発生した場合に、査定される。2020年6月30日現在の減損テストに関するトリガー事由は、コロナウイルス・パンデミックにより引き起こされた景気後退のためポーランドの参照金利が数ヶ月間に渡って複数の段階を踏んで下落したことである。このシナリオは、エムバンクの純利息収益にマイナスの影響を及ぼすであろう。回収可能性の精査において、CGUとして一つのセグメントに投下された資本の簿価（帰属するのれんを含む。）は、当該資産の回収可能額と比較される。投下資本の簿価は、当行グループの資産をCGUに配分することによって決定される。

最初に直接配分が可能な部分は、全て各セグメントに配分され、次に残余の資本は、その総リスク加重資産に比例して各セグメントに配分される。のれんの減損テスト目的のためにのみ、「その他・連結」セグメントに配分された当行グループの資本金は、リスク加重資産の総リスク加重資産に対する割合に基づいてその他のセグメントに全額配分される。回収可能額とは、使用価値と処分費用控除後の公正価値のいずれか高い方の額である。使用価値は、取締役会が承認した各セグメントの複数年計画に従った当該ユニットの予想業績と資本への影響に基づいている。また、減損テスト目的のためにのみ、「その他・連結」セグメントの主な費用もまた、各セグメントに正確な割合に基づいて振り分けられる。「コメルツ銀行5.0」戦略に従って当初予定されていた売却計画が撤回された後、エムバンク S.A.は上記のシステムに再度全面的に組み込まれ、使用価値に含まれた。

非支配持分はCGUの簿価および回収可能額の計算に含まれており、その結果、下記に示すように余剰担保にも含まれている。

b) のれんおよびその他の無形資産の減損テストの想定

コメルツ銀行は、回収可能額を決定するため、主に市場で観察可能な変数からのデータに基づき、資本資産評価モデル（CAPM）を用いている。当該モデルに由来するリスク調整後金利は、現金発生ユニットの予想キャッシュ・フローを割り引くために用いられる。これにより回収可能額は簿価より高くも低くもなり得る。回収可能額が簿価よりも低ければ、コメルツ銀行は、最初に現金発生ユニットののれんの減損を認識し、損益計算書ののれんおよびその他の無形資産の減損の項目に計上する。さらに必要となった減損は、当該ユニットの残余の資産の項目に比例配分して計上され、損益計算書の当該項目にも計上される。現金発生ユニットの予想業績は、通常、各セグメントの計画された4年の展望の複数年計画に基づいている。当該複数年計画は、さらに先の計画年度に繰越されており、現在は主に2019年複数年計画に含まれている。中間財務書類の作成時には新たに承認された複数年計画がなかったため、新型コロナウイルス・パンデミックに関しては、導入されている直近の複数年計画が現在の経済の枠組みの変数により調整された。当該期間を超える会計年度は、業績の持続可能な水準にまで調整され、永続的な計算のためにGDP成長率およびインフレ率の予測に基づく持続的な成長率が適用される。この持続的な成長率は、「個人顧客および小規模事業顧客」セグメントに関しては1.6%である。コメルツ銀行は、計画プロセスの一環として、4年の計画期間を超える追加的な計画年度を既に策定しており、この成長率は成長因子の開始点として永続的な計算に含まれた。調整済の計画は、特に利息収益に関しては、経営陣の過去の経験および予想に従ったリスクと機会の評価の両方に基づいている。

また、EU資本規制指令IV（しばしば「バーゼルIV」とも言及される。）による影響も複数年計画において精査された。リスク加重資産と自己資本最低比率の標準的な計算方法の改定は、2022年1月1日に一斉に施行される予定となっている。ただし、「資本フロアー」については2027年までに段階的に導入する移行期間が設けられる予定である。

グループ・レベルでは、バーゼルIVの導入によって予想される重要な影響はなく、個人顧客および小規模事業顧客セグメントの使用価値を決定するための個別の検討は必要なかった。

各CGUのキャッシュ・フロー予想の基礎となる、経営陣の主な想定および選択された経営アプローチは、個人顧客および小規模事業顧客の事業セグメントに関して、以下のとおりである。

セグメント	主な想定	経営アプローチ
個人顧客および小規模事業顧客	「コメルツ銀行5.0」戦略を通して、当行は「コメルツ銀行4.0」戦略をさらに強化して、個人顧客および小規模事業顧客セグメントを引続き組織的に発展させていく： ・「モバイル・ファースト」戦略：モバイル・バンキングの組織的拡大 ・カスタマイズされた抱き合わせ販売およびアップセリング販売の導入を可能にするデータおよびアルゴリズム（顧客情報）の的を絞った利用を通じた顧客ベース拡大の成功によってもたらされる可能性のレバレッジ ・データおよび新技術の利用を通じた新規顧客の効率的かつ的を絞った獲得 ・新しい価格設定およびプレミアム戦略を通じた顧客にとってより豊富な選択肢 ・商品およびプロセスの組織的デジタル化ならびに取扱商品の範囲のさらなる単純化。すべての関連するタッチポイントで個人顧客が一貫したデジタル体験を可能とするためワン・デジタル・プラットフォームで商品取引を完了する能力の向上。 ・約800支店を目標とした支店ネットワークの段階的再編 ・デジタル化の進行に沿った、助言モデルのさらなる開発 ・販売チャンネルの一つとなる顧客センターのさらなる開発と拡大 ・特別な個人顧客向け手段：プレミアム提供ならびに富裕層および小規模事業顧客との事業の拡大 ・全ての規制要件の実行 ・持続可能なデジタル資産運用会社および総合的投資サービス提供者としての先導的役割を通して、コメルツ・レアルの市場ポジションの拡大および強化 ・相乗効果をレバレッジするため、およびマルチ・チャンネル・バンキング・アプローチを強化するためのコムディレクト・バンクAGの統合。当該統合により、コムディレクトおよびコメルツ銀行双方の顧客に対する全体的／革新的なバンキング体験の提供（再編計画に対する引当金は今までのところ計上されておらず、減損テストの対象となるコスト・シナジーは考慮されていない。） ・コムディレクトの統合および「コメルツ銀行5.0」戦略に係る計画された事業再編引当金によって決まるコスト・シナジーは、減損テストには含まれていない。	・本店の想定は経済成長および市場の内部分析および外部調査に基づいている。 ・新規顧客の増加およびコストの安定化についての経営陣の予測は、これまでに達成された進捗状況に基づいている。 ・機関顧客の調査および顧客満足度の測定 ・独立したベンチマーク分析の組入れ ・戦略の一環としてのイニシアティブは、経営陣が作成した事業計画に基づいている。

キャッシュ・フロー予想の基礎となる想定および必然的に含まれる不確実性に起因して、下記の状況（リスクは全ての状況を網羅しているものではない。）は、各CGUのキャッシュ・フロー予想にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。：

- ・マクロ経済環境の予想を上回る悪化
- ・金利動向の結果が経済見通しまたは当行の予測と異なった場合
- ・規制上の環境に関する不確実性。特にヨーロッパ・レベルでの新規制の実施
- ・予想以上の競争の激化
- ・「コメルツ銀行5.0」により計画された戦略的対策の想定を上回る悪い結果（例えば、エムバンクS.A.の実際の純実現可能価額が予想純実現可能価額から逸脱する等）

リスク調整後金利は、リスクのない金利、市場リスク・プレミアムおよび市場連動的リスク（ベータ要因）に基づいて計算された。当行グループは、リスクのない金利および市場リスク・プレミアムについて外部の提供者からのデータを利用した。ベータ要因は、セグメントの個別投資リスクを反映するセグメントに固有のコンプレーター・グループに基づいて計算された。

c) のれんの変更

2020年6月30日の計画外の減損テストの結果、減損処理の必要性は生じなかった。個人顧客および小規模事業顧客セグメントは十分な余剰価値を有している。

感応度分析

のれんの回収可能性を再検証するため、感応度分析も実施したが、個人顧客および小規模事業顧客CGUについては損金計上の必要性は見当たらなかった。詳細な計画作成段階で使用される、-25ベースポイントから+25ベースポイント（bps）のリスク調整後利率（税引後）の違いにより、個人顧客および小規模事業顧客CGUにおいて、下記の簿価に対する余剰価値比率が生じた。報告年度における各ポイントで不足価値は生じなかった。感応度を決定する際、すべての非支配持分が考慮された。

		個人顧客および小規模事業顧客	
		2020年6月30日	2019年12月31日
基本シナリオ ^{注1)}		10.1%	36.1%
感応度分析 ^{注1)}	リスク調整後利率-5ベースポイント （有利な場合）	14.5%	40.4%
	リスク調整後利率+25ベースポイント （不利な場合）	5.9%	32.0%
感応度分析 ^{注1)}	成長率+25ベースポイント（有利な場合）	11.5%	38.3%
	成長率-25ベースポイント（不利な場合）	8.7%	33.9%

注1) 正のパーセント値は余剰価値を表し、負のパーセント値は不足価値を表す。

回収可能金額と帳簿価額が等しい個人顧客および小規模事業顧客CGUの回収可能金額を算出するために用いられた基本的な前提および重要な計画の前提の変更は、以下の通りである。

		個人顧客および小規模事業顧客	
		2020年6月30日	2019年12月31日
リスク調整後利率（税引後）の変更 ～から／～へ		9.5%／10.1%	8.6%／11.6%
成長率の変更 ～から／～へ		1.6%／負の値 ^{注1)}	1.5%／負の値 ^{注1)}
計画作成段階の終了時に基づくリスク損益／総リスク加重資産の変更 ～から／～へ		65bps.／89bps.	58bps.／184bps.

注1) 長期成長率が0パーセントだとしても回収可能金額は簿価を上回るため、数値で表すことができない。

(31) 固定資産

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日	変動率(%)
土地および建物	317	326	-2.8
使用権（リース）	1,897	2,034	-6.7
土地および建物	1,873	2,006	-6.6
什器および備品	24	28	-14.7
什器および備品	389	425	-8.4
リース機器	664	701	-5.2
合 計	3,268	3,487	-6.3

(32) 中止事業部門

2020年第2四半期に、コメルツ銀行（フランクフルト）とソシエテ・ジェネラル・グループ（フランス、パリ）は、経済効果をもたらすコーポレート顧客セグメントの株式市場・商品（EMC）部門の移転を完了した。法的には、複数のポートフォリオは暫定的にコメルツ銀行に残存しているが、実質的にはデリバティブにより既に移転している。当該資産と負債の法的な移転は、貸借対照表の認識を中止することも必要になるが、取引の後半段階になってからでしか実現できず、2021年に完了することを予定している。

2020年6月30日現在、中止事業の残余の資産と負債は22億ユーロ（2019年：80億ユーロ）と39億ユーロ（2019年：85億ユーロ）であった。ほとんどの資産と負債は公正価値で測定される。

当該事業部門の収益は、損益計算書上で個別に表示されている。中止事業について経済的に適切に表示するため、継続事業と中止事業部門との間の当行グループ内でのサービスは、継続事業の計上には含めていない。

中止事業部門にかかる詳細な情報は、以下に記載する。

百万ユーロ	2020年1月1日－ 2020年6月30日	2019年1月1日－ 2019年6月30日	変動率(%)
利益	98	106	-7.7
費用	47	105	-55.0
税引前損益	50	0	.
所得税	0	-12	.
中止事業に係る連結損益	50	12	.

コメルツ銀行株主に帰属する継続事業からの利益は、-147百万ユーロ（2019年：389百万ユーロ）であった（注記3参照）。

ユーロ	2020年1月1日－ 2020年6月30日	2019年1月1日－ 2019年6月30日	変動率(%)
中止事業に係る1株当たり利益	0.04	0.01	

百万ユーロ	2020年	2019年	変動率(%)
営業活動に係る純現金額	50	12	
投資活動に係る純現金額	-	-	
財務活動に係る純現金額	-	-	

(33) 売却目的で保有する固定資産および処分対象グループの資産

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日	変動率(%)
金融資産－償却原価	20	187	-89.2
貸付金	20	187	-89.2
債務証券	-	-	.
金融資産－その他の包括利益を通じた公正価値	-	-	.
貸付金	-	-	.
債務証券	-	-	.
持分金融商品	-	-	.
金融資産－損益を通じた（強制的）公正価値	6	76	-92.1
貸付金	6	76	-92.3
債務証券	-	-	.
持分金融商品	0	0	-
金融資産－売買目的保有	2,226	7,742	-71.3
貸付金	-	-	.
債務証券	79	1,248	-93.6
持分金融商品	0	3,631	-100.0
デリバティブ	2,146	2,863	-25.0
無形資産	-	6	.
固定資産	-	-	.
その他の資産	-73	-57	28.9
合計	2,179	7,955	-72.6

2019年の処分対象グループの資産は、主に株式市場・商品（EMC）部門の中止事業（注記32参照）に関連している。

(34) 処分対象グループの負債

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日	変動率(%)
金融負債－償却原価	20	258	-92.3
預金	20	258	-92.3
発行済債務証券	-	-	.
金融負債－公正価値オプション	999	2,205	-54.7
預金	999	2,205	-54.7
発行済債務証券	-	-	.
金融負債－売買目的保有	2,852	6,027	-52.7
証書およびその他の発行済債券	660	3,249	-79.7
証券の空売りから生じる引渡コミットメント	-	435	.
デリバティブ	2,192	2,344	-6.5
その他の負債項目	6	38	-83.9
合 計	3,878	8,528	-54.5

2019年の処分対象グループの負債は、主に株式市場・商品（EMC）部門の中止事業（注記32参照）に関連している。

(35) その他の資産

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日 ^{注1)}	変動率(%)
貴金属	79	26	.
未収項目および繰延項目	304	229	33.0
認識された確定給付資産	83	96	-13.4
その他の資産	1,504	1,387	8.4
合 計	1,970	1,739	13.3

注1) 修正再表示により前年の数値は調整された（注記3参照）。

(36) その他の債務

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日	変動率(%)
フィルム・ファンドに起因する債務	316	316	.
非支配持分に帰属する債務	60	57	5.2
未払項目および繰延項目	317	292	8.5
リース負債	2,007	2,094	-4.2
その他の債務	1,793	1,658	8.2
合 計	4,494	4,418	1.7

(37) 引当金

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日	変動率(%)
年金および類似のコミットメントに対する引当金	73	713	-89.7
その他の引当金	1,836	1,990	-7.7
合 計	1,910	2,704	-29.4

年金および類似のコミットメントに対する引当金は、主にドイツ国内の直接的年金コミットメントに関係している（2019年英文年次報告書の233ページ以下参照）。2020年6月30日現在の当該債務の基礎となる保険数理上の想定は、割引率1.2%（2019年：1.1%）および予想年金調整1.4%（2019年：1.4%）であった。

2019年第1四半期には、英国の年金制度について保険会社と拘束力のある契約を締結した。同契約は、保険契約を締結することにより、確定給付年金債務からの給付請求の大部分をカバーするもので、法的な義務はコメルツ銀行に残存する（年金バイイン）。この取引により、包括利益計算書のその他の純利益の項目で認識されていた年金制度の剰余金283百万ユーロ相当が減少した。

その他の引当金は、主に事業再編引当金および人事関連の引当金から構成される。当行グループは、事業再編引当金346百万ユーロ（2019年：401百万ユーロ）を2020年から2021年までの期間に使用することを予定している。

法的紛争

285百万ユーロ（2019年：261百万ユーロ）の引当金その他の引当金に認識された法的手続および見込みリコースの請求に関しては、引当金の認識日の時点では法的手続期間も引当金を利用する程度のいずれも確実に予測することはできない。引当金は、当行グループの判断に従って予想される将来の費用に対して計上される。各種の法的手続の結果に影響を与えないよう、当行グループは各引当金の額および感応度を個別に記載していない。

- ・ コメルツ銀行とその子会社は、多くの管轄地において、各種の異なる法制度に準拠して営業している。過去の個別案件では、法令違反が明らかとなり政府当局や機関によって訴追されたことがあった。当行グループ内の一部の会社は、現在もなお、多数のかかる案件に関与している。
- ・ コメルツ銀行とその子会社は、特に個人顧客および小規模事業顧客セグメントの投資助言分野で積極的に営業活動している。投資家向け助言サービスや投資指向型助言サービスの法的規制は、特に近年、一段と厳格さを増した。結果として、コメルツ銀行とその子会社は、多数の法的紛争に関与することになった。投資家が不十分なあるいは不適切な投資助言を受けたと主張し、コミッション料に関する情報が欠如していた投資取引（例えば、クローズドエンド型ファンドなど）の損害賠償請求または取引の取消を請求している一部の案件では未だに係争中のものもある。
- ・ 消費者金融に関するあらかじめ定型化された契約条項中に期間の規定がない手続手数料は無効であると決定された2014年10月のドイツ連邦裁判所の判決に従って、多数の顧客がコメルツ銀行に対して手続手数料の返還請求を申し立てた。これらの返還請求の過半数は、既に和解が成立している。2017年7月初めに、ドイツ連邦裁判所は、銀行と企業家間で締結された融資契約に関するあらかじめ定型化された契約条項中に期間の規定がない手続手数料が無効であるという原則を拡大適用する判決を下した。現在まで、過去に支払った手数料の返還請求を提出したのはわずか数社の法人顧客のみであった。当行は、現在、今後多数の返還請求がさらになされることはない想定している。
- ・ コメルツ銀行は、「解約ジョーカー（“Widerrufsjoker”）」問題によって顧客からの苦情の申し立てを受けている。法律の改正により、2002年から2010年の間に締結された融資契約はいずれも2016年6月21日以降解約する権利が失効するとされたことに伴い、多数の借手が融資契約を解約し、契約締結時に提供された解約に関する情報が不十分であったと主張した。一部には、固定金利期間の期間の終了前に、早期返済によって当行が被る損失を補填することなく前倒して融資を返済しようとしたが、当該解約を当行が受理しなかったことにより当行に法的措置を取った顧客もいる。2010年以降に締結された融資契約に関して、融資契約を満期前に解約するため解約ジョーカーを使用する試みも行われている。当行は当該請求に対して異議を申し立てている。

欧州司法裁判所は、2020年3月26日付の判決において、消費者ローン契約の解約に関する（法定）約款情報に含まれているその他の法律の規定への参照言及は、顧客にとって不明瞭であると決定し、当該不明瞭性を欧州消費者信用指令の義務違反とみなした。消費者ローン契約では、当行は、ドイツ連邦裁判所が既に複数の判決において適切であるとみなした法的モデルを使用している。連邦裁判所は、ドイツの裁判所が当該文言と意味が明瞭な国家基準を無視できないと主張することにより、当該判決が説得力を有すると正当化した。連邦裁判所は最近、2020年3月31日の判決でその立場を確認した。このような理由により、当行は、消費者ローンの現在の約款に関する欧州司法裁判所の判決の結果、当行が増大するリスクにさらされるとは考えていない。

- ・ コメルツ銀行のある子会社は、現在は清算過程にある南米の1つの銀行に深く関与していた。当該銀行の多数の投資家と債権者は、当該子会社（一部ではコメルツ銀行も）に対してウルグアイとアルゼンチンで各種の訴訟を提起し、破産会社の株主としての債務と銀行の監査役として当該子会社が任命した人物の職務違反を主張している。さらに、当該子会社は、投資家から資金を募り、第三者が運用していた2つのファンドにも関与していたが、当該ファンドの清算人は、同ファンドから当該子会社が受け取った金銭の返還を求めて米国で訴訟を提起した。
- ・ 2014年5月にある顧客が、デリバティブ取引を不正に販売したと主張してコメルツ銀行のある子会社に補償を求める訴訟を提起した。当該子会社は、この訴訟に係争中である。
- ・ 2017年5月、ポーランドの裁判所は、スイス・フラン建て融資契約における指数条項の無効を主張するコメルツ銀行のある子会社に対する集団訴訟の申立てを認容した。2018年10月、全体的な当該集団訴訟は第一審裁判所により棄却された。原告側は当該判決に対し控訴した。2020年3月、控訴審は第一審判決を一部破棄し、差し戻した。当該子会社はこの判決に対する控訴を検討している。集団訴訟には合計1,731名の原告が参加している。控訴審は、2020年6月上旬に、利息の支払・返済義務の停止に関する仮命令を決定し、当該子会社が期日および解約通知書を発行することを禁止した。当該子会社はこの判決を不服として控訴している。

集団訴訟のほか、2020年6月30日現在、4,596件の個別訴訟が係属している。当該子会社は、それぞれの訴訟に対して争っており、個別訴訟の大半に勝訴している。

指数条項付ローンに関するポーランドの裁判所の判例は、これまでのところ全体的な一貫性がない。一貫性がないことや判決の数は、今後の判例法を信頼できる形で評価するためには十分ではない。その結果、当行グループおよび当該子会社は、引当金の計上において、既に提起されている訴訟に加えて、既存のポートフォリオおよび既に返済済みのポートフォリオに関連する将来起こりうる訴訟を考慮することにした。当行グループおよび当該子会社は、スイス・フラン建指数条項付きの既存および返済済みのローンに関連する個別債権の引当金を、IAS第37号に基づき認められた期待値法を用いて測定している。

引当金は、2020年6月30日現在で帳簿価額31億ユーロの既存ポートフォリオと、既に返済済みのポートフォリオの両方に関連している。既に返済済みのポートフォリオの支払額は65億ポーランド・ズロチであった。2020年6月30日現在の個別訴訟についての引当金は、137.2百万ユーロとなっている。

引当金の計上に使用される方法は、変動が激しく、裁量的で、場合によってはかなり不確実な変数に基づいている。主要な変数は、推定原告数、最終的に訴訟に敗訴する確率、損失額、為替レートの変動である。これらの変数の変動とそれらの間の相互依存関係は、将来的に引当金の額を大幅に調整しなければならない可能性があることを意味する。

- ・ コメルツ銀行のある子会社は他の銀行と共に、決済手数料の徴収に関連した不公正な価格談合があったとの申立を受け、2018年5月に損害賠償請求訴訟を提起された。当該子会社はこの訴訟に関して争っている。
- ・ ある顧客が、違法に担保を売却したと主張してコメルツ銀行のある子会社に補償を求める訴訟を提起した。当該子会社は、この訴訟に関して争っている。

(38) 偶発債務および貸付コミットメント

本項目は主に、保証および補償契約から生じる偶発債務ならびに取消不能貸付コミットメントを額面金額で表示している。

偶発債務および貸付コミットメントに関するリスク引当金は、貸倒引当金の項目に含まれている。

偶発債務には、銀行税の一部の支払のための担保に対する当行の要求の承認後にドイツ連邦共和国財務機構により提供された取消不能の支払義務が含まれている。

下記の表に示される数値は、担保を考慮に入れておらず、全ての顧客がそのファシリティを完全に利用し、その後デフォルトに陥った（かつ担保がなかった）場合にのみ消却を要することになる。実際には、これらのファシリティの大部分は利用されずに失効する。そのため、当該額は、リスクの査定、実際の将来の貸付エクスポージャーまたはその結果必要となる流動性について表示するものではない。

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日	変動率(%)
偶発債務	42,218	40,832	3.4
銀行	7,012	6,101	14.9
法人顧客	31,823	31,503	1.0
個人顧客	184	197	-6.3
その他の金融会社	3,128	2,954	5.9
一般政府	71	78	-8.0
貸付コミットメント	81,752	80,871	1.1
銀行	1,516	1,563	-3.0
法人顧客	61,917	62,189	-0.4
個人顧客	11,378	10,167	11.9
その他の金融会社	6,171	6,425	-3.9
一般政府	769	527	45.7
合計	123,970	121,704	1.9

上記の信用枠に加え、コメルツ銀行グループは、損失発生の可能性が低く、引当金が認識されていない法的リスクおよび税務リスクに起因する損失を被ることもある。しかしながら、損失発生の可能性は低いながらも存在するため、当該損失は偶発債務の項目に計上されている。信頼性をもってかかるリスクの実現日や潜在的な補償を推定することは不可能である。当行の損失リスクの推定額は、訴訟および財務的手続の結果によっては低すぎたり高すぎたりしたことが判明する場合があるが、大部分の訴訟については、法的リスクに係る偶発債務が実現することは決してなく、このため、金額は実際の将来の損失を表示するものではない。2020年6月30日現在、法的リスクの偶発債務は406百万ユーロ（2019年：511万ユーロ）であり、以下の重要な事項に関連している。

- ・ コメルツ銀行のある子会社に対し、以前当該子会社に銀行口座を保有していたが現在は破産している旧法人顧客から複数の訴訟が提起された。訴訟の目的は、破産した当該法人顧客の経営陣の決算に関する不正な処理を当該子会社が支援した疑いにより、当該子会社に損害賠償を請求するものである。その後ある企業が様々な顧客の訴えをとりまとめ、現在は集団訴訟を起こしている。当該損害賠償請求訴訟は第一審裁判所によって棄却されたが、原告は控訴した。
- ・ 旧ドレスナー銀行は、レバレッジド・バイアウトの形式で売却された米国の企業の株式を保有していたが、同社の支払不能手続において、ドレスナー銀行の法的継承法人であるコメルツ銀行を含む複数の銀行に対し、その持分売却の受取代金の返還を求める多数の訴訟が米国において提起された。破産管財人によって提訴された訴訟は、第一審裁判所によって棄却されたが、判決に対する控訴の申立は、控訴裁判所において現在審理中である。当該会社の年金受給者および社債権者によって提訴された訴訟は、控訴裁判所によって棄却され、銀行側、中でも当行は勝訴した。判決に対し上告の申立を行うことは、現在も可能である。
- ・ コメルツ銀行は、2016年4月にハンガリー所在の元借主から損害賠償請求を提起された。融資契約に複数の契約違反があり、借主が当該違反を是正しなかったため、コメルツ銀行が当該契約を解除し、その後の融資を実行しなかった。原告は2019年1月に清算され、その結果、2019年2月、裁判所が精神的損害の訴えを却下し、無形の精神的損害以外の訴訟手続きは保留とした。2019年2月には、ハンガリーの借主のグループ会社が請求の75%に受取権利があると主張し、訴訟手続きの継続を申し立てた。申立は2019年9月に棄却された。控訴は、2020年2月に棄却された。

- ・ 2016年4月に、顧客が金銭の回収に関してコメルツ銀行に対し訴訟を提起した。原告は、とりわけ、コメルツ銀行に対し原告が不当に支払ったと考えている利息の返還を請求しており、また原告に対する債権担保としてコメルツ銀行が保有している担保の放棄も請求している。コメルツ銀行と原告は、コメルツ銀行の担保付債権の法的有効性に関して係争中であり、コメルツ銀行は、訴訟に対して争っている。
- ・ 2019年5月に提起された訴訟において、コメルツ銀行の顧客が、スワップ契約の形態でのデリバティブ取引に関して誤った助言によって多額の損失を被ったと主張し、当行が原告に対し損害を賠償すべきであるとの判決を求めた。コメルツ銀行はこの訴訟は根拠がないと考えており、争っている。
- ・ コメルツ銀行のある子会社は他の銀行とともに、決済手数料の徴収に関連した不公正な価格談合があったとの申立を受け、2020年2月に損害賠償請求を提起された。当該子会社はこの訴訟に関して争っている。

税務リスクにかかる偶発債務は、以下の重要事項に関係する。

- ・ ドイツ連邦財務省（BMF）が交付した2017年7月17日付通達において、税務当局の「cum-cum」取引への対応が記載されており、法令違反がないか否か過去の取引を精査するとの意図が示されていた。BMFの通達に記載されている見解によれば、取引に経済的合理性のある根拠がなく、かつ取引が概ね租税回避（税裁定）に向けた仕組みであるとみなされる場合、ドイツ税法（Abgabenordnung, AO）第42条による法令違反が示唆される。通達は、BMFが税目的で評価する事例の一部を列挙している。進行中のコメルツ銀行の税務調査の枠組みの中で、税務監査人は、当該取引の取り扱いについて監査ノートの形式でコメントした。当該問題については、さらなる議論が行われている。さらに、2014年および2015年の評価において、税務署はキャピタルゲイン税の控除額を減額した。これに対応して、コメルツ銀行は、リスク状況の変化を適切に反映させるために、貸借対照表に表示されている税額控除の価値調整を行い、あるいは可能性がある返済請求訴訟のための追加引当金を設定した。今後の展開（例えば、財政裁判所の判断）により、当該結論が変わる可能性を完全に排除することはできない。コメルツ銀行は、名義変更が拒否されたcum-cum証券貸付取引に関して第三者から補償請求を提訴されている。コメルツ銀行は、分析の実施の結果、かかる補償請求が執行される可能性は低いとみなしているが、執行の可能性はゼロではないため、本件については、事後的な金利支払いを含め、50百万ユーロ以上、100百万ユーロ未満の財務的影響が出る可能性があると予測している。

今後の展開（例えば、税務当局による査定や財政裁判所/民事裁判所の判断等）により、当該結論が変更される可能性を完全に排除することはできない。税務リスクについて適切な引当金が設定されている。

- ・ フランクフルトの検察庁は、コメルツ銀行と旧ドレスナー銀行が配当基準日前後に行った株式取引（cum-ex取引）を捜査している。コメルツ銀行は、既に2015年末にcum-ex取引のフォレンジック分析を開始しており、コメルツ銀行の株式取引に関しては2018年年初に、旧ドレスナー銀行の株式取引に関しては2019年9月に分析を終了した。税務当局により請求された追徴税は、全額支払われた。

ケルンの検察庁は、cum-ex取引に関する別の事件に関連して、2019年9月からコメルツ銀行で捜査を行っている。ケルンの検察庁は、銀行（ドレスナー銀行を含む。）が、空売りの売り手として行為していたと申し立てられた第三者に株式を提供するなど、cum-ex取引のさまざまな役割に関与していた疑惑について捜査している。現在理解されているところでは、これらの検察の手続きには、配当に対するキャピタルゲイン税と連帯付加税に関するコメルツ銀行自身の税額控除請求は含まれていない。

当行は、当局のcum-ex取引の捜査に全面的に協力している。現在、当該捜査の結果、負担が発生するか否か、または発生する負担の額を予測することはできない。

セグメント情報

(39) セグメント情報

セグメント情報は、コメルツ銀行グループの各事業セグメントの業績を反映している。下記のセグメント情報は、IFRS第8号の事業セグメントに基づいており、経営アプローチを適用している。セグメント情報は、最高事業意思決定者が事業セグメントの業務遂行を査定し、事業セグメントに対する経営資源の配分に関する決定を行うために利用する内部管理報告に基づき作成されている。コメルツ銀行グループにおいて、最高事業意思決定者の機能は、取締役会により行使されている。

当行のセグメント情報は、「個人顧客および小規模事業顧客」、「コーポレート顧客」ならびに「その他・連結」セグメントから成るセグメント構成を対象としている。2019年7月1日に中止された「資産および資本回収」セグメントは、前年の業績と共に別個に表示されている。これは、コメルツ銀行グループの組織構成を反映し、また内部管理報告の基盤となっている。事業セグメントは、商品、サービスおよび／または対象顧客グループの分別に基づき決められている。コーポレート顧客セグメントと当行グループの収益および費用は、中止事業部門を除いて表示されている（注記32参照）。

2019年第1四半期に、資産および資本回収セグメントの段階的縮小戦略の一環として、北米および英国の地方自治体および公共部門または準公共の機関からの債権は、その他・連結セグメントに移転した。段階的に縮小するポートフォリオ固有の特徴により、前年の数値の調整は行われなかった。2019年7月1日に中止された資産および資本回収セグメントの残余の資産は、個人顧客および小規模事業顧客セグメントならびに特にその他・連結セグメントに移転された。デジタル化戦略の一環として、コメルツ銀行は、2019年7月1日に、事業部門とIT部門を迅速なチームとして連携させることにより受渡部門における商品開発と運用を再編成した。前年のセグメント情報にこれによる変更はなかった。

2020年6月30日現在、2019年第1四半期に資産および資本回収セグメントからその他・連結セグメントに移転した債権の簿価は、51億ユーロであった。主な収益源は、以下のとおりであった。純利息収益40百万ユーロ、リスク損益-1百万ユーロ、損益を通した公正価値で測定される金融資産および負債に係る純利益-5百万ユーロ、ヘッジ会計に係る純利益-30百万ユーロ、リスク損益控除前の収益5百万ユーロ、リスク損益控除後の収益4百万ユーロ、営業費用1百万ユーロならびに税引前損失3百万ユーロ。

2019年7月1日に中止された資産および資本回収セグメントに関して、2019年6月30日現在、個人顧客および小規模事業顧客セグメントについて5億ユーロならびにその他・連結セグメントについて144億ユーロの簿価が貸借対照表に計上されている。2020年上半期の主な収入源は、以下のとおりであった。個人顧客および小規模事業顧客セグメントについて、純利息収益-2百万ユーロ、損益を通した公正価値で測定される金融資産および負債に係る純利益-2百万ユーロ、その他の純利益12百万ユーロ、リスク損益控除前の収益8百万ユーロ、リスク損益控除後の収益8百万ユーロ、管理費用1百万ユーロならびに税引前利益7百万ユーロ。その他・連結セグメントについて、純利息収益5百万ユーロ、リスク損益-30百万ユーロ、手数料収益-1百万ユーロ、損益を通した公正価値で測定される金融資産および負債に係る純利益-113百万ユーロ、ヘッジ会計に係る純利益54百万ユーロ、その他の収益1百万ユーロ、リスク損益控除前の収益-54百万ユーロ、リスク損益控除後の収益-84百万ユーロ、管理費用6百万ユーロ、強制拠出金8百万ユーロならびに税引前損失-99百万ユーロ。

各セグメントについての詳細情報は、英文中間報告書の経営者報告の項に記載されている。リスク加重資産に対する各営業セグメントの資本要件は12%であった。リスク加重資産の15%の資本要件は、資産および資本回収セグメントが中止されるまで、当該セグメントに適用された。

各セグメントの業績は、営業損益、税引前損益、営業株主資本利益率および費用／収益率の数値により測定される。営業損益は、純利息収益、配当収益、リスク損益、純手数料収益、損益を通して公正価値で測定される金融資産および負債に係る純利益、ヘッジ会計に係る純利益、金融商品に係るその他の純損益、持分法適用会社の当期純利益ならびにその他の純利益の合計から営業費用および強制拠出金を控除した額と定義される。のれんまたはその他の無形資産の減損または事業再編費用は、営業利益に含まれない。税引前利益の計上にあたり、非支配持分は損益および平均投下資本の両方の数値に含まれる。従って、各セグメントに属する全ての収益は税引前利益に反映される。セグメント情報におけるグループ内取引からのグループ内収益の控除を表示する場合、移転するセグメントは当該取引がグループ外で行われた場合と同様に取扱われる。従って、グループ内の利益および損失は、その他・連結セグメントにおいて控除される。

営業株主資本利益率は、営業利益の平均投下資本に対する比率として計算され、当該セグメントにおける投下資本に対する利益率を表示する。営業業務の費用／収益率は、各セグメントのコスト効率を反映し、リスク損益控除前の収益に対する営業費用および強制拠出金の合計の比率により、算出される。強制拠出金を除いた営業業務の費用／収益率も、価額または周期性のいずれの点からも影響を受けないという事実を考慮して、表示される。

収益および費用は、発生した部門毎に各セグメントに金利業務に使用される市場金利の方法を使用して市場価格で表示される。各セグメントの事業別保有持分の実際の調達コストは、純利息収益に表示されている。当行グループの投下資本利益率は、セグメントの平均投下資本に比例して各セグメントの純利息収益に配分される。使用された金利は、資本市場のリスクのない長期金利である。純利息収益には流動性費用も含まれている。当該費用には、外部に支払われた資金調達費用と、流動性費用にかかる行内の価格転嫁制度に基づき各事業部門とセグメントに割り当てられた流動性費用の両方が含まれる。このシステムは、外部からの資金調達にかかる支払利息を、個々の取引と各セグメントのポートフォリオに割り当てるためのシステムである。この割当ては、中央流動性プライスカーブに基づき、費用の発生原因に従って決定される。各セグメントの平均投下資本は、セグメントに配分されたリスク加重資産の平均額に基づき計算される。コーポレート顧客セグメントについては、同セグメントの平均投下資本は、中止事業部門を除いて計算される。普通株式等ティア1（CET1）資本はグループ・レベルで表示され、営業株主資本利益率の算出に使用される。当行グループのCET1資本に対する各セグメントの平均投下資本の調整が、「その他・連結」セグメントにおいて行われた。また、各セグメントについての資産および負債ならびに持分法適用会社の簿価も表示している。当行グループのビジネス・モデルに基づいて、各セグメントの貸借対照表はグループ・レベルでのみ借方貸方の差引勘定をしている。

営業損益に表示される営業費用は、人件費、管理費用（強制拠出金を除く。）ならびに固定資産およびその他の無形資産の償却費、減価償却費および評価減を含む。事業再編費用、のれんおよびその他の無形資産の減損は、税引前損益中の営業利益の項目に表示されている。営業費用および強制拠出金は、費用発生理由に基づき個々のセグメントに割当てられる。内部サービスに関連して生じる間接費用は、当該サービスの利用者に費用計上され、当該サービスを行ったセグメントに貸方計上される。当行グループ内サービスの引当金は、全部原価または時価で計上される。

2020年1月1日－6月30日 百万ユーロ	個人顧客および 小規模事業顧客	コーポレート 顧客	資産および 資本回収	その他・ 連結	グループ
純利息収益	1,330	894	-	374	2,597
配当収益	12	3	-	-2	13
リスク損益	-313	-456	-	-27	-795
純手数料収益	1,087	600	-	-20	1,668
損益を通して公正価値で測定 される金融資産および負債に 係る純利益	96	33	-	-270	-141
ヘッジ会計に係る純利益	1	9	-	54	64
金融商品に係るその他の純利 益	11	-3	-	7	15
持分法適用会社の当期純利益	0	5	-	0	5
その他の純利益	-28	-3	-	-65	-97
リスク損益控除前の収益	2,510	1,537	-	77	4,125
リスク損益控除後の収益	2,197	1,082	-	51	3,329
営業費用	1,735	1,174	-	121	3,030
強制拠出金	201	111	-	62	374
営業損益	261	-203	-	-132	-74
のれんおよびその他の無形資 産の減損	-	-	-	-	-
事業再編費用	-	-	-	-	-
継続事業に係る税引前損益	261	-203	-	-132	-74
資産	158,896	188,289	-	203,443	550,628
内、中止資産	-	2,179	-	-	2,179
負債	194,480	192,141	-	164,008	550,628
内、中止負債	-	3,878	-	-	3,878
持分法適用会社の簿価	30	149	-	1	180
(CET 1に基づく) (継続事 業に係る) 平均投下資本 ^{注1)}	5,700	11,742	-	7,012	24,453
営業株主資本利益率(%) ^{注2)}	9.2	-3.5	該当なし		-0.6
営業業務の費用/収益率 (強制拠出金を除く) (%)	69.1	76.4	該当なし		73.5
営業業務の費用/収益率 (強制拠出金を含む) (%)	77.1	83.6	該当なし		82.5

注1) 完全適用ベースの平均CET1資本。調整が「その他・連結」セグメントにおいて行われた。

注2) 年次ベース。

2019年1月1日－6月30日 ^{注1)} 百万ユーロ	個人顧客および 小規模事業顧客	コーポレート 顧客	資産および 資本回収	その他・ 連結	グループ
純利息収益	1,355	920	-23	254	2,505
配当収益	5	3	-	3	11
リスク損益	-100	-155	-24	23	-256
純手数料収益	928	595	0	-16	1,507
損益を通して公正価値で測定 される金融資産および負債に 係る純利益	105	97	111	-200	113
ヘッジ会計に係る純利益	1	12	10	72	96
金融商品に係るその他の純利 益	12	2	-19	15	11
持分法適用会社の当期純利益	3	4	-0	-	7
その他の純利益	13	4	-0	19	35
リスク損益控除前の収益	2,422	1,637	79	148	4,285
リスク損益控除後の収益	2,322	1,482	55	171	4,029
営業費用	1,743	1,240	15	148	3,146
強制拠出金	179	101	9	39	328
営業損益	400	141	31	-17	555
のれんおよびその他の無形資 産の減損	-	-	-	-	-
事業再編費用	-	-	-	-	-
継続事業に係る税引前損益	400	141	31	-17	555
資産	144,551	200,721	11,226	161,415	517,912
内、中止資産	-	13,613	-	-	13,613
負債	180,932	200,151	10,130	126,699	517,912
内、中止負債	-	12,832	-	-	12,832
持分法適用会社の簿価	28	149	-	1	177
(CET 1に基づく) (継続事 業に係る) 平均投下資本 ^{注2)}	5,175	11,798	1,620	5,042	23,635
営業株主資本利益率(%) ^{注3)}	15.4	2.4	3.8		4.7
営業業務の費用/収益率 (強制拠出金を除く) (%)	72.0	75.7	19.3		73.4
営業業務の費用/収益率 (強制拠出金を含む) (%)	79.4	81.9	30.7		81.1

注1) 修正再表示により前年の数値は調整された(注記3参照)。

注2) 完全適用ベースの平均CET1資本。調整が「その他・連結」セグメントにおいて行われた。

注3) 年次ベース。

「その他・連結」の内訳

百万ユーロ	2020年1月1日－6月30日		
	その他	連結	その他・連結
純利息収益	376	-3	374
配当収益	-2	0	-2
リスク損益	-27	-	-27
純手数料収益	-16	-4	-20
損益を通して公正価値で測定される金融資産および負債に係る純利益	-278	8	-270
ヘッジ会計に係る純利益	54	-	54
金融商品に係るその他の純利益	5	2	7
持分法適用会社の当期純利益	-	0	0
その他の純利益	-63	-3	-65
営業費用	126	-6	121
強制拠出金	62	0	62
営業損益	-139	7	-132
資産	203,288	155	203,443
負債	163,872	135	164,008

百万ユーロ	2019年1月1日－6月30日 ^{注1)}		
	その他	連結	その他・連結
純利息収益	244	10	254
配当収益	2	2	3
リスク損益	23	-0	23
純手数料収益	-14	-2	-16
損益を通して公正価値で測定される金融資産および負債に係る純利益	-223	24	-200
ヘッジ会計に係る純利益	72	-	72
金融商品に係るその他の純利益	17	-3	15
持分法適用会社の当期純利益	-	-	-
その他の純利益	27	-8	19
営業費用	157	-9	148
強制拠出金	39	0	39
営業損益	-48	32	-17
資産	161,041	374	161,415
負債	126,401	298	126,699

注1) 修正再表示により前年の数値は調整された（注記3参照）。

「連結」の項目には、連結項目および、グループ財務書類に影響を及ぼす各セグメントと「その他」の分類の損益に係る調整項目が計上されている。これにはとりわけ以下の項目が含まれている。

- ・ 各セグメントで発生した自己債券の測定純損益の控除
- ・ セグメント間でのグループ内取引の連結による影響
- ・ 費用および収益の連結による影響
- ・ 収益ならびに（セグメントおよび「その他」に費用計上される）スタッフおよび経営陣の営業費用

セグメント情報中の、主に支店またはグループ会社の所在地を基準とした地域別業績の内訳は、以下のとおりであった。

2020年1月1日－6月30日 (百万ユーロ)	ドイツ	ヨーロッパ (ドイツを 除く)	アメリカ	アジア	その他	合計
リスク損益控除前の収益	3,008	910	117	90	0	4,125
信用リスク加重資産（移行規定ベース）	96,245	49,513	6,618	5,110	-	157,486

以下は、前年同期の地域別業績である。

2019年1月1日－6月30日 ^{注1)} (百万ユーロ)	ドイツ	ヨーロッパ (ドイツを 除く)	アメリカ	アジア	その他	合計
リスク損益控除前の収益	3,019	1,076	67	122	0	4,285
信用リスク加重資産（移行規定ベース）	93,826	48,378	5,456	4,429	-	152,089

注1) 修正再表示により前年の数値は調整された（注記3参照）。

地域別区分では、固定資産ではなく信用リスク加重資産を表示している。IFRS第8号第32項に従い、コメルツ銀行は、コメルツ銀行グループの利益総額の商品およびサービス別の内訳を表示しないことを決定した。当行は、当該データが内部経営活動にも経営者報告にも利用されないことから、効率上の理由により当該データを収集しないことを決定した。

その他の注記

(40) 規制資本要件

コメルツ銀行グループの資本構成の下記の概要は、（現在使用している）移行規定ベースおよび完全適用ベースの両方の数値を示している。貸借対照表で報告された資本金の規制資本との調整は、すでにこれらの数値に組み入れられている。

ポジション（百万ユーロ）	2020年6月30日 移行規定ベース	2019年12月31日 移行規定ベース	2020年6月30日 完全適用ベース	2019年12月31日 完全適用ベース
貸借対照表上の資本金	31,758	30,667	31,758	30,667
内、追加的資本構成要素 ^{注1)}	2,126	885	2,126	885
追加的資本構成要素を除く貸借対照表上の資本金	29,632	29,782	29,632	29,782
デリバティブ負債に関連する機関の自己の信用リスクから生じる公正価値損益	-110	-79	-110	-79
公正価値で測定された負債に係る自己の信用リスクの変動に起因する累積損益	-76	13	-76	13
非支配持分（少数）への修正	-510	-557	-510	-557
のれん	-1,521	-1,522	-1,521	-1,522
無形資産	-1,115	-1,174	-1,115	-1,174
制度資産剰余金	-57	-73	-57	-73
繰越欠損金からの繰延税金資産	-403	-533	-403	-533
予想損失による不足額	-63	-270	-63	-270
慎重な価値評価	-226	-185	-226	-185
証券化によるファースト・ロス・ポジション	-70	-171	-70	-171
10%基準を超える一時的な差異からの繰延税金資産	-196	-382	-196	-382
認識されなかった収益	-17	-218	-17	-218
その他および切上げ／切捨て	-204	-265	-204	-265
普通株式ティア1資本^{注2)}	25,064	24,366	25,064	24,366
追加的株式ティア1資本^{注3)}	2,688	1,649	2,236	977
ティア1資本	27,752	26,015	27,300	25,343
ティア2資本	5,188	4,583	5,036	4,491
自己の資金	32,940	30,598	32,336	29,834
リスク加重資産	187,051	181,765	187,051	181,765
内、信用リスク	157,486	151,903	157,486	151,903
内、市場リスク ^{注3)}	11,510	11,134	11,510	11,134
内、オペレーショナル・リスク	18,056	18,728	18,056	18,728
普通株式ティア1資本比率（％）	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%
ティア1資本比率（％）	14.8%	14.3%	14.6%	13.9%
総資本比率（％）	17.6%	16.8%	17.3%	16.4%

注1) 貸借対照表上の資本金であり資本規制規則に従い追加的ティア1資本として考慮されるAT 1 債

注2) 本情報は、規制上の目的のためにコメルツ銀行株主に帰属する連結利益を含む。

注3) 信用評価調整リスクを含む。

注4) 2013年6月26日付の欧州議会および欧州理事会による規則（EU）No.575/2013に基づく。

上記の表は、普通株式ティア1（CET1）ならびにコア資本および規制資本のその他の要素に対して報告された資本金を調整している。2019年12月31日からの普通株式ティア1資本における主な変動は、上半期の損失に起因している。しかし、規制上の控除項目が減少したことでECBの勧告に従って2019年および2020年の配当金支払いが行われなかったことが、損失を相殺した以上となった。2019年末と比較してティア1資本が増加したのは、普通株式ティア1資本の増加と、2020年6月のAT1 資本商品（額面金額1,250百万ユーロ）の発行による追加ティア1資本の増加によるものであった。総資本は、前記のティア1資本の増加および2020年5月のティア2資本商品の発行（額面金額750百万ユーロ）により増加した。ティア1比率と総資本比率の両方の上昇の影響は、主にリスク加重資産の増加によって弱められた。

リスク加重資産の増加は主に、新しい証券化の枠組みへの移行に伴う信用リスクによるリスク加重資産の増加と中核セグメントでの法人顧客向けを中心とする貸出の増加によるものであった。これは、中央政府へのエクスポージャーが増加したことにより明確になった。

(41) レバレッジ比率

資本規制指令（CRD）IVおよび資本規制規則（CRR）は、過大な債務水準のリスクを定量化するための新しいツールおよび指標としてレバレッジ比率を導入した。レバレッジ比率は、ティア1資本のレバレッジ比率エクスポージャー（非リスク加重資産および簿外ポジションから構成される。）に対する比率を表している。デリバティブに対するエクスポージャー、証券金融取引および簿外ポジションの計算方法は、規制当局により定められる。レバレッジ比率は、リスク感応性のない数値として、リスクに基づいた適正資本の評価基準を補完するために導入されている。

過大なレバレッジによるリスクの回避は、コメルツ銀行の貸借対照表を管理する上で重要な要素である。コメルツ銀行は、レバレッジ比率を算出し、監視し、かつ管理するために定量的かつ定性的な枠組みを設定した。

グループ・ファイナンス部門は、規制上の要件に基づいてレバレッジ比率を定量化する責任を負っており、四半期毎に報告書を規制当局に提出している。

コメルツ銀行は、リスクに基づく資本比率の目標値を補完するレバレッジ比率の内部目標値を設定している。

ガイドラインと比較した各セグメントのレバレッジ比率エクスポージャーの変動は、月毎に監視されている。グループ・ファイナンス部門は、当行グループのレバレッジ比率について、定期的に本店の資産・負債委員会（ALCO）および取締役会に報告する。

レバレッジ比率エクスポージャーおよびレバレッジ比率の将来の変動は、当行の内部複数年計画プロセスにおいて引き続き予測が行われ、当該変動予測は年間各精査日の間に予測実施時に定期的に精査される。

さらに、グループ・ファイナンス部門は、レバレッジ比率に対する規制上の要件の予測される変更を監視し、当該変更の影響分析も行っている。また、レバレッジ比率の変動は、回復計画手順の一環として悪化するマクロ経済シナリオの下で分析される。

レバレッジ比率の管理および監視についての重要な決定は、取締役会の確認を条件として、ALCOが行う。

資産およびレバレッジ比率エクスポージャーの会計上の調整の要約	適用金額
百万ユーロ	2020年6月30日
公表されたグループの財務書類の資産合計	550,628
会計目的上連結されているが、規制上の連結の範囲外である企業の調整	-35
（適用ある会計の枠組みに従って貸借対照表に認識されたが、EU規則No.575/2013の第429条第（13）項に基づきレバレッジ比率エクスポージャー合計の測定から除外された信託資産の調整）	-
デリバティブ金融商品の調整	-41,904
証券金融取引（SFTs）の調整	4,377
簿外項目の調整（即ち、簿外エクスポージャーの信用相当額への換算）	53,506
（EU規則No.575/2013の第429条第（7）項に基づきレバレッジ比率エクスポージャー合計の測定から除外されたグループ内エクスポージャーの調整）	-
（EU規則No.575/2013の第429条第（14）項に基づきレバレッジ比率エクスポージャー測定から除外されたエクスポージャーの調整）	-
その他の調整	
移行規定ベース	12,569
完全適用ベース	12,569
レバレッジ比率エクスポージャー合計の測定	
移行規定ベース	579,142
完全適用ベース	579,142

レバレッジ比率の普通開示	CRR レバレッジ比率 エクスポージャー
百万ユーロ	2020年6月30日
貸借対照表上のエクスポージャー（デリバティブおよびSFTsを除く。）	
貸借対照表項目（デリバティブ、SFTsおよび信託資産を除くが、担保は含む。）	476,122
（ティア1資本の決定時に控除された資産の額）	
移行規定ベース	-3,478
完全適用ベース	-3,478
貸借対照表上のエクスポージャー合計（デリバティブ、SFTsおよび信託資産を除く。）	
移行規定ベース	472,644
完全適用ベース	472,644
デリバティブ・エクスポージャー	
全てのデリバティブ取引に関連する再構築コスト（即ち、適格な現金変動証拠金純額）	6,593
全てのデリバティブ取引に関連するPFE増加額（時価基準方式）	25,393
オリジナル・エクスポージャー方式で決定したエクスポージャー	-
適用ある会計の枠組みに従って貸借対照表の資産から控除されたデリバティブ提供担保のグロスアップ	-
（デリバティブ取引において提供された現金変動証拠金についての債権資産の控除）	-19,786
（顧客決済のエクスポージャーの適用除外の決済機関のレグ）	-3,553
信用デリバティブ引受の調整済の有効な想定元本	10,380
（信用デリバティブ引受の調整済の有効な想定元本のネットティングおよびアドオンの控除）	-8,864
デリバティブ・エクスポージャー合計	10,164

レバレッジ比率の普通開示（続き）	CRR レバレッジ比率 エクスポージャー
百万ユーロ	2020年6月30日
証券金融取引（SFTs）エクスポージャー	
販売会計取引調整後のSFT資産総額（ネッティングは認識されない。）	60,663
（SFT資産総額の中の未払現金および未収現金のネッティング額）	-22,211
SFT資産に対する取引相手方信用リスク・エクスポージャー	4,377
SFTsの一時停止： EU規則No.575/2013の第429b条第（4）項および第222条に基づく 相手方信用リスク・エクスポージャー	-
代理人取引エクスポージャー	-
（顧客決済のSFTエクスポージャーの適用除外の決済機関のレグ）	-
証券金融取引エクスポージャー合計（SFTs）	42,829
その他の簿外エクスポージャー	
想定元本総額による簿外エクスポージャー	181,046
（信用相当額への換算の調整）	-127,540
その他の簿外エクスポージャー合計	53,506
EU規則No.575/2013の第429条第（7）項および第（14）項に基づき除外された エクスポージャー（貸借対照表上および簿外）	
（EU規則No.575/2013の第429条第（7）項に基づき除外されたグループ内エクスポ ージャー（単独ベース）（貸借対照表上および簿外））	-
（EU規則No.575/2013の第429条第（14）項に基づき除外されたエクスポージャー（貸借対 照表上および簿外））	-
資本金およびエクスポージャー合計の測定	
ティア1資本	
移行規定ベース	27,752
完全適用ベース	27,300
レバレッジ比率エクスポージャー合計の測定	
移行規定ベース	579,142
完全適用ベース	579,142
レバレッジ比率	
移行規定ベース（%）	4.8
完全適用ベース（%）	4.7
移行（段階的導入）の取決めの選択により認識を中止された信託項目の額	
資本措置の定義についての移行（段階的導入）の取決めの選択	
移行規定ベース	-
完全適用ベース	-
EU規則No.575/2013の第429条第（13）項に基づき認識を中止された信託項目の額	-

貸借対照表上のエクスポージャーの分割（デリバティブ、SFTsおよび除外された エクスポージャーを除く。）	CRR レバレッジ比率 エクスポージャー
百万ユーロ	2020年6月30日
貸借対照表上のエクスポージャー合計（デリバティブ、SFTsおよび除外された エクスポージャーを除く。）	476,122
内トレーディング勘定エクスポージャー	31,046
銀行勘定エクスポージャー	445,075
内カバード・ボンド	7,682
ソブリンとして扱われるエクスポージャー	128,797
ソブリンとして扱われない地域政府、MDBs、国際機関およびPSEに対する エクスポージャー	10,119
機関	20,527
不動産モーゲージによる担保付	72,763
リテール・エクスポージャー	54,837
法人	97,525
デフォルト・エクスポージャー	2,012
その他のエクスポージャー（持分、証券化およびその他の非信用債務資産等）	50,812

CRRの移行規定に基づくレバレッジ比率は、2020年6月30日現在、4.8%であった（2020年3月31日現在：4.8%）。完全適用ベースのレバレッジ比率は、2020年3月31日現在の4.7%に対して4.7%であった。

レバレッジ比率は完全適用ベースおよび移行規定ベース共、主に6月に発行された新発のAT1 債（額面金額12.5億ユーロ）によりティア1 資本が増加したため、増加したレバレッジ比率エクスポージャーによりほぼ完全に相殺されて、安定していた。レバレッジ比率エクスポージャーは、報告日現在、5,791億ユーロ、2020年3月31日現在5,392億ユーロであった。

資本金控除に係るレバレッジ比率エクスポージャーについての移行期間が終了したため、2018年以降、移行規定ベースおよび完全適用ベースのレバレッジ比率エクスポージャーは同一であった。しかしながら、移行規定は、レバレッジ比率の分子、即ちティア1 資本に現在も適用されている。従って、移行規定に基づく比率は現在も公表されている。

(42) 流動性カバレッジ比率

流動性カバレッジ比率（LCR）とは、規制上の最低流動性比率であり、設定されたストレス・シナリオにおける当行の短期的な支払能力を測定するものである。EU委員会は、バーゼル委員会の要件に基づき、EU委任規則2015/61（D-REG）との関連で資本規制規則（CRR）とEU規則575/2013の下で流動性カバレッジ比率（LCR）の法的基盤を規定した。

比率自体は、高格付け流動資産（HQLA）と純流動性流出（NLOs）との間の30日間の期間の関係と定義されている。資本規制規則（CRR）では、2018年以降はLCRを100%以上にすることを義務付けている。コメルツ銀行は、拘束力のある二次的な条件として内部流動性リスク・モデルにLCRを組み込み、LCRの変動を定期的に監視している。

当行は、流動性リスクの管理のための早期警戒システムを行内で立ち上げた。このシステムは、長期的な財務健全性を担保するために時宜に応じて適切な措置を講じられるようにするものである。リスクの集中は、特にストレス状況においては、流動性の流出が増えることになりかねない。特に、満期、大口債権者、通貨等について、リスクが集中することがある。継続的な監視と報告により、資金調達におけるリスクの集中が生じた場合には適時に認識され、適切な措置によりリスクが軽減されるようになっている。これは、外貨の支払債務にも該当する。多様な種類の銀行預金や資本市場商品等、利用する資金調達源を継続的に幅広く分散することによってもリスクの集中を緩和している。

コメルツ銀行は、主に現金プールの利用によって集中的にグローバルな流動性を管理している。コメルツ銀行の自己売買部門は、フランクフルト、ロンドン、ニューヨーク、シンガポールに拠点があり、このアプローチによって、時差を問わず、常に資金を効率的に利用できる。

流動性リスクの管理とそのための内部モデルに関する追加情報（コロナウイルス・パンデミックに関する情報を含む。）は、経営者報告書およびリスク報告書の流動性リスクの項目に記載されている。

以下は、直近の4四半期におけるLCRの計算を示している。各四半期について、前12カ月の月末値の平均値を算出したものを、それぞれ以下の表に記載している。価額は百万ユーロ単位で四捨五入され、コメルツ銀行グループの連結ベースで表示されている。

百万ユーロ		非加重価額合計（平均）			
		2019年 9月30日	2019年 12月31日	2020年 3月31日	2020年 6月30日
平均値計算に使われたデータポイントの数		12	12	12	12
高流動資産					
1	高流動資産合計				
現金－流出					
2	個人預金および小規模事業顧客からの預金	124,862	128,364	131,572	137,112
3	内 安定した預金	85,126	87,611	90,429	94,182
4	安定性の低い預金	39,736	40,753	41,143	41,084
5	無担保の大口資金	106,800	107,793	109,098	111,440
6	運用預金（全取引相手方）および協同組合銀行のネットワークへの預金	35,377	36,132	36,808	37,432
7	運用預金以外の預金（全取引相手方）	70,120	70,487	71,423	73,346
8	無担保の債務	1,303	1,174	867	662
9	担保付大口資金				
10	追加要件	85,033	85,115	85,161	85,115
11	デリバティブ・エクスポージャーおよびその他の担保要件に関連した流出	7,716	7,158	7,273	7,434
12	債務商品への資金提供の損失に関連した流出	421	416	394	261
13	信用および流動性と信枠	76,896	77,541	77,495	77,420
14	その他の契約上の資金提供義務	4,233	4,036	3,827	3,662
15	その他の偶発的資金提供義務	106,847	105,908	104,396	103,423
16	現金流出合計				
現金－流入					
17	担保付貸付（例えば逆レポ）	66,572	66,964	64,569	61,484
18	エクスポージャーの終了による流入	25,056	25,231	25,201	25,091
19	その他の現金流入	6,860	6,724	7,027	7,248
EU-19a	（送金規制があるまたは通貨の換算ができない第三国での取引から生じた加重流入合計および加重流出合計との差額）				
EU-19b	（関連専門金融機関からの流入超過）				
20	現金流入合計	94,488	98,919	96,797	93,823
EU-20a	全額流入	0	0	0	0
EU-20b	90%が上限の流入	0	0	0	0
EU-20c	75%が上限の流入	91,939	92,227	90,095	87,846
21	流動性バッファー				
22	純現金流出合計				
23	流動性カバレッジ比率				

百万ユーロ		加重価額合計（平均）			
		2019年 9月30日	2019年 12月31日	2020年 3月31日	2020年 6月30日
平均値計算に使われたデータポイントの数		12	12	12	12
高流動資産					
1	高流動資産合計	86,557	85,942	84,993	86,482
現金－流出					
2	個人預金および小規模事業顧客からの預金	8,564	8,800	8,974	9,145
3	内 安定した預金	4,256	4,381	4,521	4,709
4	安定性の低い預金	4,307	4,419	4,452	4,436
5	無担保の大口資金	53,070	53,114	53,612	54,904
6	運用預金（全取引相手方）および協同組合銀行のネットワークへの預金	8,809	8,995	9,162	9,322
7	運用預金以外の預金（全取引相手方）	42,958	42,945	43,583	44,920
8	無担保の債務	1,303	1,174	867	662
9	担保付大口資金	5,807	5,936	6,162	6,777
10	追加要件	22,221	21,527	21,134	20,715
11	デリバティブ・エクスポージャーおよびその他の担保要件に関連した流出	7,038	6,538	6,713	6,964
12	債務商品への資金提供の損失に関連した流出	421	416	394	261
13	信用および流動性と信枠	14,763	14,572	14,026	13,490
14	その他の契約上の資金提供義務	3,272	3,054	2,856	2,740
15	その他の偶発的資金提供義務	2,196	3,286	4,254	4,694
16	現金流出合計	95,130	95,716	96,990	97,984
現金－流入					
17	担保付貸付（例えば逆レポ）	6,635	6,528	6,710	6,145
18	エクスポージャーの終了による流入	17,775	17,845	17,952	17,793
19	その他の現金流入	6,599	6,489	6,768	6,989
EU-19a	（送金規制があるまたは通貨の換算ができない第三国での取引から生じた加重流入合計および加重流出合計との差額）	0	0	0	0
EU-19b	（関連専門金融機関からの流入超過）	0	0	0	0
20	現金流入合計	31,009	30,863	31,430	30,928
EU-20a	全額流入	0	0	0	0
EU-20b	90%が上限の流入	0	0	0	0
EU-20c	75%が上限の流入	31,009	30,863	31,430	30,928
21	流動性バッファー	86,557	85,942	84,993	86,482
22	純現金流出合計	64,121	64,853	65,560	68,047
23	流動性カバレッジ比率	135.20%	132.72%	129.94%	127.27%

四半期毎の平均LCRは、高かった。各報告日現在のコメルツ銀行の数値は、2018年に必要とされた100%の最低比率要件を大幅に上回っていた。当報告期間において流動性の流出を補完するために利用できる極めて流動性の高い資産の構成は以下のとおりである。

EU/2015/61に準拠した高流動資産 (直近12ヵ月の月末の平均値) (百万ユーロ)	2019年 第3四半期	2019年 第4四半期	2020年 第1四半期	2020年 第2四半期
合計	86,557	85,942	84,993	86,482
内 レベル1	77,440	76,271	73,594	72,979
内 レベル2A	7,746	8,269	10,113	12,597
内 レベル2B	1,372	1,402	1,286	906

コメルツ銀行は、CRRの下では米ドルおよびポーランド・ズロチが重要な外貨とみなされているため、米ドルおよび（2020年6月には）ポーランド・ズロチによるLCRの報告も行っている。さらにコメルツ銀行は、内部モデルを利用することにより、為替リスクを監視し、制限し、管理するようにしている。

LCRを計算する際は、翌30日間のデリバティブ関連の流動性流入額と流出額を勘案する。標準的な主契約が関係する場合には、流動性の流入額と流出額は相殺して計算する。コメルツ銀行は、さらなる流動性流出につながる可能性のある項目についても考慮している。それらの項目には、担保として差し入れられた有価証券の価値の変動や信用格付けの悪化に備えた追加証拠金や、デリバティブ取引について市場動向が悪化した場合に備える追加担保等が含まれる。その他の偶発債務については、2019年6月以降、コメルツ銀行は、欧州委員会委任規則（EU）2015/61の第23条に従って追加の流出加重を使用している。

(43) 関連当事者取引

コメルツ銀行および／またはその連結会社は、通常の事業活動の一環として、関連する企業および個人との取引を行っている。これら関連企業および関連当事者には、以下が含まれる。

- ・ 支配されているが重要性の観点から連結されない子会社
- ・ ジョイントベンチャー
- ・ 関連会社
- ・ 出資会社
- ・ コメルツ銀行従業員に企業年金を支払う外部の年金提供会社
- ・ 主要経営陣およびその家族、ならびに
- ・ これらの関連当事者／企業が支配する会社

関連当事者との銀行取引は、通常の市場条件で行われる。

主要経営陣とは、会計年度中のコメルツ銀行の現取締役および現監査役のみをいう。

ドイツ連邦政府が保有する持分以外に、コメルツ銀行に対して将来重要な影響力を行使することを可能とするその他の要素（監査役であること等）も考慮に入れる必要がある。その結果、ドイツ連邦政府および政府が支配する企業は、IAS第24号に定める関係団体および関係者に分類される。

非連結会社との取引

2020年6月30日現在、358百万ユーロ（2019年：410百万ユーロ）の非連結子会社に関連する資産には、主に貸付金が含まれていた。218百万ユーロ（2019年：195百万ユーロ）の負債は、大部分が預金であった。

8百万ユーロ（2019年同期：13百万ユーロ）の収益は、利息収益および36百万ユーロ（2019年同期：35百万ユーロ）の費用であった。費用の大部分は管理費用であった。

通常の銀行業務の一環として、当行は合計85百万ユーロ（2019年：85百万ユーロ）の保証および担保を供与した。

関連会社との取引

2020年6月30日現在、18百万ユーロ（2019年：16百万ユーロ）の関連会社に関連する資産には、主に貸付金が含まれていた。31百万ユーロ（2019年：34百万ユーロ）の負債は、大部分が預金であった。

7百万ユーロ（2019年同期：10百万ユーロ）の収益は、主に受取手数料および持分法適用会社の当期純利益から生じた。

通常の銀行業務の一環として、当行は合計32百万ユーロ（2019年：39百万ユーロ）の保証および担保を供与した。

その他の関係団体／関係者との取引

その他の関係団体／関係者に関連する資産は、2020年6月30日現在、0百万ユーロ（2019年：27百万ユーロ）であった。2019年の当該資産には、主に貸付金および債務証券が含まれていた。209百万ユーロ（2019年：209百万ユーロ）の負債は、主に預金であった。預金の大部分は企業年金の外部提供者に帰属した。

2020年6月30日現在、収益は0百万ユーロ（2019年同期：1百万ユーロ）、費用は4百万ユーロ（2019年同期：4百万ユーロ）であった。

通常の銀行業務の一環として供与された保証および担保はなかった（2019年：0百万ユーロ）。

主要経営陣との取引

2020年6月30日現在、主要経営陣に関連する重大な資産または負債はなかった。

費用は8百万ユーロ（2019年同期：7百万ユーロ）の人件費を表し、費用には、主要経営陣への報酬、コメルツ銀行グループの従業員を代表する監査役の給与、および監査役に払い戻された付加価値税が含まれている。

ドイツ連邦政府が支配する諸団体との取引

2020年6月30日現在、45,830百万ユーロ（2019年：20,535百万ユーロ）のドイツ連邦政府が支配する諸団体に関連する資産は、主に合計41,129百万ユーロ（2019年：17,770百万ユーロ）のドイツ連邦銀行への預金であった。13,946百万ユーロ（2019年：12,260百万ユーロ）のドイツ連邦政府が支配する諸団体に関連する負債の内、13,938百万ユーロ（2019年：12,247百万ユーロ）が預金であった。2020年6月30日現在、当行は合計214百万ユーロ（2019年：260百万ユーロ）の保証および担保をドイツ連邦政府が支配する諸団体に供与した。

コメルツ銀行の役員会

監査役会

ドクター・ステファン・シュミットマン（監査役会会長）（2020年8月3日退任）

ウーヴェ・チェーゲ^{注1)}（監査役会副会長）

ハイケ・アンシャイト^{注1)}

アレクサンダー・ブルザノフ^{注1)}

グンナール・デ・ビュール^{注1)}

ステファン・ブルグハルト^{注1)}

ドクター・フランク・チコウスキー（2020年5月13日就任）

ザビーネ U.ディートリッヒ

ドクター・ユッタ A.デンゲス（2020年5月13日就任）

モニカ・フィンク^{注1)}

ドクター・トビアス・グルディマン

ドクター・ライナー・ヒルレブランド

クリスチャン・ヘーン^{注1)}

ケルスティン・イエルケル^{注1)}

ドクター・マルクス・ケーベル（2020年5月13日退任）

アレクサンドラ・クリーガー^{注1)}

アンニャ・ミクス（2020年5月13日退任）

ドクター・ヴィクトリア・オサドニク

ロビンJ.ストーカー

ニコラス・テラー

ドクター・ゲルトルード・タンペル・グーゲレル

ステファン・ヴィットマン^{注1)}

クラウス・ペーター・ミュラー（監査役会名誉会長）

注1) 当行従業員による選任

取締役会

マルティン・ツィルケ（取締役会会長）

ステファン・エンゲルス（2020年3月3日退任）

ドクター・ベッティナ・オルロップ

ローラント・ブークハウト（2020年1月1日就任）

ヨルグ・ハッセンミュラー

ザビーネ・シュミットロス（2020年1月15日就任）

ドクター・マルクス・クロミク

ミヒャエル・マンデル

取締役会による責任表明

我々の知る限りにおいて、中間財務報告に適用される報告基準に従って、本中間連結財務書類は当行グループの資産、負債、財政状態および財務成績について真実かつ公正な概観を示しており、当行グループの中間経営者報告書は、当行グループの事業展開、業績および状況について真実かつ公正な概観を提供すると共に当行グループの当会計年度の残存期間に予想される展開にかかわる主要な機会とリスクが記載されている。

2020年8月3日

フランクフルト・アム・マイン

取締役会

マルティン・ツィルケ

ローラント・ブークハウト

マルクス・クロミク

ヨルグ・ヘッセンミュラー

ミヒャエル・マンデル

ベッティナ・オルロップ

ザビーネ・シュミットロス

独文レビュー報告書からの翻訳

コメルツ銀行(フランクフルト・アム・マイン) 御中

我々は、コメルツ銀行株式会社(フランクフルト・アム・マイン)の2020年1月1日から6月30日までの期間の、WpHG（ドイツ証券取引法）第115条に基づく半年間の財務報告書の一部である要約連結中間財務書類（包括利益計算書、貸借対照表、資本金変動計算書、要約キャッシュ・フロー計算書および重要な注記から構成される。）および中間グループ経営者報告書のレビューを行った。執行取締役は、EUが中間財務報告に適用すべく採用した国際財務報告基準（IFRS）に従った要約連結中間財務書類、中間グループ経営者報告書に適用されるドイツ証券取引法の要件に従った中間グループ経営者報告書の作成に責任を負っている。我々の責任は、我々のレビューに基づき、要約連結中間財務書類および中間グループ経営者報告書について報告書を発行することである。

我々はドイツ経済監査士協会（IDW）が発布した、ドイツで一般に公正妥当と認められる、財務書類のレビューに対する基準に従い、補足的に国際レビュー業務基準（ISRE）2410「事業体の独立監査人が実施する中間財務情報のレビュー」に従って、要約連結中間財務書類および中間グループ経営者報告書のレビューを行った。これらの基準は、我々のレビューが、厳格な評価により、要約連結中間財務書類が、全ての重要な点において、EUが中間財務報告に適用すべく採用したIFRSに従って作成されているか、また中間グループ経営者報告書が、全ての重要な点において、中間グループ経営者報告書に適用されるドイツ証券取引法の条項に従って作成されているかを一定の水準の保証を得られるように計画し、実施することを要求している。レビューは主として会社職員への質問および分析的手続に限定されるので、財務書類監査により得られる保証を提供するものではない。契約に従い、我々は財務書類監査を行わなかったため、監査人報告書を発行することはできない。

我々の行ったレビューの結果、要約連結中間財務書類が、EUが中間財務報告に適用すべく採用したIFRSに従って作成されていないと我々に確信させる事項は全ての重要な点において認められず、また中間グループ経営者報告書が、中間グループ経営者報告書に適用されるドイツ証券取引法の条項に従って作成されていないと我々に確信させる事項は全ての重要な点において認められなかった。

エッシュボルン／フランクフルト・アム・マイン、2020年8月4日

アーンスト・アンド・ヤングGmbH

ヴィルトシャフツプリュフングスゲゼルシャフト

署名

クラウス・ペーター・ヴァーグナー

経済監査士

(ドイツ公認会計士)

署名

マルクス・ビンダー

経済監査士

(ドイツ公認会計士)

[前へ](#)

2【その他】

後発事象に関する報告

事象が悪い方向に転じた場合には、確実に定量化できるものではないが、2020年の業績の結果に重大な影響を与えうるリスク要因が数多く存在する。これらには、大幅な不確実性が続く地政学的状況、世界的な経済リスクの増大、特にコロナウイルスのパンデミックによる経済への影響がまだ予測できないことを背景にした世界的な経済リスクの増大が含まれている。渡航制限、検疫の実施、職場の長期閉鎖は、すでに世界経済、地域経済、国際金融市場全般に重大な悪影響を及ぼしており、これには世界的かつ大幅な株価の下落やスプレッドの上昇が含まれており、これは発行体のリファイナンス・コストに悪影響を及ぼす可能性がある。また、コロナウイルスのパンデミックに起因する長期的な混乱は、コメルツ銀行の顧客の財務状況の悪化につながり、その結果、コメルツ銀行にも重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

2020年7月27日、欧州中央銀行は、コロナウイルスのパンデミック中に配当金を支払わないよう金融機関に要請する2020年3月27日に行った以前の勧告を延長した（コロナウイルスのパンデミック中の配当金分配に関する2020年7月27日の欧州中央銀行勧告、および勧告ECB/2020/19（ECB/2020/35）2020/C 251/01を廃止する勧告）。当該勧告は、少なくとも2021年1月1日まで適用される。2020年会計年度については、コロナウイルス・パンデミックの不確実性が解消するまで、当行取締役会は配当金の支払を計画しない。その後、当行取締役会は適切な時機で再度決定する。従って、四半期毎の利益は、規制資本比率に完全に含めることができる。

3【国際財務報告基準と日本の会計原則との相違】

当行グループは、ドイツ商法（HGB）第315条の定めるところに従い、年次連結財務書類および中間連結財務書類を、国際会計基準審議会（IASB）が公表し、欧州連合（EU）が承認した国際財務報告基準（「IFRS」）に準拠して作成することが要求されている。IFRSと日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（Japan GAAP）との主要な相違は、以下のとおりである。

会計方針

コメルツ銀行グループの連結財務書類（連結財務書類および連結財務書類に関する注記）は、ドイツ商法（HGB）第315条および第340条以下ならびに欧州議会および欧州理事会による2002年7月19日付け規則（EC）No.1606/2002（国際会計基準（IAS）規則）に従って作成されなければならない。国際会計基準審議会（IASB）により承認かつ公表された国際財務報告基準（IFRS）に基づく一定の国際会計基準を採用するためのその他の規則およびIFRS委員会によるそれらの規則の解釈も適用されている。

ドイツの銀行は、銀行会計指令法の規則（HGB第340条以下、銀行会計に関する法定規則（RechKredV））、ドイツ公認会計士協会（IDW）の意見、特にHGBに基づく金融機関の基本的な会計原則を表す銀行専門家委員会（BFA）の規則に準拠して財務書類を作成しなければならない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務書類を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外子会社等の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合には、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

当行グループの財務書類が準拠しているIAS／IFRSと日本において公正妥当と認められている会計原則（Japan GAAP）との主要な相違は、以下のとおりである。

前記「第6 経理の状況、1. 中間財務書類、重要な注記、一般情報、（1）会計方針」を参照。

貸借対照表

ドイツにおいて、コメルツ銀行グループは、2018年1月1日からIFRS第9号「金融商品」（2014年7月にIASBが公表した版）を適用している。当該基準は、EUにおいて2018年1月1日以降に開始する会計年度から適用が義務化されている。

IFRS第9号の適用により、報告企業は、IAS第32号に基づき金融商品として定義されたすべての資産および負債を分類することを要求されている。基本的に、すべての金融商品は取得日の公正価値で認識されなければならない。この取得原則は、金融商品の分類に関係なく適用される。

IFRS第9号は、各ビジネス・モデルおよびSPPI要件（元本と利息の支払のみからなる）の達成に依拠する以下の4つのタイプの金融資産の事後測定を規定している。

- ・償却原価（AC）での測定
- ・損益調整額（リサイクリング）ありとその他の包括利益（OCI）を通した公正価値（FVOCI_{mR}）での測定
- ・損益調整額（リサイクリング）なしのその他の包括利益（OCI）を通した公正価値（FVOCI_{oR}）での測定
- ・損益を通した公正価値（mFVPL）と売買目的保有（HFT）に細分類された損益を通した公正価値（FVPL）での測定

経営陣は、キャッシュ・フローを発生させるため、金融資産がどのように管理されているかに基づいて、以下のビジネス・モデルに金融資産を分類している。

- ・「回収目的保有」ビジネス・モデル：ほとんど売却を行わない保有からの契約上のキャッシュ・フローの受領。
- ・「回収目的保有および売却」ビジネス・モデル：保有および売却を通したキャッシュ・フローの受領。
- ・残存ビジネス・モデル：「回収目的保有」または「回収目的保有および売却」ビジネス・モデルに分類されていないすべてのポートフォリオ。当該ビジネス・モデルには、主としてトレーディング・ポートフォリオおよび公正価値ベースで管理されているポートフォリオが含まれている。契約上合意したキャッシュ・フローの受領は重要ではない。主たる目的は、購入および売却を通じてキャッシュ・フローを最大化することである。

金融資産を分類するための第2の要件は、キャッシュ・フローの特性である。キャッシュ・フローを評価する場合、重要な考慮事項は、キャッシュ・フローが既発の金融商品の元本およびそのレバレッジがない利息のみの支払（即ち、SPPI要件）であるか否かである。原則として、金融商品は、契約上のキャッシュ・フローが単純なローンと同等である場合に限り、SPPI要件に準拠している。

ビジネス・モデルの分類は、ポートフォリオ単位で行うことができるが、SPPI要件は、常に「回収目的保有」または「回収目的保有および売却」ビジネス・モデルに分類された個別の金融商品毎に査定する必要がある。

原則として、金融負債は、償却原価で測定されるものとする。さらに、公正価値オプションが適用される可能性がある。自己信用スプレッドから生じる公正価値オプションの指定する金融負債の再測定効果は、収益に影響を及ぼすことなく、その他の包括利益に計上される。売買目的保有の金融負債および全てのデリバティブは、貸借対照表の別項目において報告され、また損益を通して公正価値で測定されるものとする。

プレミアムおよびディスカウントは、債権の全存続期間にわたって純利息収益の項目に計上される。対応する評価調整は、貸倒引当金の項目に表示される。信託による取引は、貸借対照表に表示されなくてもよい。無形および固定資産の減価償却の方法は、定額法である。買収により生じるのれんは、資産として認識され、無形資産の項目に表示される。少数株主持分は、資本金の一部として表示される。

損益計算書

ドイツにおいて、収入と支出は、発生主義に基づき計上され、経済的条件に従って対応する期間に損益計算書に表示される。損益計算書に表示される利益は、連結剰余金、即ち税金控除後の半期の利益である。満期前に返済された債権の違約金は、発生時に回収されなくてはならず、かつ収益として計上される。

損益を通して公正価値で測定される金融資産または金融負債から生じた純利益が含まれている。

売買目的保有カテゴリーの金融商品からの純損益は、当行のトレーディング純利益であり、費用を控除した後の正味の収益額を表示している。

従って、当該項目には以下が含まれている。

- ・ 売買目的保有の金融商品からの受取利息と支払利息
- ・ 売買目的保有の有価証券、債権、外貨および貴金属の売却からの実現損益
- ・ 売買目的保有の金融商品から受け取った配当金
- ・ 公正価値での再測定による再測定損益の純額
- ・ デリバティブ金融商品からの純損益
- ・ 公正価値調整（信用評価調整／CVA、債務評価調整／DVA、資金調達評価調整／FVA）からの純損益
- ・ 売買目的保有の金融商品の取得または処分に関連して発生した支払手数料および受取手数料

その他の純利益は、主に引当金への繰入および引当金の戻入ならびにオペレーティング・リースからの収益および費用により構成される。

当該項目には、関連会社および共同支配企業の実現損益および再測定純損益も含まれている。

(1) 企業結合およびのれんの償却（IFRS第3号、別紙A）

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の設立、共通支配下の企業または事業の結合等を除く。）に取得法が適用されている。取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産および引き受けた負債を、原則として、取得日時点の公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理されている。

日本基準とIFRSの間には、主に以下の差異が存在する。

a) 取得関連コスト（企業結合に直接起因する費用）の処理

IFRSでは、IAS第32号およびIFRS第9号にそれぞれ準拠して認識される負債性証券または持分証券の発行コストを除き、当該費用が発生してサービスの提供を受けた期間の費用として処理する。

日本では、取得関連費用は発生した事業年度の費用として処理される。

b) 条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日時点の公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付または引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんの修正を行う。

c) のれんの当初認識および非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・ 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法（全部のれん方式）

- ・ 非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法（購入のれん方式）

日本では、非支配持分自体を時価評価する処理（全部のれん方式）は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される（購入のれん方式）。

d) のれんの償却

IFRS第3号の改正に従い、のれんの定期償却は、2005年1月1日以降は行われず。しかし、のれんは、IAS第36号第90項（資産の減損）に基づき、少なくとも年一回減損テストを受けなければならない。

日本では原則として、のれんは20年を超えない期間で定率法またはその他の合理的な方法で償却され、のれんが減損した場合、減損損失が認識されなければならない。

(2) 有形固定資産の測定（IAS第16号第6項）

有形固定資産として計上される土地および建物、什器および備品は、取得原価から原価償却累計額および減損損失累計額（償却原価）を控除した価額で計上される。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合、当該資産または資産グループの回収可能価額（正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

(3) 会計方針の変更に基づく財務書類の遡及的調整（IAS第8号）

会計方針の変更は遡及的に適用される。ただし、当該変更が特定の会計期間のみに影響するか、公表済の1会計期間または複数の会計期間に累積的に影響するか否か判断ができない場合、当行は、遡及的適用が実務的に可能な最も早期の会計期間の期首現在の資産および負債の簿価に新しい会計方針を適用する。

会計の見積りの変更の影響は損益に予測的に計上するが、会計の見積りの変更が資産および負債の変更に関連するか、または資本項目に関連する場合、変更にかかる会計期間の関連する資産、負債または資本項目の簿価の調整として計上する。

過年度の会計期間の重大な誤謬は、当該誤謬の発見後に最初に公表を承認された財務書類において遡及的に訂正されなければならない。ただし、かかる誤謬に関連する公表済の1会計期間または複数の会計期間の情報が特定の会計期間に影響するか否か判断できない場合、当行は、遡及的な修正再表示が実務的に可能な最も早期の会計期間の期首現在の資産、負債および資本を修正再表示する。

日本では、かかる遡及的な調整は必要とされない。

(4) リース会計（IFRS第16号）

リースとは、特定の資産（原資産）を使用する権利を一定期間にわたり、対価と交換に移転する契約または契約の一部である。民法上、契約の適格性あるいは名称がリース、レンタル、資産の保有などとされていることは、重要ではない。

IFRS第16号は、原則として下記の4つの中核要素により、全ての形態のリース（仕組みリースを含む。）を判定する。

- 対象資産の特定
 - 明示的特定
 - 黙示的特定
- 使用を支配する権利
 - 使用期間を通して使用から生じる経済的利益のほとんど全てを取得する権利
 - 資産の使用を指図する権利

- 契約の構成要素
- リースの期間

基本的に、リース資産は有形または無形である。無形資産のリース会計に関しては、オプションが存在する（IFRS第16号第4項）。コメルツ銀行グループにおいては、ソフトウェアやライセンスのような無形資産の使用料は、リースとして計上されない。

当行グループが賃貸人として

賃貸人は、リース開始日において、リースをファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースのいずれかに分類しなければならない（IFRS第16号61項）。

当該分類は、特定のリース資産の所有に伴う経済価値とリスクのほとんど全てを本質的に享受する者を基準としている（IFRS第16号第62項）。ほとんど全ての経済的価値とリスクが賃借人に移転される場合、ファイナンス・リースとなり、賃借人が経済的な所有者となる。その他の場合には、純粋な賃貸借関係に相当するオペレーティング・リースとなる。

分類の変更（ファイナンス・リースまたはオペレーティング・リース）は、リース期間中、契約条項の修正により契約の範囲の変更が発生した場合に限り、実施されるものとする（IFRS第16号第79項およびIFRS第16号第87項によるリースの条件変更、例えば、リース対象の追加あるいは対価の額（IFRS第16号第66項））。

・ オペレーティング・リース

オペレーティング・リースに関しては、経済的所有権が賃貸人に留保される。従って、リース物件は貸借対照表の原資産として認識される。資産は、それぞれの種類の資産の引当金に従って認識される（例えば、IAS第16号による有形固定資産またはIAS第40号による投資不動産）。当初直接コストは資産計上される（IFRS第16号第83項）。

リース料の支払は、リース期間にわたり、定額法により認識されるものとする。異なる系統的な支払がより適切な場合にのみ、定額法以外の方法によることができる（IFRS第16号第81項）。

類似の資産の標準的な取扱に従って、リース資産はその経済的耐用年数にわたって定額法ベースにより償却（IAS第16号、IAS第38号）され、また減損（IAS第36号）の査定がされるものとする。

リースの条件変更が有効となった時から、リースは常に新たなリースとして会計処理されるものとする。この過程において、当初のリースにかかる全ての前払リース料または未払リース料は、新たなリースにかかるリース料とみなすものとする（IFRS第16号第87項）。

オペレーティング・リースの場合には、受領されたリース料は損益計算書の「その他の利益」として開示される。

・ ファイナンス・リース

経済的な所有権が賃借人に移転されたため、原資産はもはや賃貸人の貸借対照表に開示されない。代わりに、賃貸人は賃借人からのリース債権として認識する。

リース債権は、契約開始日において、当初正味リース投資額に等しい金額として認識されるものとする（IFRS第16号第67項）。

投資純額は、リースの総投資額からリースの計算利率を割引くことにより決定される。リースの総投資額は、賃貸人が受け取るべきリース料および賃貸人に発生している無保証残存価値（推定残存価値）の合計額である（IFRS第16号、別紙A）。

当初直接コストは、リース料／リースの投資純額が考慮されるものとするが、区分して報告されない（IFRS第16号第69項）。

金融収益（利息収益）は、リース期間にわたり適切かつ定期的に配分されるものとする。配分のパターンは、純投資額に対して一定かつ期間対応の返還率の達成を保証するものとする（IFRS第16号第75項）。

受領した全てのリース料は、毎年、リースの総投資額から控除されるものとする。純投資額にかかる複利から生じる会計期間からの金融収益が未収金融収益から控除される。即ち、リースの総投資額と純投資額との差額である。これは、リースの純投資額がリース料と毎会計期間の利息により調整されることとなる。（IFRS第16号第76項）。

契約上合意されない残存価値（無保証残存価値）の見積りは、定期的に査定されなければならない。見積り無保証残存価値が減少した場合、賃貸人はリース期間にわたる収益の配分を直ちに改定し、かつ未払金の減額を直ちに認識するものとする（IFRS第16号第77項）

ファイナンス・リースの場合、受領したリース料は「金融資産」として貸借対照表の資産の部において認識されるものとする。

受領したリース料にかかる複利からの利息は、「利息収益」として報告されるものとする。

当行グループが賃借人として

賃借人は、常に全てのリースの使用権資産および対応するリース負債を認識するものとする（IFRS第16号第22項）。

使用権資産は、「土地および建物」と「事務所用什器備品」とに区分され、貸借対照表の資産の部に「投資不動産」として開示されている。

リース負債もまた「土地および建物」と「事務所用什器備品」とに区分され、「その他の債務」として報告されている。

使用権資産の償却は「一般管理費」として開示されている。リース負債の複利に割り当てられたリース料の部分は「利息費用」とされ、返済に割り当てられたリース料の部分はリース負債を減少させ、収益に影響しない。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについては、その経済的実質に基づいて判断すべきであるとしている。

(5) 退職給付会計の数理計算上の差異の会計処理（IAS第19号）

IAS第19号によれば、早期退職および死亡給付のための支払は、「貸借対照表アプローチ」を使用して表示されるものとする。即ち、数理計算上の利益または損失は、当該利益または損失が発生した会計期間の損益に直ちに計上される。

(6) 有給休暇

企業は従業員の短期の給付金である有給休暇の予想される費用を、(a)累積有給休暇の場合は、従業員が将来の有給休暇の権利を拡大する労務を提供した場合、(b)非累積有給休暇の場合は、休暇を取得した時、それぞれ計上する。

日本の会計処理では、有給休暇引当金は計上されない。

(7) 関係会社およびジョイント・アレンジメントに対する投資（IAS第28号およびIFRS第11号）

IAS第28号およびIFRS第11号に基づく関係会社およびジョイント・ベンチャーの連結に関しては、持分法（一行連結／ワン・ライン・コンソリデーション）が適用される。コメルツ銀行グループに関して、ジョイント・オペレーションは該当しない。

(8) 減損会計（IAS第36号）

各貸借対照表日現在、すべての資産は減損の兆候があるか否か見直さなくてはならない。資産の減損は、資産の簿価が当該資産の正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の価額を超過した場合、減損として認識される。IAS第36号には、減損の外部的兆候および内部的兆候が列記されている。資産の減損の可能性がある場合、資産の回収可能額を算出する必要がある。耐用年数の定められていない無形資産や企業結合により取得したのれんの回収可能額は、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年測定しなければならない。

回収可能額は、資産の公正価値から当該資産の売却費用を控除した額と使用価値のいずれか高い方の価額である。公正価値は契約に基づき、時価または資産の売却価格の最高見積額から処分費用を控除した額とされる。使用価値の算出は、独立当事者間の自由かつ公正な取引から企業が当該資産から得られると予想される見積将来キャッシュ・フローが反映されるものとされる。

減損は、資産が別の会計基準（IAS第16号等）に基づき再評価されて計上されない限り、損益に直ちに反映されなければならない。直近の減損の計上以降、資産の回収可能額の算出に使用された見積りに変化があった場合、かかる減損は戻し入れられる。簿価は回収可能額を上限として増加されるが、過年度にかかる資産に減損が計上されなかった場合の簿価を上回らないものとする。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が簿価を下回ると見積られた場合、当該資産または資産グループの回収可能価額（正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と簿価の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

(9) 研究開発費（IAS第38号）

研究は、科学的あるいは技術的に新しい知識や理解を得ることを目的に独自に計画された調査である。研究費は、発生時に費用として計上される。

開発は、商業生産または商業使用の開始前の新規のまたは大幅に改良された材料、機器、製品、過程、システム、サービスの生産のための計画あるいは設計にかかる研究による発見やその他の知識の適用である。開発費は、資産の販売または使用の技術的および商業的な実現可能性が確立した時点で初めて資本化される。それまで当行は無形資産を完成させる意思と能力を有していなければならない。さらに、当行はかかる無形資産を使用または売却し、かつ資産が将来経済的価値を産出することを示さなければならない。

当行が無形資産を創出する内部プロジェクトの研究段階と開発段階とを区別できない場合、当行はかかるプロジェクトの費用が研究段階のみに発生したとみなして取り扱う。

一旦費用計上された費用は後に無形資産の費用の一部として付け替えることはできない。

日本では開発段階で発生した費用は発生時に費用計上される。

(10) 金融資産の認識の中止（IFRS第9号第3.2.3項）

下記の場合、企業は金融資産の認識の中止を計上しなければならない。

- a. 金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合。
- b. 企業が金融資産のキャッシュ・フローを受領する契約上の権利を移転する、あるいは金融資産のキャッシュ・フローを受領する権利を保持するが、一定の条件による取り決めにより他の受取人にキャッシュ・フローを支払う契約上の義務を負った場合、および企業が金融資産の所有権の実質的に全てのリスクと利益を移転したか、あるいは金融資産の所有権にかかる実質的に全てのリスクと利益を移転も保持もせず、支配権を保持しなくなった場合。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(11) ヘッジ会計（IAS第39号）

IFRS第9号第7.2.21項に従った権利を行使する場合、コメルツ銀行はIAS第39号の規定に従ったヘッジ会計を継続的に行うものとする。

IAS第39号に基づくヘッジ会計の適用は、下記の要件に従っていないなければならない。

- a. ヘッジ開始時にヘッジ関係の正式な指定と文書による明確化があること
- b. ヘッジ・リスクに起因する公正価値またはキャッシュ・フローの変化を相殺する高い効果がヘッジに期待できること
- c. ヘッジ効果の測定が確実に行われること
- d. ヘッジは継続的に測定され、実際に非常に効率的に決定されるものであること
- e. キャッシュ・フロー・ヘッジの場合、ヘッジされた予測取引は実現性が高く、また損益に影響するキャッシュ・フローの変動が発生すること

・公正価値ヘッジ会計：

公正価値ヘッジ会計の規定に従って、ヘッジ目的で使用されるデリバティブ金融商品はヘッジ・デリバティブ商品に起因する公正価値で計上される。再評価による変動は損益計算書のヘッジ会計からの純利益の項目に利益または損失として表示される。ヘッジ・リスクから生じるヘッジ資産またはヘッジ負債の公正価値の変動も同様に、損益計算書のトレーディング利益内のヘッジ会計にかかる純利益の項目に認識される必要がある。

日本では、公正価値ヘッジは、ヘッジ対象の時価を貸借対照表の価額とすることが認められているその他有価証券（売却可能証券）のみに適用される。

・キャッシュ・フロー・ヘッジ会計：

キャッシュ・フロー・ヘッジ会計に使用されるデリバティブ金融商品は、ヘッジ・デリバティブ商品に起因する公正価値で表示される。損益の報告は、有効部分と非有効部分に分離される必要がある。有効部分は、ヘッジ対象取引から生じたキャッシュ・フロー・リスクに有効なヘッジを表わす部分である。これは繰延税が考慮された後、資本に別個の項目で直接認識される（キャッシュ・フロー・ヘッジの評価）。対照的に、非有効部分は、損益計算書上に表示される。

Japan GAAPでは、公正価値ヘッジおよびキャッシュ・フロー・ヘッジともに繰延ヘッジ処理が採用されている（純資産の部で開示）。しかし、IFRSでは、公正価値ヘッジは、損益計算書でヘッジ対象・手段とも公正価値にて処理し、キャッシュ・フロー・ヘッジは純資産の部で繰延処理するというように処理の方法がヘッジの種類により区別されている。

また、ヘッジの非有効性部分の処理ですが、Japan GAAPの場合、例外的にそれを繰り延べることも容認されているが、IFRSでは、厳格に発生時に損益処理することが要求されている。さらに、日本で多く採用されている金利スワップの特例処理に関しては、IFRSでは認められていない。

(12) 投資不動産の公正価値の測定（IAS第40号）

投資不動産は、製品やサービスの製造や供給のための使用または管理目的での所有あるいは通常の業務における短期の売却ではなく、賃料の取得や値上がり益を目的として所有する不動産（土地または建物（建物の一部）あるいは土地・建物の両方）である。企業は投資不動産の計上を公正価値評価法または原価法のいずれを適用するか選択できる。コメルツ銀行は公正価値評価法による計上を選択している。

日本にはこのような会計基準は存在しない。

第7 【外国為替相場の推移】

1 【当該半期中における月別為替相場の推移】

本項目の記載は、最近6か月間の日本円とユーロの為替レートが日本において2以上の日刊新聞紙に掲載されているので、記載を省略する。

2 【最近日の為替相場】

1 ユーロ＝125.47円（2020年8月31日）

第8 【提出会社の参考情報】

以下の書類が2020年1月1日から半期報告書の提出日までに提出された。

提出書類	提出年月日
有価証券報告書	2020年6月25日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。